| 女川原子力発 | 工事計画審査資料 |
| :---: | :---: |
| 資料番号 | 02－工－D－01－0064＿改 1 |
| 提出年月日 | 2021年4月1日 |

## 基本設計方針に関する説明資料

## 【第11条 火災による損傷の防止】

【第52条 火災による損傷の防止】

- 先行審査プラントの記載との比較表
- 要求事項との対比表
（設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7 ）
－各条文の設計の考え方
（設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—6）

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機
東海第二発電所

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

柏䧙刈羽原子力登電所第 7 号機
東海第二発電所

| 女川原子力発電所第 2 号機 |
| :--- |
| （12） 事故時のプラント状態の把握機能 |
| （13） 制御室外からの安全停止機能 |
| 【11 条 3 】 |

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器は，発電用原子炉施設において火災 が発生した場合に，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物，系統及び機器とす る。

【11 条 4】

重大事故等対処施設は，火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対し て，火災防護対策を講じる。
【52 条 1】

建屋等の火災区域は，耐火壁により囲まれ，他の区域と分離されている区域を，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置を系統分離も考慮して設定する。
【11条5】【52条2】

建屋内のうち，火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するための安全機能を有する構築物，系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及 び機器を設置する火災区域は，3 時間以上の耐火能力 を有する耐火壁として，3時間耐火に設計上必要なコ ンクリート壁厚である 150 mm 以上の壁厚を有するコン クリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール，防火扉，防火ダンパ）により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。
【11条6】【52条3】

設計の相違
（女川 2 号は耐火隔壁等で 3 時間耐火の系統分離をする箇所はない。）

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

柏崦刈羽原子力発電所第 7 号機
東海第二発電所

| 女川原子力発電所第2号機 |
| :---: |
| 火災区域又は火災区画のファンネルは，煙等流入防 |
| 止装置の設置によって，他の火災区域又は火災区画か |

正装置の設置によって, 他の火災区域又は火災区画か
らの煙の流入を防止する設計とする。
【11条7】

屋外の火災区域は，他の区域と分離して火災防護対策を実施するために，火災防護上重要な機器等を設置 する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮すると ともに，延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を火災区域として設定する。
この延焼防止を考慮した管理については，保安規定
に定めて，管理する
【11 条 8 】【5 条 4】

火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置に応じて分割し て設定する。
【11条9】【52条5】

設定する火災区域及び火災区画に対して，以下に示 す火災の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。

なお，発電用原子炉施設のうち，火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設に含まれない構築物，系統及び機器は，「消防法」，「建築基準法」，「日本電気協会電気技術規程•指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を講じる設計とする。
【11 条 10】【52条6】

発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等は，火災の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の 3 つの深層防護の概念に基づき，必要な運用管理を含む火災防護対策を講じることを保安規定に定めて，管理する。

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機
東海第二発電所


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機
東海第二発電所

| 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: |
| 1.1 火災発生防止 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> 火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対 する火災の発生防止対策は，火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素 を内包する設備を対象とする。 <br> 【11条12】【52条9】 | 記載方針の相違 表現の相違 |
| 潤滑油又は燃料油を内包する設備は，溶接構造，シ ール構造の採用による漏えいの防止及び防爆の対策を講じるとともに，堰等を設置し，漏えいした潤滑油又 は燃料油が拡大することを防止する設計とし，潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損な わないよう，壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行ら設計とする。 <br> 【11 条 13】【52 条 10】 | 表現の相違 <br> （潤滑油又は燃料油を内包する設備対策の明確化） |
| 潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域又は北災区画は，空調機器による機械換気又は自然換気を行ら設計とする。 <br> 【11 条 14】【52 条 11】 | 表現の相違 |
| 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は，貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。 <br> 【11条15】【52条12】 |  |
| 水素を内包する設備のらち気体廃重物処理系設備及 | 設備名称の相違 |
| び発電機水素ガス供給設備の配管等は水素の漏えいを考慮した溶接構造とし，弁グランド部から水素の漏え いの可能性のある弁は，ベローズ弁等を用いて防爆の対策を行う設計とし，水素を内包する設備の火災によ り，発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう，壁の設置による配置上 の考慮を行ら設計とする。 <br> 【11 条 16】【52 条 13】 |  |
| 本資料のうち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。 |  |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 水素を内包する設備である蓄電池，気体廃重物処理系設備，発電機水素ガス供給設備及び水素ボンべを設置する火災区域又は火災区画は，送風機及び排風機に よる機械換气を行い，水素濃度を燃焼限界濃度以下と する設計とする。 <br> 【11条17】【52条14】 | 設備名称の相違 |
|  |  | 水素ボンベは，ボンベ使用時のみ建屋内に持达みを行ら運用として保安規定に定めて，管理し，火災区域内に水素の貯蔵機器は設置しない設計とする。 <br> 【11条18】【52条15】 | 運用の相違 <br> （女川 2 号は水素ボンベを使用時火災区域内に保管せず，使用時のみ持ち込を運用とし ている。） |
|  |  | 火災の発生防止における水素漏えい検出は，蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し，水素の燃焼限界濃度である $4 \mathrm{vol} \%$ の $1 / 4$ に達する前の濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。 <br> 気体廃妻物处理系設備内の水素濃度については，水素濃度計により中央制御室で常時監視ができる設計と し，水素濃度が上昇した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。 | 表現の相違 <br> 設備名称の相違 |
|  |  | 発電機水素がス供給設備は，水素消費量を管理する とともに，発電機内の水素純度，水素圧力を中央制御室で常時監視ができる設計とし，発電機内の水素純度 や水素圧力が低下した場合には中央制御室に警報を発 する設計とする。 <br> 水素ボンベを使用する火災区域又は火災区画につい ては，ボンベ使用時のみ建屋内に持込みを行ら運用と して保安規定に定めて，管理し，機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計することか ら，水素濃度検出器は設置しない設計とする。 <br> 【11 条 19】【52条16】 | 設備名称の相違 <br> 運用の相違 <br> （女川 2 号は水素ボンベを使用時火災区域内に保管せず，使用時のみ持ち込を運用とし ている。） |
|  |  | 蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央制御室に警報を発する設計とする。また，蓄電池室には，直流開閉装置やインバータを設置しない。 <br> 【11条20】【52条17】 |  |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機
東海第二発電所


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）


[^0]赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火炎防護設備の基本設計方針）

䄸崎刈羽原子力発電所第 7 号機
東海第二発電所
の（以下「代替材料」という。）を使用する設計，若し くは，当該構築物，系統及び機器の機能を碓保するた めに必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該構築物，系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設にお いて火災が発生することを防止するための措置を講じ る設計とする。
【11条29】【52条27】

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の うち，機器，配管，ダクト，トレイ，電線管，盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は，ステンレ ス鋼，低合金鋼，炭素鋼等の金属材料又はコンクリー ト等の不燃性材料を使用する設計とする。
ただし，配管のパッキン類は，その機能を確保する ために必要な代替材料の使用が技術上困難であるた め，金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒され ることのない設計とする。
【11 条 30】【52 条 28】

金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並 びに金属に覆われた機器躯体内部に設置する電気配線 は，発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及 び重大事故等対処施設に延焼しないことから，不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とす る。

【11 条 31】【52 条 29】

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は，原則，「平成 12 年建設省告示第 1400 号」に定められたもの又は「建築基準法」で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。
【11条32】【52条30】

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を
設置する建屋の内装材は，「建築基準法」で不燃性材

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

柏㥓刈羽原子力発電所第 7 号機
東海第二発電所

| 女川原子力発電所第2号機 |
| :---: |
| 料として認められたものを使用する設計とする。 |

【11 条 33】【52 条 31】

ただし，管理区域の床
床や，原子炬格納容器内の床や壁に使用する耐放射線性のコーティング剤は，不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること，難燃性 が確認された塗料であること，加熱源を除去した場合 はその燃焼部が広がらないこと，原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，不燃性又は難燃性の材料を使用 し，その周辺には可燃物がないことから，難燃性材料 を使用する設計とする。
【11 条 34】【52 条 32】

また，中央制御室の床面は，防炎性能を有するカー ペットを使用する設計とする。
【11条35】【52条33】

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは，実証試験により自己消火性（U L垂直燃焼試験）及び耐延焼性（I E E E 3 8 3（光 ファイバケーブルの場合はIEEE1202）垂直ト レイ燃焼試験）を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。
【11 条 36】【52 条 34】

ただし，実証試験により耐延焼性が確認できない核計装ケーブル及び放射線モニタケーブルは，原子炉格納容器外については専用電線管に収納するとともに，電線管の両端は，耐火性を有するシール材を処置する ことにより，難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とするか，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生す ることを防止するための措置を講じる設計とする。
【11条37】【52条35】

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
柏崎刈羽原子力登電所第 7 号阵

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）录字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】 番号：様式 -7 との紐らけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機
東海第二発電所
女川原子力発電所第 2 号機

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）录字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】 番号：様式 -7 との紐らけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）录字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】 番号：様式 -7 との紐らけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）录字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更笝所
【】 番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）录字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】 番号：様式 -7 との紐らけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）录字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更笝所
【】 番号：様式 -7 との紐らけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）录字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式一 7 との紐つけけをす示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）录字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式一 7 との紐つけけをす示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）


赤字 ：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機
東海第二発電所
女川原子力発電所第 2 号機
火晱防護上重要な機器等は，耐震クラスに応じて＋
分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするととも
に,「実用発電用原子炝及びその附属施設の技術基準に

$$
\text { 関する規則の解釈」 (平成 } 25 \text { 年 } 6 \text { 月 } 19 \text { 日原子力規制委 }
$$

員会) に従い, 耐震設計を行ら設計とする。

【11条41】

重大事故等対処施設は，施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，
「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関
する規則の解釈」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員
会）に従い，耐震設計を行う設計とする。
【52条39】

火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 は，森林火災から，防火帯による防護により，火炎発生防止を講じる設計とし，竜巻（風（台風）を含む。） から，竜巻防護対策設備の設置，固綊等により，火災 の発生防止を講じる設計とする。
【11条42】【52条40】

対策の相違
（女川 2 号は竜巻防護対策設備以外に建屋 による防護がある）

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火炎防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第 2 号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 1．2 火災の感知及び消火 <br> 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備 は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 に対して火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 <br> 【11条43】【52条41】 | 記載方針の相違 |
|  |  | 火災感知設備及び消火設備は，「1．1．3 自然現象に よる火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持できる設計とす る。 <br> 火災感知設備及び消火設備については，火災区域及 び火災区画に設置された火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて，地震に対して機能を維持できる設計とする。 <br> 【11 条44】【52条42】 | 記載方針の相違 |
|  |  | 1．2．1 火災感知設備 <br> 火災感知設備の火災感知器は，火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等 の環境条件，予想される火災の性質を考慮し，火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ，火災を早期に感知できるよう，固有の信号を発するアナ ログ式の煄感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とす る。 | 記載方針の相違設備名称の相違 |
|  |  | ただし，発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそ れのある場所及び屋外等は，環境条件や火災の性質を考慮し，非アナログ式の炎感知器，アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ，非アナログ式の屋外仕様の炎感知器，非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナロ グ式の防爆型の熱感知器も含めた組み合わせで設置す る設計とする。 | 設備名称の相違 <br> 表現の相違 <br> 設計の相違 <br> （設置する火災感知設備の相違。） |
|  |  | 火災感知器については，消防法施行規則に従い設置 | 表現の相違 |
|  |  | 本資料のらち札囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。 |  |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） －前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | する，又は火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知 設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める <br> 省令に定める感知性能と同等以上の方法により設置 <br> 非アナログ式の火災感知器は，環境条件等を考慮す ることにより誤作動を防止する設計とする。 <br> なお，アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非 アナログ式の屋外仕樣の炎感知器は，監視範囲に火災 の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計 とする。 <br> また，発火源となるようなものがない火㷋区域又は火災区画は，可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用として保安規定に定めて，管理することから，火災感知器を設置しない設計とする。 <br> 【11条45】【52条43】52 条44】 <br> 火災感知設備のらち火災受信機盤は中央制御室に設置し，火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計 とする。また，火災受信機盤は，構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を 1 つずつ特定 できる設計とする。 <br> 屋外の海水ポンブ室（補機ポンプエリア）及びガス タービン発電設借燃料移送ポンブを監視するアナログ式の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機盤において は，カメラ機能による映像監視（熱サーモグラフィ） により火災発生箇所の特定が可能な設計とする。 <br> 火災感知器は，自動試験幾能又は遠隔試験機能によ り点検ができる設計とする。 <br> 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを碓認するため，「消防法施行規則」に準じ，煙等の火災を模擬した試験を実施する。 <br> 【11条46】【52条45】 <br> 火災感知設備は，外部電源霛失時又は全交流動力電源霛失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け，電源を確保する設計とする。また，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置す | （設計の明確化） <br> 設備名称の相違 <br> 設計の相違 <br> （発火源がなく可燃物を持ち込まない管理 をする箇所には火災感知器を設置しない方針） <br> 設備名称の相違 <br> 設計の相違 <br> （女川 2 号は海水ポンプ室（補機ポンプエリ <br> ア）及びガスタービン発電設備燃料移送ポン プに熱感知カメラを使用する設計） <br> 表現の相違 |
|  |  | 本資料のらち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。 ${ }^{\text {a }}$－ $24-$ |  |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火炎防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | る火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は，非常用電源又は常設代替交流電源設備からの受電も可能 な設計とする。 <br> 【11条47】【52条46】 <br> 火災区域又は火災区画の火災感知設備は，凍結等の自然現象によっても，機能，性能が維持できる設計と する。 <br> 【11 条 48】【52 条 47】 <br> 屋外に設置する火災感知設備は，$-14.6^{\circ} \mathrm{C}$ まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計と する。 <br> 屋外の火災感知設備は，火災感知器の予備を保有し，万一，風水害の影響を受けた場合にも，早期に取替え を行うことにより機能及び性能を復旧する設計とす る。 <br> 【11 条 49】【52条48】 | 設備名称の相違 <br> 設計の相違 <br> （女川 2 号は緊急時対策建屋の火炏感知設備は，非常用電源及び常設代替交流電源設備 からの受電が可能。） <br> プラント固有条件の相違 <br> （発電所立地地域における外気温度の相違。 <br> 表現の相違 |
|  |  | 1．2．2 消火設備 <br> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，破損，誤作動又は誤操作が起きた場合においても，原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処す るために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響 を与えない設計とし，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは，自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備であるハ ロンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備を設置 して消火を行ら設計とする。 <br> 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは，消火器，移動式消火設備又は消火栓により消火を行ら設計とする。 <br> なお，消火設備の破損，誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全機能及び重大事故等に対処する機能への | 記載方針の相違 <br> 設備名称の相違 <br> 表現の相違 |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第 2 号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 影響については，浸水防護設備の基本設計方針にて確認する。 <br> 【11 条 50】【52 条 49】 <br> 原子炉格納容器は，運転中は窒素に置換され火災は発生せず，内部に設置された火災防護上重要な機器等 が火災により機能を損なうおそれはないことから，原子炉起動中並びに低温停止中の状態に対して措置を講 じる設計とし，消火については，消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。火災の早期消火を図 るために原子炉格納容器内の消火活動の手順を定め て，自衛消防隊（運転員，初期消火要員）の訓練を実施 する。 <br> 【11条51】 <br> なお，原子炉格納容器内において火災が発生した場合，原子炉格納容器の空間体積（約 $7650 \mathrm{~m}^{3}$ ）に対してパ ージ用排風機の容量が約 $24000 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ であることから，煙が充満しないため，消火活動が可能であることから，消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。 <br> 【11条52】【52条50】 <br> 中央制御室は，消火器で消火を行う設計とし，中央制御室制御盤内の火災については，電気機器への影響 がない二酸化炭素消火器で消火を行ら設計とする。ま た，中央制御室床下ケーブルピットについては，自動消火設備であるハロンガス消火設備（局所）を設置す る設計とする。 <br> 【11条53】【52条52】 <br> トーラス室において火災が発生した場合，トーラス室の空間体積（約 $11000 \mathrm{~m}^{3}$ ）に対して換気風量の容量が約 $21600 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ であることから，煙が充満しないため，消火活動が可能であることから，消火器を用いた消火 ができる設計とする。 <br> 【11 条 54】【52条51】 | 表現の相違 <br> 設計の相違 <br> （原子炉格納容器体積と排風機容量の相違。） <br> 設備名称の相違 <br> 設計の相違 <br> （消火設備の起動方法の相違。） <br> 設計の相違 <br> （トーラス室に対する設計方針を明記。） |
|  |  | 本資料のらち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。－ $26-$ |  |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

柏崎刈羽原子力登電所第 7 号機
東海第二発電所

| 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: |
| 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，以下の設計を行う。 <br> 【11 条55】【52条53】 |  |
| （1）消火設備の消火剤の容量 <br> a．消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応 じた十分な容量を確保するため，「消防法施行規則」及び試験結果に基づく容量を配備する設計とする。 <br> 【11条56】【52条54】 | 記載方針の相違 表現の相違 |
| b．消火用水供給系は，2時間の最大放水量を確保す る設計とする。 <br> 【11 条 57】【52 条55】 | 記載方針の相違 |
| c．屋内，屋外の消火栓は，「消防法施行令」に基づく容量を確保する設計とする。 <br> 【11 条 58】【52 条56】 | 記載方針の相違表現の相違 |
| （2）消火設備の系統構成 | 記載方針の相違 |
| 屋内水消火系の水源は，消火水槽（第 1，2 号機共用 | 設備名称の相違 |
| （以下同じ。）），消火水タンクを設置し，屋外水消火 | 設計の相違 |
| 系は，屋外消火系消火水タンクを 2 基設置し多重性を有する設計とする。 | （使用する消火用水源の相違。） |
| 屋内水消火系の消火ポンプは，電動機駆動消火ポン プ（第1，2号機共用（以下同じ。））を 2 台設置し，多重性を有する設計とする。 <br> 屋外水消火系の消火ポンプは，屋外消火系電動機駆動消火ポンプ，屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ を設置し，多様性を有する設計とする。 <br> 【11 条 59】【52 条 57】 | 設計の相違 <br> （使用する消火用ポンプの駆動源の相違。） |
| 屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの駆動用燃料 は，屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプに付属する | 設備名称の相違設計の相違 |
| 本資料のうち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。 ${ }^{\text {a }}$－ 27 |  |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） －前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

䄸崎刈羽原子力発電所第 7 号機
東海第二発電所

| 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: |
| 燃料タンクに貯蔵する。 <br> 【11 条 60】【52 条58】 <br> b．系統分離に応じた独立性 <br> 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持する ために必要な構築物，系統及び機器の相互の系統分離 を行らために設けられた火災区域又は火災区画に設置 されるハロンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備は，以下に示すとおり，系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 <br> （a）動的機器である選択弁は多重化する。 <br> （b）容器弁及びボンベを必要数より 1 つ以上多く設置する。 <br> 【11 条 61】 | （使用する消火用ポンプの相違及び設備の共用の相違。） <br> 記載方針の相違 <br> 設備名称の相違 <br> 設計の相違 <br> （女川 2 号は安全機器に対する固定式消火設備はすべてハロゲン化物消火設備を施設 する。） |
| 重大事故等対処施設は，重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によっ て同時に機能喪失しないよう，区分分離や位置的分散 を図る設計とする。 <br> 重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画，及び設計基準事故対処設備のある火災区域又は火災区画に設置するハロンガス消火設備は，上記の区分分離 や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。 <br> 【52 条 59】 | 設備名称の相違 |
| c．消火用水の優先供給 <br> 消火用水供給系は，飲料水系や所内用水系等と共用 する場合には，隔離弁を設置して遮断する措置により，消火用水の供給を優先する設計とする。 <br> 【11条62】【52 条 60】 | 記載方針の相違 |
| （3）消火設備の電源確保 <br> 屋内水消火系の電動機駆動消火ポンプは，外部電源喪失時でも起動できるように非常用電源から受電する設計とする。 <br> 屋外水消火系のらち屋外消火系ディーゼル駆動消火 | 記載方針の相違 <br> 設計の相違 <br> （電動機駆動消火ポンプの電源の相違及び設置する消火ポンプの相違。） <br> 設備名称の相違 |
| 本資料のうち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む | 能性があるため公開できません。－ 28 － |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機
東海第二発電所


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機

| 女川原子力発電所第2号機 |
| :---: |
| 火設備（局所）については，ケーブルトレイ内又は電 |
| 源盤周囲の隔壁内に消火剤を留める設計とする。 |

また，消火対象と十分離れた位置にボンベ及び制御盤を設置することで，火災の火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が，火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない
設計とする。

【11 条 66】【52 条 64】

消火設備のボンベは，火災による熱の影響を受けて も破損及び爆発が発生しないよう，ボンべに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。
【11 条 67】【52 条 65】

また，防火ダンパを設け，煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする
【11 条 68】【52条66】

管理区域からの放出消火剤の流出防止
管理区域内で放出した消火剤は，放射性物質を含む おそれがあることから，管理区域外への流出を防止す るため，管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置す るとともに，各フロアの建屋内排水系により液体廃棄物処理設備に回収し，処理する設計とする
【11 条 69】【52 条 67】
c．消火栓の配置
火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する屋内，屋外 の消火栓は，「消防法施行令」に準拠し，全ての火災区域又は火災区画の消火活動に対処できるように配置す る設計とする。
【11 条 70】【52 条 68】

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機
東海第二発電所


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

柏崎刈羽原子力登電所第 7 号機
東海第二発電所

| 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: |
| 火系ディーゼル駆動消火ポンプ，ハロンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備は，風水害に対してその性能が著しく阻害されることのないよう，建屋内に設置する設計とする。 <br> 【11条 74】【52 条 72】 | 表現の相違 |
| c．地盤変位対策 <br> 地震時における地盤変位対策として，水消火配管の レイアウト，配管支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで，地盤変位による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。 | 記載方針の相違 |
| さらに，屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができる よう，建屋に給水接続口を設置する設計とする。 <br> 【11 条 75】【52 条 73】 |  |
| （7）その他 <br> a．移動式消火設備 <br> 移動式消火設備は，恒設の消火設備の代替として消火ホース等の資機材を備え付けている化学消防自動車 を 2 台及び泡原液搬送車を 1 台配備する設計とする。 <br> 【11条76】【52 条 74】 | 記載方針の相違 <br> 設計の相違 <br> （配備する設備の仕様の相違。） |
| b．消火用の照明器具 <br> 建屋内の消火栓，消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経路には，移動及び消火設備の操作を行 うため，消防法で要求される消火継続時間 20 分に現場 への移動等の時間も考慮し，8時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。 <br> 【11 条 77】【52 条 75】 | 記載方針の相違 <br> 設計の相違 <br> （照明の蓄電池容量の相違。） |
| c．ポンプ室の煙の排気対策 <br> 火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる ポンプ室には，消火活動によらなくとも迅速に消火で きるように固定式消火設備を設置し，鎮火の確認のた | 記載方針の相違 <br> 設備名称の相違 |
| 本資料のうち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。 |  |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

柏䧙刈羽原子力登電所第 7 号機
東海第二発電所

1 時間耐火隔壁等，火災感知設備及び自動消火設備

互いに相違する系列の火災防護対象機器等は，火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。
【11条89】

また，火災感知設備及び消火設備は，上記 b．と同様 の設計とする。
【11条90】
（2）中央制御室の火災の影響軽減対策
a．中央制御室制御盤内の火災の影響軽減
中央制御室制御盤内の火災防護対象機器等は，以下 に示すとおり，実証試験結果に基づく離隔距離等によ る分離対策，高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加
え，火災により中央制御室制御盤の 1 つの区画の安全機能が全て喪失しても，他の区画の制御盤は機能が維持されることを確認することにより，原子炉の高温停止及び低温停止の達成，維持ができることを確認し，上記（1）と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計と する。
【11 条 91】

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） －前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ！前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

柏崎杊羽原子力登電所第 7 号機
東海第二発電所

| 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: |
| a．原子炉格納容器内の火災防護対象機器等の系統分離は以下のとおり対策を行う設計とする。 <br> （a）火災防護対象機器等は，難燃ケーブルを使用する とともに，電線管及び蓋付ケーブルトレイの使用等に より火災の影響軽減対策を行う設計とする。 <br> 【11条101】 | 記載方針の相違 <br> 記載方針の相違表現の相違 |
| （b）原子炉格納容器内の火災防護対象機器は，系統分離の観点から安全系区分 I と安全系区分II機器の水平距離を 6 m 以上確保し，異なる安全系区分の機器間にあ る介在物（ケーブル，電磁弁）については，金属製の筐体に収納することで延焼防止対策を行う設計とする。 <br> 【11条102】 | 記載方針の相違 <br> 表現の相違 <br> 設計の相違 <br> （離隔距離として 3 方策と同等の 6 m 以上確保することを記載。） |
| （c）原子炉格納容器内の火災防護対象ケーブルは，可能な限り位置的分散を図る設計とする。 <br> 【11条103】 | 記載方針の相違 |
| （d）原子炉圧力容器下部においては，火災防護対象機器である起動領域モニタの核計装ケーブルを露出して敷設するが，火災の影響軽減の観点から，起動領域モ ニタはチャンネルごとに位置的分散を図って設置する設計とする。 <br> 【11条104】 | 記載方針の相違 |
| b．火災感知設備については，アナログ式の異なる 2種類の火災感知器（煙感知器及び熱感知器）を設置す る設計とする。 <br> 【11条105】 | 記載方針の相違 |
| c．原子炉格納容器内の消火については，運転員及び初期消火要員による消火器又は消火栓を用いた速やか な消火活動により消火ができる設計とする。 <br> 起動中又は停止過程の空気環境において，原子炉格 | 記載方針の相違 <br> 設計の相違 |
| 本資料のうち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む | 能性があるため公開できません。－ $39-$ |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火炎防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第 2 号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 1．3．2 原子炉の安全確保 <br> （1）原子炉の安全停止対策 <br> a．火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 <br> 発電用原子炉施設内の火災によって，安全保護系及 び原子炉停止系の作動が要求される場合には，当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成さ れる構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，火災の影響軽減のための系統分離対策に よって，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，原子炉の高温停止及び低温停止が達成 できる設計とする。 <br> 【11条113】 | 記載方針の相違 |
|  |  | b．設計基準事故等に対処するための機器に単一故障 を想定した設計 <br> 発電用原子炬施設内の火災によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に，「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定しても，制御盤間の離隔距離，盤内の延狫防止対策又は現場操作によ って，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失 らことなく，原子炉の高温停止，低温停止を達成でき る設計とする。 <br> 【11条114】 | 記載方針の相違 |
|  |  | （2）火災の影響評価 <br> a．火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 <br> 設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基 に想定される発電用原子炉施設内の火災によって，安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合に は，火災による影響を考慮しても，多重化されたそれ ぞれの系統が同時に機能を失うことなく，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持できることを，以 | 記載方針の相違 |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 下に示す火災影響評価により碓認する。 <br> 【11条115】 |  |
|  |  | （a）隣接する火災区域又は火災区画に影響を与えな い場合 <br> 当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料 で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，原子炉の高温停止及び低温停止 の達成，維持が可能であることを確認する。 <br> 【11 条 116】 | 記載方針の相違 |
|  |  | （b）隣接する火災区域又は火災区画に影響を与える場合 <br> 当該火災区域又は火災区画と隣接火災区域又は火災区画の 2 区画内の火災防護対象機器等の有無の組み合 わせに応じて，火災区域又は火災区画内に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，原子炉の高温停止及 び低温停止の達成，維持が可能であることを碓認する。【11条117】 | 記載方針の相違 |
|  |  | b．設計基準事故等に対処するための機器に単一故障 を想定した設計に対する評価 <br> 内部火災により原子炉に外乱が及び，かつ，安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があ るため，「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関す る審査指針」に基づき，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，原子炉の高温停止及び低温停止を達成できることを火災影響評価により確認する。 <br> 【11条118】 | 記載方針の相違 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からら引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解釈 | $\begin{gathered} \text { 実用発電用原子炉 } \\ \text { 及びそのの附属施設の } \\ \text { 火災防護に係る審査基準 } \end{gathered}$ | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （火災による損傷の防止） |  |  |  |  |  | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り | 火災防護設備 <br> 1．火災防護設備の基本設計方針 |
| 第十一条 設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないよ う，次に掲げる措置を講 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| じなければならない。 <br> 【解釈】 |  |  |  |  |  |  |  |
| 1 第 1 1 条に規定する |  |  |  |  |  |  |  |
| 措置とは，別途定める「実用発電用原子炬及びその |  |  |  |  |  |  |  |
| 附属施設の必災防護に係 |  |  |  |  |  |  |  |
| 万番查基漼」（原規技発第 |  |  |  |  |  |  |  |
| 1306195 号（平成 25 年 6 |  |  |  |  |  |  |  |
| 月19日原子力规制委員 |  |  |  |  |  |  |  |
| 会決定）によること。（1） |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表
閉連する資籹〉
－技秝基集要求機器リスト（設定根执比関する説明書 别添－1） ：前回提出時からの変更通所

紫色：基本設計方針（前）と基本設計方鈝（後）との対比

設置許可，技術基漼規則
及び基本設計方針との対比
備考
（1）火災区域及び火災区
（c－1）基本事項画の設定
原子炉建屋，制御建屋及
災区画の設定 びタービン建屋の建屋内
火壁により囲まれ他の区 の火災区域は，耐火壁に囲域と分離されている区域まれ，他の区域と分離され を，「口（3）（i）a．（c－1－ている区域を，「（2）安全 2）火災防護対策を講じる 機能を有する構築物，系統安全機能を有する構築物，及び機器」において選定す系統及び機器の抽出」に示 る機器の配置も考慮し，火 す安全機能を有する構築 災区域として設定する。物，系統及び機器の配置も 1 1（（1）f重複）
考慮して設定する。（11）a 火災の影響軽減の対策建屋内のうち，火災の影 が必要な，原子炉の高温停響軽減の対策が必要な原 止及び低温停止を達成し，子炉の高温停止及び低温維持するための安全機能停止を達成し，維持するたを有する構築物，系統及び めの安全機能を有する構 機器並びに放射性物質の築物，系統及び機器並びに 貯蔵又は閉じ込め機能を放射性物質の貯蔵又は閉 有する構築物，系統及び機 じ込め機能を有する構築器を設置する火災区域は，物，系統及び機器を設置す（1）（11）b重複）3時間以上 る火災区域は，（11）b 3 時間 の耐火能力を有する耐火以上の耐火能力を有する 壁として， 3 時間耐火に設耐火壁，天井及び床により 計上必要なコンクリート隣接する他の火災区域と 壁厚である 150 mm 以上の分離するよう設定する。回 壁厚を有するコンクリー （111） c 重複）

ト壁や火災耐久試験によ り3時間以上の耐火能力

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 発電用原子炉施設は，火災によりその安全性を損なわないように，適切 な火災防護対策を講じる設計とする。火炎防護対策を講じる対象として <br> 「発電用軽水型原子炬施設の安全機能の重要度分類に関する審查指針」の | 屋外の火災区域は，他の区域と分離して火災防護対策を実施するために， 「口 (3) (i ) a . (c-1-2)火災防護対策を講じる安全機能を有する構築物，系統及び機器の抽出」に示す安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置する区域を火災区域として設定する。（1）f <br> また，火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離等に応 じて分割して設定する。（1） g <br> （c－1－2）火災防護対策を講じる安全機能を有する構築物，系統及び機器の抽出 <br> 発電用原子炉施設は，火災によりその安全性が損 なわれることがないよう に，適切な火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる対象とし て設計基準対象施設を設定する。（1）b | を有することを確認した耐火壁（貫通部シール，防火扉，防火ダンパ）により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。 （11） c <br> また，屋外の火災区域 は，他の区域と分離して火災防護対策を実施するた めに，「（2）安全機能を有 する構築物，系統及び機器」において選定する機器 を設置する区域を，火災区域として設定する。② <br> また，火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離等，機器 の配置状況に応じて分割 して設定する。①（11） g 重複） <br> （2）安全機能を有する構築物，系統及び機器 <br> 発電用原子炉施設は，火災によりその安全性を損 なわないように，安全重要度分類のクラス 1 ，クラス 2 及びクラス 3 に属する構築物，系統及び機器に対 して，適切な火災防護対策 を講じる設計とする。 <br> －1（ 1 b（1）c重複） <br> 火災防護対策を講じる対象は，重要度分類のクラ | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．火災防護設備の基本設計方針 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表
赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線




 ＜関連する資料〉

- 様式一 1 への展闌表（禣足説明資料）
- 技㣩基淮要求機器リスト（設定根执比関する説明書 別添 -1 ）


| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | クラス1，クラス2及び安 |  | ス 1 ，クラス 2 及び安全評 |  |  |
|  |  |  | 全評価上その機能を期待 |  | 価上その機能を期待する |  |  |
|  |  |  | するクラス3に属する構 |  | クラス 3 に属する構築物， |  |  |
|  |  |  | 築物，系統及び機器とす |  | 系統及び機器とする。 |  |  |
|  |  |  | る。 | その上で，上記構築物， | その上で，上記構築物， |  |  |
|  |  |  | 火災防護上重要な機器 | 系統及び機器の中から，原 | 系統及び機器の中から原 |  |  |
|  |  |  | 等は，上記構築物，系統及 | 子炉の高温停止及び低温 | 子炉の高温停止及び低温 |  |  |
|  |  |  | び機器のらち原子炉の高 | 停止を達成し，維持するた | 停止を達成し，維持するた |  |  |
|  |  |  | 温停止及び低温停止を達 | めの構築物，系統及び機器 | めの構築物，系統及び機器 |  |  |
|  |  |  | 成し，維持するために必 | を抽出し，火災の発生防 | 並びに放射性物質の貯蔵 |  |  |
|  |  |  | 要な構築物，系統及び機 | 止，火災の感知及び消火並 | 又は閉じ込め機能を有す |  |  |
|  |  |  | 器並びに放射性物質の貯 | びに火災の影響軽減のそ | る構築物，系統及び機器を |  |  |
|  |  |  | 蔵又は閉じ込め機能を有 | れぞれを考慮した火災防 | 抽出し，火災の発生防止， |  |  |
|  |  |  | する構築物，系統及び機 | 護対策を講じる設計とす | 火災の感知及び消火並び |  |  |
|  |  |  | 器とする。 | る。抽出した構築物，系統 | に火災の影響軽減のそれ |  |  |
|  |  |  | （1）b（1）c【11条2】 | 及び機器を「安全機能を有 | ぞれを考慮した火災防護 |  | （1）b引用元：P3 |
|  |  |  |  | する構築物，系統及び機 | 対策を講じる。①c |  |  |
|  |  |  |  | 器」という。 1 （1）d重複） | その他の設計基準対象 |  |  |
|  |  |  |  | なお，上記に含まれない | 施設は，「消防法」，「建 |  |  |
|  |  |  |  | 構築物，系統及び機器は， | 築基準法」，日本電気協会 |  |  |
|  |  |  |  | 「消防法」，「建築基準法」， | 電気技術規程•指針に基づ |  |  |
|  |  |  |  | 日本電気協会電気技術規 | き設備に応じた火災防護 |  |  |
|  |  |  |  | 程•指針に基づき設備に応 | 対策を講じる設計とする。 |  |  |
|  |  |  |  | じた火災防護対策を講じ | ①（11 i 重複） |  |  |
|  |  |  |  | る設計とする。（1）i |  |  |  |
|  |  |  |  |  | （3）原子炉の高温停止及 |  |  |
|  |  |  |  |  | び低温停止を達成し，維持 |  |  |
|  |  |  |  |  | するために必要な構築物， |  |  |
|  |  |  |  |  | 系統及び機器 |  |  |
|  |  |  | 低温停止を達成し，維持 するために必要な構築物，系統及び機器は，発電用原子炉施設において火災が発生した場合に，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持する |  | 設計基準対象施設のら | 同趣旨の記載であるが， | 火災防護設備 |
|  |  |  |  |  | ，重要度分類に基づき， | 表現の違いによる差異あ | 1．火災防護設備の基本 |
|  |  |  |  |  | 発電用原子炉施設におい |  | 設計方針 |
|  |  |  |  |  | て火災が発生した場合に， | 追加要求事項に伴う差異 |  |
|  |  |  |  |  | 原子炉の高温停止及び低 |  |  |
|  |  |  |  |  | 温停止を達成し，維持する |  |  |
|  |  |  |  |  | ために必要な以下 |  |  |
|  |  |  |  |  | を確保するための構築物， |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100条OO1：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 <br> ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\square$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解釉 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | ために必要な以下の機能 を確保するための構築物，系統及び機器とする。 （1）原子炉冷却材圧力バ ウンダリ機能 <br> （2）過剰反応度の印加防止機能 <br> （3）灲心形状の維持機能 （4）原子炉の緊急停止機能 <br> （5）未臨界維持機能 <br> （6）原子炉冷却材圧力バ ウンダリの過圧防止機能 <br> （7）原子炉停止後の除熱機能 <br> （8）炉心椧却機能 <br> （9）工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能 <br> （10）安全上特に重要な関連機能 <br> （11）安全弁及び逃がし弁 の吹き止まり機能 <br> （12）事故時のプラント状態の把握機能 <br> （13）制御室外からの安全停止機能 <br> （1）d【11条3】 <br> 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器は，発電用原子炉施設において |  | 系統及び機器を「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な構築物，系統及び機器」として選定する。 <br> （1）原子炉冷却材圧力バウ ンダリ機能 <br> （2）過剰反応度の印加防止機能 <br> （3）炉心形状の維持機能 <br> （4）原子炉の緊急停止機能 <br> （5）未臨界維持機能 <br> （6）原子炉冷却材圧力バウ ンダリの過圧防止機能 <br> （7）原子炉停止後の除熱機能 <br> （8）炉心冷却機能 <br> （9）工学的安全施設及び原子炬停止系への作動信号 の発生機能 <br> （10）安全上特に重要な関連機能 <br> （11）安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能 <br> （12）事故時のプラント状態 の把握機能 <br> （13）制御室外からの安全停止機能 <br> （1）d <br> （4）放射性物質の貯蔵又 は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器 <br> 設計基準対象施設のら ち，重要度分類に基づき，発電用原子炉施設におい て火災が発生した場合に， | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．火災防護設備の基本設計方針 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からら引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |



設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：檥式－6 亿関する記載（付番及ぴ下紗） | 1 0 O条 001 ：開連する資料と基本設計方針を組がけるための付番 |
| :---: | :---: |
|  | ＜閣蓮する資料＞ |
| 免：設㯰変更牪可と基本設計方針（後）との対比 | 昹式一1～の展開表（蒲足説明資料） |
| 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | －技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－ ：前回提出時からの変更箇所 |

 －核式－1 への压

 ：前回提出時からの変更綯所

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉 及びその附属施設の 火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （2）火災防護対策並びに火災防護対策を実施する ために必要な手順，機器及び職員の体制を含めた火災防護計画を策定する こと。 <br> （1） j, （1） k <br> （参考） <br> 審査に当たっては，本基準中にある（参考）に示 す事項について確認する こと。また，上記事項に記載されていないものにつ いては，JEAC4626－2010 及 び JEAG4607－2010を参照 すること。 <br> なお，本基準の要求事項の中には，基本設計の段階においてそれが満足 されているか否かを確認 することができないもの もあるが，その点につい ては詳細設計の段階及び運転管理の段階において確認する必要がある。 |  | なお，発電用原子炉施設のうち，火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設に含まれない構築物，系統及び機器は， <br> 「消防法」，「建築基準法」，「日本電気協会電気技術規程•指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を講じる設計とする。 （1）【11 条 10】 <br> 発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等 は，火災の発生防止，火災 の早期感知及び消火並び に火災の影響軽減の 3 つ の深層防護の概念に基づ き，必要な運用管理を含 む火災防護対策を講じる ことを保安規定に定め て，管理する。 <br> 重大事故等対処施設 は，火災の発生防止，火災 | （ $\mathrm{c}-1-3$ ）火災防護計画 <br> 発電用原子炉施設全体 を対象とした火災防護対策を実施するため，火災防護計画を策定する。 1（1） j重複） <br> 火災防護計画には，計画 を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保及び教育訓練並 びに火災防護対策を実施 するために必要な手順等 について定めるとともに，発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物，系統及び機器については，火災 の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の 3 つの深層防護の概念に基づき，必要な火災防護対策を行うこと について定める。 <br> 重大事故等対処施設に ついては，火災の発生防止，火災の早期感知及び消 | （6）火災防護計画 <br> 発電用原子炉施設全体 を対象とした火災防護対策を実施するため，火災防護計画を策定する。火災防護計画には，計画を遂行す るための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保及び教育訓練，火災から防護すべき安全機能を有 する構築物，系統及び機器，火災発生防止のための活動，火災防護設備の保守点検及び火災情報の共有，火災防護を適切に実施す るための対策並びに火災発生時の対応といった火災防護対策を実施するた めに必要な手順等につい て定めるとともに，発電用原子炬施設の安全機能を有する構築物，系統及び機器については，火災の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | （1）i引用元：P4 <br> 火災防護設備 <br> 1．火災防護設備の基本設計方針 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 火災防護計画について <br> 1．原子炉施設設置者が，火災防護対策を適切に実施するための火災防護計画を策定していること。 <br> 2．同計画に，各原子炉施設の安全機能を有する構築物，系統及び機器の防護を目的として実施され る火災防護対策及び計画 を実施するために必要な手順，機器，組織体制が定 められていること。なお， ここでいら組織体制は下記に関する内容を含む。 （1）事業者の組織内にお ける責任の所在。 <br> （2）同計画を遂行する各責任者に委任された権限。 <br> （3）同計画を遂行するた めの運営管理及び要員の確保。 <br> 3．同計画に，安全機能を有する構築物，系統及び機器を火災から防護する ため，以下の 3 つの深層防護の概念に基づいて火災区域及び火災区画を考慮した適切な火災防護対策が含まれていること。 （1）火災の発生を防止す る。 <br> （2）火災を早期に感知し て速やかに消火する。 <br> （3）消火活動により，速や かに鎮火しない事態にお |  | の早期感知及び消火の必要な運用管理を含む火災防護対策を講じることを保安規定に定めて，管理 する。 <br> 重大事故等対処施設 のうち，可搬型重大事故等対処設備に対する火災防護対策についても保安規定に定めて，管理 する。（1）j <br> その他の発電用原子炉施設については，「消防法」，「建築基準法」，「日本電気協会電気技術規程•指針」に基づき設備に応 じた火災防護対策を講じ ることを保安規定に定め て，管理する。 <br> 外部火災については，設計基準対象施設を外部火災から防護するための運用等について保安規定 に定めて，管理する。 <br> （1） k 【11条11】 | 火を行らことについて定 める。（1）j <br> その他の発電用原子炉施設については，「消防法」，「建築基準法」，目本電気協会電気技術規程。指針に基づき設備に応じ た火災防護対策を行うこ とについて定める。 <br> 外部火炎については，安全施設を外部火炎から防護するための運用等につ いて定める。（1）k | 減の 3 つの深層防護の概念に基づき，必要な火災防護対策を行うことについ て定める。 <br> 重大事故等対処施設に ついては，火災の発生防止，並びに火災の早期感知及び消火を行うことにつ いて定める。 <br> その他の発電用原子炉施設については，「消防法」，「建築基準法」，日本電気協会電気技術規程•指針に基づき設備に応じ た火災防護対策を行うこ とについて定める。 <br> 外部火災については，安全施設を外部火災から防護するための運用等につ いて定める。 <br> ①（1） j （1） k 重複） |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】

要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基漼規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置詵可申請書 本文 | 設置許可中請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | いても，原子炉の高温停止及び低温停止の機能が確保されるように，当該安全機能を有する構築物，系統及び機器を防護 する。 <br> 4．同計画が以下に示す とおりとなっていること を確認すること。 <br> （1）原子炬施設全体を対象とする計画になってい ること。 <br> （2）原子炬を高温停止及 び低温停止する機能の碓保を目的とした火災の発生防止，火災の感知及び消火，火災による影響の軽減の各対策の概要が記載されていること。 （1） j （1）k |  |  |  |  |  |  |
| 一 火災の発生を防止す るため，次の措置を講ず ること。（2） | 2.1 火災発生防止 <br> 2．1．1 原子炉施設は火災 の発生を防止するために以下の各号に掲げる火災防護対策を講じた設計で あること。 <br> （2） <br> （1）発火性又は引火性物質を内包する設備及びこ れらの設備を設置する火災区域は，以下の事項を考慮した，火災の発生防 | 2．火災の発生防止対策 2.1 発火性，引火性材料 の予防措置 <br> 2．1．1 設備の対策 <br> （1）潤滑油及び燃料油 を内包する設備の対策 | 1．1 火災発生防止 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> 火災の発生防止におけ る発火性又は引火性物質 に対する火災の発生防止対策は，火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。 <br> （2）a（3）a【11条12】 | （c－2）火災発生防止 <br> （c－2－1）火災の発生防止対策 <br> 火災の発生防止につい ては，発火性又は引火性物質を内包する設備及びこ れらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対 する火災の発生防止対策 を講じるほか，（2）a 可燃性 の蒸気又は可燃性の微粉 に対する対策，発火源への | 1．6．1．2 火災発生防止に係る設計方針 <br> 1．6．1．2．1 火災発生防止対策 <br> 発電用原子炉施設の火災の発生防止については，発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれら の設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災の発生防止対策を講 じるほか，可燃性の蒸気又 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （3）a引用元：P11 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

100 条 0 O1：䦎連する資料と基本設計方針を組つけるための付番 ＜関連する資枓〉
 ：前回揘出時からの変更箇所

| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る雷査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\substack{\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| イ 発火性又は引火性の | 止対策を講ずること。 <br> （3） <br> （1）漏えいの防止，拡大防 |  |  | 対策，（2）j 水素に対する換気及び漏えい検出対策，（2） b 電気系統の過電流によ る過熱及び焼損の防止対策（2）等を講じる設計と する。 <br> なお，放射線分解等によ り発生する水素の蓄積防止対策は，水素や酸素の濃度が高い状態で滞留及び蓄積することを防止する設計とする。①（6）（7）重複） | は可燃性の微粉に対する対策，発火源への対策，水素に対する換気及び漏え い検出対策，放射線分解等 により発生する水素の蓄積防止対策，並びに電気系統の過電流による過熱及 び焼損の防止対策等を講 じる設計とする。①（（2）a （2）b（2）j（2）1重複） <br> 具 体 的な設計を「1．6．1．2．1（1）発火性又 は引火性物質」から「1．6．1．2．1（6）過電流に よる過熱防止対策」に示 す。② <br> （1）発火性又は引火性物質 <br> 発火性又は引火性物質 を内包する設備及びこれ らの設備を設置する火災区域又は火災区画には，以下の火災の発生防止対策 を講じる設計とする。② <br> ここでいう発火性又は引火性物質としては，「消防法」で定められる危険物 のうち「潤滑油」及び「燃料油」，「高圧ガス保安法」 で高圧ガスとして定めら れる水素，窒素，液化炭酸 ガス及び空調用泠媒等の らち，可燃性である「水素」 を対象とする。（3）a <br> a．漏えいの防止，拡大防 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】

要求事項との対比表

|  | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根扰に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 物質を内包する系統の漏 えい防止その他の措置を講ずること。（3） | 止 <br> 発火性物質又は引火性物質の漏えいの防止対策，拡大防止対策を講ず ること。 <br> ただし，雰囲気の不活性化等により，火災が発生するおそれがない場合 は，この限りでない。（3b <br> （2）配置上の考慮 <br> 発火性物質又は引火性物質の火災によって，原子炉施設の安全機能を損 なうことがないように配置すること（3）c | 潤滑油又は燃料油を内包する設備は，オイルパ ン，ドレンリム及び堰に よる漏えい防止対策を講 じるとともに，ポンプの軸受部は溶接構造又はシ ール構造とする。 <br> 配管及びタンクは原則溶接構造とする。 <br> 【11条13】 | 淍滑油又は燃料油を内包する設備は，溶接構造， シール構造の採用による漏えいの防止及び防爆の対策を講じるとともに，堰等を設置し，漏えいし た泪滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし，潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災 により発電用原子炉施設 の安全機能を損なわない よう，壁の設置又は離隔 による配置上の考慮を行 ら設計とする。 <br> （3b（3）c【11条13】 |  | 止 <br> 火災区域に対する漏え いの防止対策，拡大防止対策の設計について以下を考慮した設計とする。（2） （a）発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備 <br> 火災区域内に設置する発火性又は引火性物質で ある潤滑油又は燃料油を内包する設備は，溶接構造，シール構造の採用によ り漏えいの防止対策を講 じるとともに，堰等を設置 し，漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。（3）b （b）発火性又は引火性物質である水素を内包する設備 <br> 火災区域内化設置する発火性又は引火性物質で ある水素を内包する設備 は，溶接構造等による水素 の漏えいを防止する設計 とする。（3）f <br> b．配置上の考慮 <br> 火災区域に対する配置 について，以下を考慮した設計とする。② <br> （a）発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備 <br> 火災区域内に設置する発火性又は引火性物質で | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴ら差異 | 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （3）c引用元：P13 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基漼規則•解积 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防謢に係る審査基漼 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （3）換気 <br> 換気ができる設計であ ること。(3)d |  |  |  | ある潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災によ り，発電用原子炉施設の安全機能を損なわないよう，発火性又は引火性物質で ある潤滑油又は燃料油を内包する設備と発電用原子炉施設の安全機能を有 する構築物，系統及び機器 は，壁等の設置及び離隔に よる配置上の考慮を行う設計とする。（3）c <br> （b）発火性又は引火性物質である水素を内包する設備 <br> 火災区域内に設置する発火性又は引火性物質で ある水素を内包する設備 の火災により，発電用原子炉施設の安全機能を損な わないよう，発火性又は引火性物質である水素を内包する設備と発電用原子炉施設の安全機能を有す る構築物，系統及び機器 は，壁等の設置による配置上の考慮を行ら設計とす る。（3）i <br> c．換気 <br> 火災区域に対する換気 について，以下の設計とす る。 2 2 <br> （a）発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備 <br> 発火性又は引火性物質 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設蒀変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 OO 1 ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <br> ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根执に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解秋 | 実用発電用原子炉 及びその附属施設の 火災防護に係る番査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は，空調機器による機械換気又は自然換気を行ら設計 とする。 <br> （3）d【11条14】 |  | である潤滑油又は燃料油 を内包する設備を設置す る火災区域を有する建屋等は，火災の発生を防止す るために，原子炉建屋原子炉棟送風機及び排風機等 の空調機器による機械換気を行う設計とする。ま た，屋外開放の火災区域 （海水ポンプ室（補機ポン プエリア），軽油タンクエ リア）及び非常用ディーゼ ル発電機燃料移送系連絡配管トレンチについては，自然換気を行う設計とす る。（3）d <br> （b）発火性又は引火性物質である水素を内包する設備 <br> 発火性又は引火性物質 である水素を内包する設備である蓄電池，気体廃棄物処理系設備，発電機水素 ガス供給設備及び水素ボ ンベを設置する火災区域又は火災区画は，火災の発生を防止するために，以下 に示すとおり，非常用電源又は常用電源から給電さ れる送風機及び排風機に よる機械換気により換気 を行う設計とする。（3）j i．蓄電池 <br> 蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気を行うことによって，水素濃度を燃焼限界濃度 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴ら差異 | 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 <br> ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基淮規則•解积 | $\begin{gathered} \text { 実用発電用原子炉 } \\ \text { 及びその附属施設の } \\ \text { 火炎防護に係る審査基準 } \\ \hline \end{gathered}$ | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{aligned} & \text { 設置許可申請書 } \\ & \text { 本文 } \end{aligned}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 以下とするよう設計する。 （3） <br> 安全機能を有する蓄電池を設置する火災区域又 は火災区画の換気設備は，非常用電源から給電され る送風機及び排風機によ る機械換気を行ら設計と する。 <br> それ以外の蓄電池を設置する火災区域の換気設備は，常用電源から給電さ れる送風機及び排風機に よる機械換気を行ら設計 とし，全交流動力電源喪失時に送風機及び排風機が停止した場合は，送風機及 び排風機が復帰するまで蓄電池を充電しない運用 とする。③ <br> ii．気体廃乗物処理系設備 <br> 気体廃妄物处理系設備 は，蒸気式空気抽出器より抽出された水素と酸素の混合状態が燃焼限界濃度 とならないよう，排がス再結合器によって設備内の水素濃度が燃焼限界濃度 である 4 vol $\%$ 以下となる よう設計する。 <br> 加えて，気体廃错物处理系設備を設置する火災区域又は火災区画は，常用電源から給電されるタービ ン建屋送風機及び排風機 による機械換気を行らこ とによって，水素濃度を燃 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書 添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 焼限界濃度以下とするよ ら設計する。 1（13）（3）k重複） <br> iii．発電機水素がス供給設備 <br> 発電機水素ガス供給設備を設置する火災区域又 は火災区画は，常用電源か ら給電されるタービン建屋送風機及び排風機によ る機械換気を行らことに よって，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。①（3） 3 （3k 重複） iv．水素ボンベ <br> 格納容器内雰囲気モニ夕校正用水素ボン心゙を作業時のみ持ち込み校正作業を行ら火災区域又は火災区画は，常用電源から給電される原子炉建屋原子炉棟送風機及び排風機に よる機械換気を行うこと によって，水素濃度を燃焼限界浱度以下とするよう設計する。①（3）j（3）k重複） <br> 発火性又は引火性物質 である水素を内包する設備を設置する火災区域又 は火災区画は，水素濃度が燃焼限界濃度以下の雰囲気となるように送風機及 び排風機で換気されるが，送風機及び排風機は多重化して設置する設計とす るため，動的機器の単一故 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 設置許可申請書 }}{\text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （4）防爆 <br> 防爆型の電気•計装品 を使用するとともに，必要な電気設備に接地を施 すこと。（3） |  |  |  | 障を想定しても換気は可能である。 ${ }^{3}$ <br> d．防爆 <br> 火災区域に対する防爆 について，以下の設計とす る。 <br> （a）発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備 <br> 火災区域内に設置する発火性又は引火性物質で ある潤滑油又は燃料油を内包する設備は， <br> 「1．6．1．2．1（1）a．漏えい の防止，拡大防止」に示す ように，溶接構造，シール構造の採用による潤滑油又は燃料油の漏えい防止対策を講じる設計とする とともに，万一，漏えいし た場合を考慮し堰等を設置することで，漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大 することを防止する設計 とする。 1（（3）b 重複） <br> なお，潤滑油又は燃料油 が設備の外部へ漏えいし てもっ引火点は発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する室内温度よ りも十分高く，機器運転時 の温度よりも高いため，可燃性の蒸気となることは ない。〈」 <br> また，燃料油である軽油 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：㸚連する資料と基本設計方阯を組かけるための付番 ＜関連する資料〉 <br> －柡式一 -1 への展開表（禣足説明資料） <br>  ：前回提出時からの変更綯所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基漼規則•解积 | 実用発䨋用原子炬 及びその附属施設の 火炎防謢に係る審査基漼 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | を内包する設備を設置す る火災区域又は火災区画 については，軽油が設備の外部へ漏えいし，万一，可燃性の蒸気が発生した場合であっても，非常用電源 より給電する耐震 S クラ スの換気設備で換気して いることから，可燃性の蒸気が滞留するおそれはな い。 《 <br> （b）発火性又は引火性物質である水素を内包する設備 <br> 火災区域内に設置する発火性又は引火性物質で ある水素を内包する設備 は，「1．6．1．2．1（1）c．換気」で示すように，機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計するとともに，以下に示す溶接構造等により水素の漏えいを防止する設計とする。①（3）f（3）j（3）k重複） <br> －気体廃棄物処理系設備気体廃棄物処理系設備 の配管等は雰囲気への水素の漏えいを考慮した溶接構造とし，弁グランド部 から雰囲気への水素漏え いの可能性のある弁は，雰囲気への水素の漏えいを考慮しベローズ弁等を用 いる設計とする。（3）g <br> －発電機水素ガス供給設 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基漼規則•解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火炎防謢に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\substack{\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 備 <br> 発電機水素ガス供給設備の配管等は雰囲気への水素の漏えいを考慮した溶接構造を基本とし，弁グ ランド部から雰囲気への水素漏えいの可能性のあ る弁は，雰囲気への水素の漏えいを考慮しベローズ弁等を用いる設計とする。 （3）h <br> －水素ボンベ <br> 「1．6．1．2．1（1）e．貯蔵」に示す格納容器内雰囲気モニタ校正用水素ボン べは，ボンベ使用時のみ建屋内に持ち込みを行う運用とする。①（3）1 重複） <br> 以上の設計により，「電気設備に関する技術基準 を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雾囲気とはならないため，当該の設備を設ける火災区域又は火災区画に設置す る電気•計装品を防爆型と せず，防爆を目的とした電気設備の接地も必要とし ない設計とする。（3）。 <br> なお，電気設備の必要な箇所には，「原子力発電工作物に係る電気設備に関 する技術基準を定める命令」第十条，第十一条に基 づく接地を施す設計とす る。③ |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からら引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 |  ＜関連する資料〉 <br> －様式一 -1 への展列表（禣足説明資料） <br>  ：前回提出時からの変更箅所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解秋 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 設置許可申請書 }}{\text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （5）貯蔵 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置 する火災区域における発火性物質又は引火性物質 の貯蔵は，運転に必要な量にとどめること。（3）e | また，安全機能を有す る構造物，系統及び機器 を設置する火㷋区域で使用する潤滑油及び燃料油 は，必要以上に貯蔵しな い。 <br> 【11 条 15】 | 淍滑油又は燃料油を貯蔵する設備は，貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とす る。 （3）【11条15】 |  | e．貯蔵 <br> 火災区域に設置される発火性又は引火性物質を内包する貯蔵機器につい ては，以下の設計とする。 （2） <br> 貯蔵機器とは供給設備 へ補給するために設置す る機器のことであり，安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置する火災区域内における，発火性又 は引火性物質である潤滑油又は燃料油の貯蔵機器 としては，ディーゼル発電設備の燃料デイタンク及 び軽油タンクがある。 <br> 燃料デイタンクについ ては，各燃料デイタンクに対応した非常用ディーゼ ル発電機又は高圧炬心ス プレイ系ディーゼル発電機を 8 時間連続運転する ために必要な量を貯蔵す ることを考慮した設計と する。非常用ディーゼル発電設備軽油タンクは，1系列（1系列につき3基）あ たり非常用ディーゼル発電機 1 台を 7 日間連続運転するために必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。また，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクにつ いては，高圧炉心スプレイ | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 火災防謢設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （3）引用元：P21 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基淮規則•解积 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防謢に係る審查基䍜 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （2）水素を内包する設備の対策 <br> 水素を内包する設備及 び機器には，気体廃棄物処理設備及び蓄電池があ る。 <br> これらの設備及び機器 は，以下に示す漏えい防止及び換気等による防爆対策を講じることにより火災の発生を防止する。 <br> a．配管及び機器は原則溶接構造とし，弁は溶接構造，ベローズ弁等 の漏えい防止構造とす る。 <br> b．溶接構造としている配管設置区域以外は，以下に示すとおり換気 | 水素を内包する設備の らち気体廃棄物処理系設備及び発電機水素ガス供給設備の配管等は水素の漏えいを考慮した溶接構造とし，弁グランド部か ら水素の漏えいの可能性 のある弁は，ベローズ弁等を用いて防爆の対策を行ら設計とし，水素を内包する設備の火災によ り，発電用原子炬施設の安全機能を損なわないよ ら，壁の設置による配置上の考慮を行う設計とす る。 <br> （3）f（3）g（3）h（3）i【11条16】 <br> 水素を内包する設備で |  | 系ディーゼル発電機を 7日間連続運転するために必要な量を貯蔵すること を考慮した設計とする。 <br> （3） <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置す る火災区域内における，発火性又は引火性物質であ る水素の貯蔵機器として は，格納容器内雾囲気モニ夕校正用水素ボンべがあ るが，ボンベ使用時のみ建屋内に持ち込みを行ら運用とすることで，火災区域内に水素の貯蔵機器は設置しない設計とする。（3） | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが， | 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （3）f引用元：P12 <br> （3） g 引用元：P18 <br> （3）h引用元：P19 <br> （3）i引用元：P13 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炉及びその附属於設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | により雰囲気中での水素の滞留を防止する。 <br> （a）気体廃棄物処理設備の構成機器を設置す る区画は，空調設備に て換気する。 <br> （b）蓄電池室は，充電中 に内部から水素が放出 されることから，空調設備で換気する。 <br> 【11条17】 | ある蓄電池，気体廃棄物処理系設備，発電機水素 ガス供給設備及び水素ボ ンべを設置する火災区域又は火災区画は，送風機及び排風機による機械換気を行い，水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。 <br> （3） j （3） K 【11条17】 <br> 水素ボンベは，ボンベ使用時のみ建屋内に持込 みを行ら運用として保安規定に定めて，管理し，火災区域内に水素の貯蔵機器は設置しない設計とす る。 <br> （31【11条18】 <br> 火災の発生防止におけ る水素漏えい検出は，蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し，水素の燃燒限界濃度である $4 \mathrm{vol} \%$ の $1 / 4$ に達する前の濃度にて中央制御室に警報を発す る設計とする。 <br> （2）$(2) c$ <br> 気体廃重物処理系設備内の水素濃度について は，水素浱度計により中央制御室で常時監視がで きる設計とし，水素濃度 が上昇した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。 <br> 発電機水素がス供給設 |  |  | 表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | （3） j 引用元：P14 <br> （3）k引用元：P15 <br> 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （3）1引用元：P21同上 <br> （2）b引用元：P11 <br> （2）c引用元：P27 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100条OO1：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 <br> ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\square$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基漼規則•解积 | 実用発電用原子炉 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （3）換気設備の対策換気設備で使用するチ ヤコールフィルタは，固体廃棄物として処理する までの間，鋼製容器内に収納し保管する。 <br> 【11条21】 | 備は，水素消費量を管理 するとともに，発電機内 の水素純度，水素圧力を中央制御室で常時監視が できる設計とし，発電機内の水素純度や水素圧力 が低下した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。 <br> 水素ボンべを使用する火災区域又は火災区画に ついては，ボンベ使用時 のみ建屋内に持ち込みを行う運用として保安規定 に定めて，管理し，機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう に設計することから，水素濃度検出器は設置しな い設計とする。 <br> （2）d【11条19】 <br> 蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央制御室に警報を発する設計とする。また，蓄電池室 には，直流開閉装置やイ ンバータを設置しない。 （3）m（3） n 【11条20】 <br> 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において，崩壊熱が発生し，火災事象に至るよ らな放射性廃棄物を貯蔵 しない設計とする。 <br> また，放射性物質を含 んだ使用済イオン交換樹脂，チャコールフィルタ |  |  | 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | （2）d引用元：P28火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （3）m（3）n引用元：P134同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基淮規則•解釉 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基淮規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （2）可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するお それがある火災区域に |  | 及びHEPAフィルタは，固体廃棄物として処理を行 うまでの間，金属容器や不燃シートに包んで保管 することを保安規定に定 めて，管理する。（2）e <br> 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域又 は火災区画の換気設備 は，火災時に他の火災区域又は火災区画や環境へ の放射性物質の放出を防 ぐために，換気設備の停止及び風量調整ダンパの閉止により，隔離ができ る設計とする。 <br> （2） f 【11条21】 <br> 火災の発生防止のた め，火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用として保安規定に定めて，管理 するとともに，可燃性の蒸気が滞留するおそれが ある場合は，使用する作業場所において，換気，通風，拡散の措置を行うと ともに，建屋の送風機及 び排風機による機械換気 により滞留を防止する設計とする。 <br> （2）g【11条22】 <br> 火災区域又は火災区画 において，発火性又は引火性物質を内包する設備 |  | （2）可燃性の蒸気又は微粉の対策 | 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り | （2） 引用元：P138 <br> （2）f引用元：P137 <br> 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （2）g引用元：P25 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技訹基滩規則•解釈 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置計可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | は，滞留する蒸気又は微粉を屋外の高所に排出す る設備を設けるととも に，電気•計装品は防爆型 とすること。また，着火源 となるような静電気が溜 まるおそれのある設備を設置する場合には，静電気を除去する装置を設け ること。 <br> （2） g, （2）h（2）i，（3） |  | は，溶接構造の採用及び機械換気等により，「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「工場電気設備防爆指針」で要求 される爆発性雰囲気とな らない設計とするととも に，当該の設備を設ける火災区域又は火災区画に設置する電気•計装品の必要な箇所には，接地を施す設計とする。 <br> （3）【11条23】 <br> 火災の発生防止のた め，可燃性の微粉を発生 する設備及び静電気が溜 まるおそれがある設備を火災区域又は火災区画に設置しないことによっ て，可燃性の微粉及び静電気による火災の発生を防止する設計とする。 <br> （2）h（2）i【11条24】 |  | 性の蒸気又は可燃性の微粉の対策については，以下 の設計とする。 ${ }^{2}$ ） <br> 発火性又は引火性物質 である潤滑油又は燃料油 を内包する設備は， <br> 「1．6．1．2．1（1）d．防爆」 に示すように，可燃性の蒸気が発生するおそれはな い。 4 <br> また，火災区域において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし，可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は，使用する作業場所に おいて，換気，通風，拡散 の措置を行うとともに，建屋の送風機及び排風機に よる機械換気により滞留 を防止する設計とする。 （2）g <br> さらに，火災区域には，「工場電気設備防爆指針」 に記載される「可燃性粉じ ん（石炭のように空気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん）」や「爆発性粉じん（金属粉じんの ように空気中の酸素が少 ない雰囲気又は二酸化炭素中でも着火し，浮遊状態 では激しい爆発を生じる粉じん）」のような｢可燃性の微粉を発生する設備」を設置しない設計とす る。（2）h | 追加要求事項に伴ら差異 <br> 同趣旨の記载であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴ら差異 | （3）$引$ 引用元：P19 <br> 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （2）i引用元：P26 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基鹪規則•解积 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基淮規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （3）火花を発生する設備 や高温の設備等発火源と なる設備を設置しないこ と。ただし，災害の発生を防止する附帯設備を設け た場合は，この限りでな い。（2） j （2）k |  | 火災の発生防止のた め，発火源への対策とし て，設備を金属製の筐体内に収納する等，火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに，高温部分を保温材で覆うこと によって，可燃性物質と の接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行ら設計とする。 <br> （2） j （2） k 【11条 25 】 |  | 以上の設計により，火災区域には可燃性の蒸気又 は微粉を高所に排出する ための設備を設置する必要はなく，電気•計装品も防爆型とする必要はない。 （b） <br> また，火災区域には金属粉や布による研磨機のよ らに静電気が溜まるおそ れがある設備を設置しな い設計とする。（2）i なお，火災区域内で電気設備が必要な箇所には，「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定 める命令」第十条，第十一条に基づく接地を施して おり，静電気が溜まるおそ れはない。（1）（3）○重複） <br> （3）発火源への対策 <br> 発電用原子炉施設には，設備を金属製の筐体内に收納する等の対策を行い，設備外部に出た火花が発火源となる設備を設置し ない設計とする。 <br> また，発電用原子炉施設 には高温となる設備があ るが，高温部分を保温材で覆うことにより，可燃性物質との接触防止や睹滑油等可燃物の過熱防止を行 ら設計とする。（2）k | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴亏差異 | 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （2）j引用元：P11 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基淮規則•解积 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火炎防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （4）火災区域内で水素が漏えいしても，水素濃度 が燃焼限界濃度以下とな るように，水素を排気で きる換気設備を設置する こと。また，水素が漏えい するおそれのある場所に は，その漏えいを検出し て中央制御室にその警報 を発すること。（2）b（2）c，（2） d |  |  |  | （4）水素対策 <br> 火災区域に対する水素対策については，以下の設計とする。 <br> 発火性又は引火性物質 である水素を内包する設備を設置する火災区域又 は炏区画は，「1．6．1．2．1（1）a．漏えい の防止，拡大防止」に示す ように，発火性又は引火性物質である水素を内包す る設備を溶接構造等とす ることにより雰囲気への水素の漏えいを防止する とともに，「1．6．1．2．1（1） c．換気」に示すように，機械換気を行うことによ って水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように設計する。①（3）f（3）j（3）k 重複） <br> 蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は，充電時において蓄電池から水素が発生するおそれがあ ることから，当該火災区域又は火災区画に可燃物を持ち込まないこととする。 （3）また，蓄電池室の上部 に水素濃度検出器を設置 し，水素の燃焼限界濃度で ある $4 \mathrm{vol} \%$ の $1 / 4$ 以下の濃度にて中央制御室に警報を発報する設計とする。 （2） c <br> また，以下の設備につい |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | ては水素濃度検出器とは別の方法にて水素の漏え いを管理している。 <br> 気体廃棄物処理系設備 は，設備内の水素濃度が燃焼限界濃度以下となるよ らに設計するが，設備内の水素濃度については水素濃度計により中央制御室 で常時監視ができる設計 とし，水素濃度が上昇した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。 <br> 発電機水素ガス供給設備は，水素消費量を管理す るとともに，発電機内の水素純度，水素圧力を中央制御室で常時監視ができる設計としており，発電機内 の水素純度や水素圧力が低下した場合には中央制御室に警報を発する設計 とする。 <br> 格納容器雰囲気モニタ校正用水素ボンベを校正作業時のみ持ち込みを行 ら火災区域又は火災区画 は，ボンべ使用時のみ建屋内に持ち込みを行う運用 とし，「1．6．1．2．1（1）c．換気」に示す機械換気によ り水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計 することから，水素濃度検出器は設置しない設計と する。（2）d |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （5）放射線分解等により発生し，蓄積した水素の急速な燃焼によって，原子炉の安全性を損なうお それがある場合には，水素の蓄積を防止する措置 を講ずること。（6）（7） |  |  |  | （5）放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策 <br> 放射線分解により水素 が発生する火災区域又は火災区画における，水素の蓄積防止対策としては，社団法人火力原子力発電技術協会「BWR配管におけ る混合ガス（水素•酸素）蓄積防止に関するガイド ライン（平成17年10月）」等に基づき，蓄積した水素 の急速な燃焼によって，原子炉の安全性を損なうお それがある場合には水素 の蓄積を防止する設計と する。（6）7 <br> 蓄電池により発生する水素の蓄積防止対策とし ては，蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は，「1．6．1．2．1（4）水素対策」に示すように，機械換気を行うことによって水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように設計する。 －1（3）j，（3）k重複） |  |  |
|  | （6）電気系統は，地絡，短絡等に起因する過電流に よる過熱防止のため，保護継電器と遮断器の組合 せ等により故障回路の早期遮断を行い，過熱，焼損 の防止する設計であるこ と。（2）1（2）m | 2.2 電気設備の過電流 による過熱防止対策電気系統は，地絡及び短絡に起因する過電流に よる過熱防止のため，過負荷継電器又は過電流継電器等の保護継電装置と遮断器の組合せにより故 | 火災の発生防止のた め，発電用原子炉施設内 の電気系統は，保護継電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し，過電流による過熱及び焼損を防止する設計とす る。 |  | （6）過電流による過熱防止対策 <br> 発電用原子炉施設内の電気系統の過電流による過熱の防止対策は，以下の設計とする。 <br> 電気系統は，送電線への落雷等外部からの影響や， | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴ら差異 | 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （2）1引用元：P11 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からら引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |



要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解釈 | $\begin{gathered} \text { 実用発電用原子炉 } \\ \text { 及びそのの附属施設の } \\ \text { 火災防護に係る審査基準 } \\ \hline \end{gathered}$ | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 火性又は引火性液体，発火性又は引火性固体が含 まれる。（3） <br> （5）放射線分解に伴う水素の対策について <br> BWR の具体的な水素対策については，社団法人火力原子力発電技術協会「BWR 配管における混合 ガス（水素•酸素）蓄積防止に関するガイドライン （平成 17 年 10 月）」に基 づいたものとなっている こと。（7） |  |  |  |  |  |  |
| 口 安全施設（設置許可基準規則第二条第二項第八 | 2．1．2 安全機能を有する構築物，系統及び機器は， | 2.3 不燃性材料，難燃性材料の使用 | 1．1．2 不燃性材料又は難燃性材料の使用 | （c－2－2）不燃性材料又は難燃性材料の使用 | 1．6．1．2．2 不燃性材料又 は難燃性材料の使用 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ | 火災防護設備 <br> 1．1．2 不燃性材料又は難 |
| 号に規定する安全施設を | 以下の各号に掲げるとお | 安全機能を有する構築 | 火災防護上重要な機器 | 安全機能を有する構築 |  |  | 燃性材料の使用 |
| いう。以下同じ。）には，不燃性材料又は難燃性材 | り，不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計で | 物，系統及び機器は，以下 のとおり不燃性又は難燃 | 等は，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計 | 物，系統及び機器のうち，主要な構造材，ケーブル， | 物，系統及び機器に対して は，不燃性材料又は難燃性 | 追加要求事項に伴う差異 |  |
| 料を使用すること。ただ | あること。ただし，当該構 |  |  | チャコールフィルタを除 |  |  |  |
| し，次に掲げる場合は，こ | 築物，系統及び機器の材 | （1）構築物は，不燃性で | 燃性材料が使用できない | く換気設備のフィルタ，保 | 不燃性材料又は難燃性材 |  |  |
| の限りでない。 <br> （1）安全施設に使用す | 料が，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性 | ある鉄筋コンクリート及び鋼材により構成す | 場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の | 温材及び建屋内装材は，丕燃性材料又は難燃性材料 | 料が使用できない場合は以下のいずれかの設計と |  |  |
| る材料が，不燃性材料又 | 能を有するもの（以下「代 |  | 性能を有するもの（以下 | を使用する設計とする。ま |  |  |  |
| は難燃性材料と同等以上 | 替材料」という。）である | （2）機器，配管，ダクト， | 「代替材料」という。）を | た，不燃性材料又は難燃性 | －不燃性材料又は難燃性 |  |  |
| の性能を有するもの（以 | 場合，もしくは，当該構築 | トレイ，電線管及びこ | 使用する設計，若しくは， | 材料が使用できない場合 | 材料と同等以上の性能 |  |  |
| 下「代替材料」という。） | 物，系統及び機器の機能 | れらの支持構造物は， | 当該構築物，系統及び機 | は，不燃性材料若しくは難 | を有するもの（以下「代 |  |  |
| である場合 | を確保するために必要な | 主要な構造材に不燃性 | 器の機能を確保するため | 燃性材料と同等以上の性 | 替材料」という。）を使 |  |  |
| （2）安全施設の機能を | 代替材料の使用が技術上 | である金属を使用す | に必要な代替材料の使用 | 能を有するものを使用す | 用する設計とする。 |  |  |
| 確保するために必要な代 | 困難な場合であって，当 |  | が技術上困難な場合は， | る設計又は当該構築物，系 | －構築物，系統及び機器の |  |  |
| 替材料の使用が技術上困 | 該構築物，系統及び機器 | （3）安全機能を有する | 当該構築物，系統及び機 | 統及び機器の機能を確保 | 機能を確保するために |  |  |
| 難な場合であって，安全 | における火災に起因して | ケーブルは，実用上可 | 器における火災に起因し | するために必要な不燃性 | 必要な代替材料の使用 |  |  |
| 施設における火災に起因 | 他の安全機能を有する構 | 能な限り「IEEE | て他の火災防護上重要な | 材料若しくは難燃性材料 | が技術上困難な場合に |  |  |
| して他の安全施設におい | 築物，系統及び機器にお | Standard for Type of | 機器等において火災が発 | と同等以上の性能を有す | は，（4）b当該構築物，系 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解釈 | $\begin{gathered} \text { 実用発電用原子炉 } \\ \text { 及びその烺均施の } \\ \text { 火災防護に係る審査基準 } \\ \hline \end{gathered}$ | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書 <br> 添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| て火災が発生することを防止するための措置が講 じられている場合（4） | いて火災が発生すること を防止するための措置が講じられている場合は， この限りではない。 <br> （4）a（4）b | Class 1E Electric <br> Cables，Field <br> Splices，and Connections for Nuclear Power Generating Stations」（I E E E Std $383-$ 1974）又は電気学会技術報告II部第139号 <br> （昭和57年11月）の垂直トレイ燃焼試験に合格した難燃性ケーブ ルを使用する。また，必要に応じ延焼防止塗料を使用する。 <br> （4）建屋内における変圧器は乾式とし，遮断器は実用上可能な限り オイルレスとする。 <br> （5）安全機能を有する動力盤及び制御盤は，不燃性である鋼製の筐体，塩化ビニル等難燃性の配線ダクト及びテ フロン等実用上可能な限り難燃性の電線を使 | 生することを防止するた めの措置を講じる設計と する。 <br> （4）a（4）b【11条29】 | るものの使用が技術上困難な場合には，当該構築物，系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物，系統及び機器において火災が発生することを防止する ための措置を講じる設計 とする。（4）a <br> このうち，安全機能を有 する機器に使用するケー ブルは，原則，実証試験に より自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブ ルを使用する設計とする が，［1（4） j 重複）核計装 ケーブルのように実証試験により延焼性を確認で きないケーブルは，難燃ケ ーブルと同等以上の性能 を有する設計又は当該ケ ーブルの火災に起因して他の安全機能を有する構築物，系統及び機器におい て火災が発生することを防止するための措置を講 | 統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物，系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講 じる設計とする。 |  | （4） b 引用元：P31 |
|  | （1）機器，配管，ダクト， トレイ，電線管，盤の筐体，及びこれらの支持構造物のうち，主要な構造材は不燃性材料を使用す ること。（4） c ，（4） d | 用する。 <br> （6）換気設備のフィル夕は，チャコールフィ ルタを除き難燃性のガ ラス繊維を使用する。 <br> （7）保温材は，不燃性の金属保温並びに難燃性 のロックウール，グラ スウール等を使用す る。 | 火災防護上重要な機器等のらち，機器，配管，ダ クト，トレイ，電線管，盤 の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材 は，ステンレス鋼，低合金鋼，炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計 とする。（4） c |  | （1）主要な構造材に対す る不燃性材料の使用 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器のうち，機器，配管，ダクト，トレ イ，電線管，盤の筐体及び これらの支持構造物の主要な構造材は，火災の発生防止及び当該設備の強度確保を考慮し，ステンレス | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．1．2 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <br> （4） c 引用元：P33 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表
赤色：檥式－6に関する記載（付番及び下下線）


紫色：基本設計方针（前）と基本設計方釙（後）との対比
100 条 001 ：䦎連する資料と基本設計方針を組つけるたための付番嗹する資料



| 技術基淮䙺則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置計可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （8）建屋内装材は，実用上可能な限り不燃性材料及び難燃性材料を使用する。 <br> 【11 条 29】 | ただし，配管のパッキ ン類は，その機能を確保 するために必要な代替材料の使用が技術上困難で あるため，金属で覆われ た狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。 <br> （4）【11条30】 <br> 金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器躯体内部に設置する電気配線は，発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等に延焼しない ことから，不燃性材料又 は難燃性材料でない材料 を使用する設計とする。 <br> （4）【11条31】 |  | 鋼，低合金鋼，炭素鋼等の金属材料又はコンクリー ト等の不燃性材料を使用 する設計とする。（4） c <br> また，ケーブルトレイ内 のケーブルの固縛材は難燃性のものを使用する設計とする。内部溢水対策で使用している止水剤，止水 パッキンについては，難燃性のものを使用する設計 とする。 3 ${ }^{\text {〉 }}$ <br> ただし，配管のパッキン類は，その機能を確保する ために必要な代替材料の使用が技術上困難である が，金属で覆われた狭隘部 に設置し直接火炎にさら されることはなく，これに より他の安全機能を有す る構築物，系統及び機器に おいて火災が発生するお それはないことから不燃性材料又は難燃性材料で はない材料を使用する設計とする。（4）d また，金属 に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並び に金属に覆われた機器躯体内部に設置される電気配線は，発火した場合でも他の安全機能を有する構築物，系統及び機器に延焼 しないことから，不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とす る。（4） | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴ら差異 | 火災防謢設備 <br> 1．1．2 不燃性材料又は難燃性材料の使用 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表
赤色：檥式－6に関する記載（付番及び下下線）
青色：設羄变更敦可本文及び源付書類八かから引用以外の記載

紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比
100 条 001 ：䦎連する資料と基本設計方針を組つけるたための付番漣する資料
 －：前回掟出時からの変更甾所


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更䉪所 |
| :---: | :---: |


| 技術基淮規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 設置許可申請書 }}{\text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | より，難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とするか，代替材料の使用が技術上困難な場合 は，当該ケーブルの火災 に起因して他の火災防謢上重要な機器等において火災が発生することを防止するための措置を講じ る設計とする。 <br> （4） k （4）14） m 【11条37】 |  | 必要があり，核計装ケーブ ルと同様に耐ノイズ性を確保するため，絶縁体に誘電率の低い架橋ポリエチ レンを使用することで高 い絶縁抵抗を有する同軸 ケーブルを使用する設計 とする。 へ <br> これらのケーブルは，自己消火性を確認するUL垂直燃焼試験は満足する が，延焼性を確認する IEEE383 垂直トレイ燃焼試験の要求を満足するこ とが困難である。 <br> このため，核計装ケーブ ル及び放射線モニタケー ブルは，火災を想定した場合にも延焼が発生しない よう，原子炉格納容器外に ついては専用電線管に収納するとともに，電線管の両端は，電線管外部からの酸素供給防止を目的とし，耐火性を有するシール材 による処置を行う設計と する。 へ <br> 耐火性を有するシール材を処置した電線管内は外気から容易に酸素の供給がない閉塞した状態で あるため，核計装ケーブル及び放射線モニタケーブ ルに火災が発生してもケ ーブルの燃焼に必要な酸素が不足し，燃焼の維持が できなくなるので，すぐに |  | （4）k引用元：P32 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基淮規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 設置許可申請書 }}{\text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 自己消火し，ケーブルは延焼しない。 4 <br> このため，専用電線管で収納し，耐火性を有するシ一ル材により酸素の供給防止を講じた核計装ケー ブル及び放射線モニタケ ーブルは，IEEE383 垂直ト レイ燃焠試験の判定基準 を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。 <br> 一方，原子炬格納容器内 の原子炉圧力容器下部に おける核計装ケーブルは，周囲環境が極めて狭隘で あり電線管に敷設すると曲げ半径を確保できない こと，機器点検時にケーブ ルを解線して機器を取り外す必要があることから，一部ケーブルを露出する設計とする。しかしなが ら，以下のとおり対策する ことによって，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要 な機能に影響が及ぶおそ れはない。 夆 <br> －原子炉格納容器内は，通常運転中については窒素 を封入しており火炎発生 のおそれがないこと。 <br> －原子炉の起動中におい て，原子炉格納容器内点検前に核計装ケーブルから火災が発生し火災感知設 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基潍規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 備が作動した場合は，速や かな消火活動が可能であ ること。また，原子炉格納容器内点検終了後から窒素封入までの期間は短期間であること。 <br> －原子炉の低温停止中及 び起動中において，万一，核計装ケーブルから火災 が発生した場合を考慮し ても，火災が延焼しないよ らに，核計装ケーブルの露出部分の長さは，ケーブル曲げ半径の確保及び機器点検時の解線作業に影響 のない範囲で極力短くし，周囲への火災の延焼を防止する設計とするととも に，当該ケーブルの周囲に は自己消火性及び延焼性 が実証された難燃ケーブ ルを敷設する設計とする こと。 <br> －原子炉格納容器下部に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油を内包する設備である，制御棒駆動機構の点検時に使用 する点検装置は，通常時は電源を切る運用とし，点検装置の使用時には作業員 を配置して万一，火災が発生しても速やかに消火を行うこと。 <br> －原子炉格納容器下部に設置する常用系及び非常用系のケーブル，作業用分 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設蒀変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | IOO条○○1：関連する資料と基本設計方針を紐がけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根执に関する説明書 別添－1） <br> - 前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基淮規則•解积 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （4）換気設備のフィルタ は，不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。 ただし，チャコールフィ ルタについては，この限 りでない。（4）n |  | 火災防護上重要な機器等のうち，換気空調設備 のフィルタはチャコール フィルタを除き，「J I S L 1091（繊維製品 の燃焼性試験方法）」又は「 J A C A No．11A－ 2003 （空気清浄装置用ろ |  | 電盤，中継端子箱，サンプ ポンプ等は，金属製の筐体 に収納することで，火災の発生を防止する設計とす ること。 <br> －低温停止中及び起動中 において火災が発生した場合には固有の信号を発 する異なる種類を組み合 わせた火災感知器で感知 し，速やかな消火活動が可能であること。 <br> －万一，起動中に核計装ヶ ーブルから火災が発生し た場合でも，核計装ケーブ ルはチャンネル毎に位置的分散を図って設置して おり他のチャンネルのケ ーブルが同時に延焼する可能性が低く，未臨界監視機能を碓保出来ること。 <br> －万一，起動中に核計装ケ ーブルから火災が発生し火災感知器が作動した場合は，原子炉起動操作を中止し停止操作を行うこと。 （4） <br> （4）換気設備のフィルタ に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器のうち，換気空調設備のフィルタ は，チャコールフィルタを除き「JIS L 1091（繊維製 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．1．2 不然性材料又は難燃性材料の使用 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技訹基漼規則－解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防謢に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （5）保温材は金属，ロッ クウール又はグラスウー ル等，不燃性のものを使用すること。 <br> （4） f <br> （6）建屋内装材は，不燃性材料を使用すること。 （4） g |  | 材燃焼性試験方法指針 （公益社団法人日本空気清浄協会））」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。 <br> （4） n 【11条38】 <br> 火災防護上重要な機器等のうち，屋内の変圧器及び遮断器は，可燃性物質である絶縁油を内包し ていないものを使用する設計とする。 <br> （4）【11 条 39】 |  | 品の燃焼性試験方法）」又 は「JACA No．11A－2003（空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（公益社団法人 日本空気清浄協会））」 を満足する難燃性材料を使用する設計とする。（4）n <br> （5）保温材に対する不燃性材料の使用 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器に対する保温材は，ロックウール， ケイ酸カルシウム，セラミ ックファイバ，金属等，平成12年建設省告示第1400号に定められたもの，又は「建築基準法」で不燃性材料として認められたもの を使用する設計とする。 （4） f <br> （6）建屋内装材に対する不燃性材料の使用 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置す る建屋の内装材は，石膏ボ ード等，「建築基準法」で不燃性材料として認めら れたものを使用する設計 とする。（4）g | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴亏差異 | 火災防護設備 <br> 1．1．2 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <br> （4）引引用元：P35 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 設置許可申請書 }}{\text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 【解釈】 <br> 2 第 1 号口（2）に規定 | （参考） <br> 「当該構築物，系統及 |  |  |  | また，中央制御室の床の カーペットは，「消防法施行規則」第四条の三に基づ き，第三者機関において防炎物品の試験を実施し，防炎性能を有することを確認した材料を使用する設計とする。（4）i <br> 一方，管理区域の床に耐放射線性及び除染性を確保すること，原子炉格納容器内部の床及び壁には耐放射線性，除染性及び耐腐食性を確保することを目的としてコーティング剤 を塗布する設計とする。こ のコーティング剤は，「建築基準法施行令」第一条の六に基づく難燃性が確認 された塗料であること，不燃性材料であるコンクリ ート表面に塗布すること，加熱源を除去した場合は その燃焼部が広がらない こと，原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する安全機能を有する構築物，系統及び機器には不燃性材料又は難燃性材料を使用 し周辺には可燃物がない ことから，当該コーティン グ剤が発火した場合にお いても他の構築物，系統及 び機器において火災を生 じさせるおそれは小さい。 （4） h |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】

|  | 100 条 001 ：関連する資料と基本設神方㰸を組つけけるための付番 ＜関連する資料〉 <br> －様式一1 1 への展開表（禣足䂱明资料） <br>  $\qquad$ ：前回提出時からの変更䈏所 |
| :---: | :---: |

要求事項との対比表

| 技術基準規則•解秋 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防謢に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 本文 }}{\text { 設置許可中書 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| する「安全施設の機能を碓保するために必要な代替村料の使用が技術上困難な場合であって，安全施設における北災に起因 して他の安全施設におい て炏災が発生することを防止するための措置が講 じられている場合」とは， ポンプ，弁等の駆動部の潤滑油，機器躯体内部に設置される電気配線，不燃材料の表面に塗布され るコーティング剤等，当該村料が発水した場合に おいても，他の構築物，系統又は機器において兆災 を生じさせるおそれが小 さい場合をいう。（4） | び機器の機能を確保する ために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合 であって，当該構築物，系統及び機器における火災 に起因して他の安全機能 を有する構築物，系統及 び機器において火災が発生することを防止するた めの措置が講じられてい る場合」とは，ポンプ，弁等の駆動部の泪滑油，機器躯体内部に設置される電気配線，不燃材料の表面に塗布されるコーティ ング剤等，当該材料が発火した場合においても，他の構築物，系統又は機器において火災を生じさ せるおそれが小さい場合 をいう。（4）a（4）b <br> （3）難㦓ケーブルについ て <br> 使用するケーブルにつ いて，「火災により着火し難く，著しい燃焼をせず， また，加熱源を除去した場合はその燃焼部が広が らない性質」を有してい ることが，延狫性及び自己消火性の実証試験によ り示されていること。 <br> （実証試験の例） <br> －自己消火性の実証試験…UL 垂直燃焼試験 <br> －延焼性の実証試験…IE |  |  |  |  |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 八 避雷設備その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を施設すること。（5） | EE383 又は IEEE1202 <br> （4） j <br> 2．1．3 落雷，地震等の自然現象によって，原子炉施設内の構築物，系統及 び機器に火災が発生しな いように以下の各号に掲 げる火災防護対策を講じ た設計であること。 <br> （5） a <br> （1）落雷による火災の発生防止対策として，建屋等に避雷設備を設置す ること。 <br> （5） b | 2.4 落雷，地震等の自然現象による火災発生防止策 <br> 原子炉施設内の構築物，系統及び機器は，以下 のとおり落雷，地震の自然現象により火災が生じ ることがないように防護 した設計とする。 <br> 【11条40】 <br> 2．4．1 避雷設備 <br> 原子炉施設の避雷設備 として，「建築基準法施行令」に従い，原子炉格納施設等に避雷針を設け，落雷による火災発生を防止 | 1．1．3 自然現象による火災の発生防止 <br> 自然現象として，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮を考慮する。 <br> これらの自然現象のら ち，火災を発生させるお それのある落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災について， これらの現象によって火災が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。 （5） <br> 落雷によって，発電用原子炉施設内の構築物，系統及び機器に火災が発生しないよう，避雷設備 の設置及び接地網の敷設 を行ら設計とする。 <br> （5） $\mathfrak{b}$ 【11 条 40】 | （ $\mathrm{c}-2-3$ ）自然現象による火災の発生防止 <br> 女川原子力発電所の安全を碓保する上で設計上考慮すべき自然現象とし て，地震，津波，洪水，風 （台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮を抽出した。 <br> これらの自然現象のう ち，火災を発生させるおそ れのある落雷及び地震に ついて，これらの現象によ って火災が発生しないよ らに，以下のとおり火災防護対策を講じる設計とす る。（5）a | 1．6．1．2．3 自然現象によ る火災の発生防止 <br> 女川原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象とし ては，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，涷結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮を抽出した。 1（（5）a重複） <br> これら自然現象のうち，津波，森林火災及び竜巻 （風（台風）含む。）につ いては，それぞれの現象に対して，発電用原子炉施設 の安全機能が損なわれな いように防護することで，火災の発生を防止する設計とする。（5）d <br> 生物学的事象のらちネ ズミ等の小動物の影響に ついては，侵入防止対策に より影響を受けない設計 とする。 8＞ <br> 凍結，降水，積雪，高潮及び生物学的事象のらち クラゲ等の海生生物の影響については，火災が発生 する自然現象ではなく，火山の影響についても，火山 から発電用原子炉施設に到達するまでに火山灰等 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．1．3 自然現象による火災の発生防止 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

100 条 0 O1：䦎連する資料と基本設計方針を組つけるための付番閉連する資籹〉
 ：前回揘出時からの変更箇所

紫色：基本譈計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

| 設置許可，技術基準規則 <br> 及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :--- | :--- |

落雷によって，発電用原（1）落雷による火災の発子炉施設内の構築物，系統 生防止
及び機器に火災が発生し 発電用原子炬施設内の ないように，避雷設備の設 構築物，系統及び機器は，置及び接地網の敷設を行 落雷による火災発生を防 ら設計とする。⑤b止するため，地盤面から高 さ 20 m を超える構築物に は「建築基準法」に基づき「JIS A 4201 建築物等の避雷設備（避雷針）（1992年度版）」又は「JIS A 4201建築物等の雷保護（2003年度版）」に準拠した避雷設備の設置及び接地網の敷設を行ら設計とする。
－（5）b重複）
送電線については，架空地線を設置する設計とす ると と も に，

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方㓌（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根执に関する説明書 別添－1） ：前回提出時加らの変更箇所 |
| :---: | :---: |



設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
I第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基淮規則•解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火炏防護に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 損なわないよら施設する こと。（6） |  |  |  |  |  |  |  |
| ホ 放射線分解により発 |  |  |  |  |  |  |  |
| 生し，蓄積した水素の急 |  |  |  |  |  |  |  |
| 速な燃焼によって，発電 |  |  |  |  |  |  |  |
| 用原子炬施設の安全性を |  |  |  |  |  |  |  |
| 損ならおそれがある場合 |  |  |  |  |  |  |  |
| には，水素の蓄積を防止 |  |  |  |  |  |  |  |
| する措置を講ずること。 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【解釈】 |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 第 1 号ホの規定につ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 炬及びその附属施設の水 |  |  |  |  |  |  |  |
| 災防蒦に係る審查基準」 |  |  |  |  |  |  |  |
| のほか，以下によること。 |  |  |  |  |  |  |  |
| －「放射線分解により発生 |  |  |  |  |  |  |  |
| し，蓄積した水素の急速 |  |  |  |  |  |  |  |
| な燃焼によって，発電用 |  |  |  |  |  |  |  |
| 原子炬施設の安全性を損 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| とは，水の放射線分解に |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 生する水素が滞留，蓄積 |  |  |  |  |  |  |  |
| される可能性のある配管 |  |  |  |  |  |  |  |
| 等の損傷により，発電用 |  |  |  |  |  |  |  |
| 原子炉の安全性を損なら |  |  |  |  |  |  |  |
| おそれがあることをい |  |  |  |  |  |  |  |
| ら。この場合において，水 |  |  |  |  |  |  |  |
| 素然姥によっても破趽可 |  |  |  |  |  |  |  |
| 能性が極めて小さい配管 |  |  |  |  |  |  |  |
| 内容積（1～30リット |  |  |  |  |  |  |  |
| ル程度）を有し，破断対策 |  |  |  |  |  |  |  |
| として元弁を閉じて破断 |  |  |  |  |  |  |  |
| 部を限皠できる配管（計 |  |  |  |  |  |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |



要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及ひ下下紗） | 100 条001：閔連する資料と基本設計方針を細がけるための付番 |
| :---: | :---: |
|  | ＜閣蓮する資料＞ |
| 色：設置変更柿可と基本㪣計方針（後）との対比 | 昹式一1～の展開表（蒲足説明資料） |
| 緑色：技術基集規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | －技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） |

100条 001 ：関連する資料と基本設計方鈝を組－らけるための付番
＜関連する資料 －漛式－1～の屋


—前回提出時からの変更綯所

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 知設備及び消火設備を設 ける。 <br> 【11条43】 | 火災感知設備及び消火設備は，「1．1．3 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象 に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持 できる設計とする。 <br> 火災感知設備及び消火設備については，火災区域及び火災区画に設置さ れた火災防護上重要な機器等の耐震クラスに応じ て，地震に対して機能を維持できる設計とする。 <br> （9） a 【11条44】 | 2－3）自然現象による火災 の発生防止」で抽出した自然現象に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持できる設計とする。 <br> 火災感知設備及び消火設備については，設けられ た火災区域及び火災区画 に設置された安全機能を有する構築物，系統及び機器の耐震クラスに応じて，地震に対して機能を維持 できる設計とする。（9）a ま た，消火設備は，破損，誤作動又は誤操作が起きた場合においても，原子炬を安全に停止させるための機能を損なわない設計と する。（10） | 備」から「1．6．1．3．4 消火設備の破損，誤動作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。 <br> このうち，火災感知設備及び消火設備が，地震等の自然現象に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持され，（9）b かつ，安全機能を有する構築物，系統及び機器の耐震クラスに応じて，機能を維持できる設計とすることを <br> 「1．6．1．3．3 自然現象の考慮」に示す。また，消火設備は，破損，誤動作又は誤操作が起きた場合にお いても，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するための機能を損な わない設計とすることを「1．6．1．3．4 消火設備の破損，誤動作又は誤操作に よる安全機能への影響」に示す。② | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 同上 |
|  | （1）火災感知設備 <br> （1）各火災区域における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し，早期に火災を感知 できるよう固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等（感知器及びこ れと同等の機能を有する | 3.1 火災報知設備 <br> 火災報知設備は，火災感知器及び火災受信機等 で構成する。 <br> 3．1．1 火災感知器 <br> 火災感知器は，火災の発生による原子炉に外乱 が及び，かつ，原子炬保護設備又は工学的安全施設作動設備の作動を要求さ れる場合の高温停止を達 | 1．2．1 火災感知設備 <br> 火災感知設備の火災感知器は，火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件，予想される火災の性質を考慮し，火災感知器を設置 する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等の種類に応じ，火災 | （c－3－1）火災感知設備 火災感知器は，環境条件 や火災の性質を考慮して 型式を選定し，固有の信号 を発する異なる種類を組 み合わせて設置する設計 とする。火災感知設備は， 外部電源喪失時において も火災の感知が可能なよ うに電源確保を行い，中央 制御室で常時監視できる | 1．6．1．3．1 火災感知設備 <br> 火災感知設備は，安全機能を有する構築物，系統及 び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知できるように設置する設計とする。 <br> 火災感知器と受信機を含む火災受信機盤等で構成される火災感知設備は，以下を踏まえた設計とす | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．2．1 火災感知設備 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表
赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線



 －開連する資料〉
技林基淮要艮開開表（禣足説明資料）


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書 派付書稙 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 機器をいう。以下同じ。） をそれぞれ設置するこ と。また，その設置に当た っては，感知器等の誤作動を防止するための方策 を講ずること。 8 b b，8） c （8） d（8）e（8）f（8）g，（8）h，8）I，（8）a s | 成するに必要な系統及び機器，原子炉を低温停止 するに必要な系統及び機器，放射性物質の抑制さ れない放出を防止するに必要な系統及び機器並び にそれらが機能する必要 な計測制御系，電源系及 び冷却系等の関連系の設置区域に設置するっただ し，これら区域に設置さ れる系統及び機器が火災 による悪影響を受ける可能性がない場合等は，火災感知器を設置しない。【11条45】 <br> 3．1．2 火炎感知器設置要領 <br> （1）火災感知器は，消防法施行規則に準じて，煙感知器又は熱感知器 を設置する。 <br> （2）火災感知器の電源 は，通常時は常用低圧母線から給電するが，交流電源表失時には，火災受信機の蓄電池か ら給電することによ り，その機能を失わな いようにする。 <br> 【11条45－1】 | を早期に感知できるよ う，固有の信号を発する アナログ式の煙感知器及 びアナログ式の熱感知器 の異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置す る設計とする。8b <br> ただし，発火性又は引火性の雰囲気を形成する おそれのある場所及び屋外等は，環境条件や火災 の性質を考慮し，非アナ ログ式の炎感知器，アナ ログ式の屋外仕様の熱感知カメラ，非アナログ式 の屋外仕様の炎感知器，非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナログ式の防爆型の熱感知器も含めた組み合わせで設置 する設計とする。 <br> （8）（8）d（8）e（8）f（8） <br> 火災感知器について は，消防法施行規則に従 い設置する，又は火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令に定める感知性能 と同等以上の方法によ り設置する設計とする。 <br> 非アナログ式の火災感知器は，環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計と する。 8 8 | 設計とする。回（8k重複） | る。 1（（8）b重複） <br> （1）火災感知器の環境条件等の考慮 <br> 火災感知設備の火災感知器は，火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件や，炎が生 じる前に発煙すること等，予想される火災の性質を考慮して設置する設計と する。 <br> （2）固有の信号を発する異なる火災感知器の設置 <br> 火災感知設備の火災感知器は，「1．6．1．3．1（1）火災感知器の環境条件等の考慮」の環境条件等を考慮 し，火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物，系統及び機器の種類に応 じ，火災を早期に感知し，誤作動を防止するために，固有の信号を発するアナ ログ式の煙感知器及びア ナログ式の熱感知器の異 なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計と する。（8）b <br> ただし，発火性又は引火性の雰囲気を形成するお それのある場所及び屋外等は，非アナログ式も含め た組み合わせで設置する設計とする。（8）c |  | （8）d引用元：P50 <br> （8）e（8）f引用元：P52 <br> （8） g 引用元：P53 <br> 8h引用元：P53 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 OO I ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根㧈几関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基淮規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | なお，アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及 び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器は，監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。 <br> （8）i <br> また，発火源となるよ らなものがない火災区域又は火災区画は，可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用として保安規定に定めて，管理する ことから，火災感知器を設置しない設計とする。 （8）as【11条45】 |  | 炎感知器は非アナログ式であるが，炎が発する赤外線又は紫外線を感知す るため，炎が生じた時点で感知することができ，火災 の早期感知が可能である。 ここで，アナログ式とは「平常時の状況（温度，煙 の濃度）を監視し，かつ，火災現象（急激な温度や煙 の濃度の上昇）を把握する ことができる」ものと定義 し，非アナログ式とは「平常時の状況（温度，煙の濃度）を監視することはでき ないが，火災現象（急激な温度や煙の濃度の上昇等） を把握することができる」 ものと定義する。 <br> 以下に，上記に示す火災感知器の組み合わせのう ち，特徴的な火災区域又は火災区画を示す。② a．燃料取替床等 <br> 燃料取替床等は天井が高く大空間となっている ため，火災による熱が周囲 に拡散することから，熱感知器による感知は困難で ある。 <br> このため，アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の炎感知器をそれぞれ の監視範囲に火災の検知 に影響を及ぼす死角がな いように設置する設計と する。（8）d |  | （8）${ }^{\text {引用元：P52 }}$ |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設蒀変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式－1～の展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更䈭所 |
| :---: | :---: |


| 技術基淮規則•解积 | 実用発電用原子炉 及びその附属施設の 火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 本文 }}{\text { 設置許可中書 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | b．ディーゼル発電機室非常用送風機室 <br> ディーゼル発電機室非常用送風機室は機器運転中の空気の流れにより火災時の煙が流出するおそ れがあることから煙感知器による感知は困難であ る。このため，アナログ式 の熱感知器及び非アナロ グ式の炎感知器を設置す る設計とする。（®） c．原子炉格納容器 <br> 原子炉格納容器内は，ア ナログ式の煙感知器及び熱感知器を設置する設計 とする。 <br> 運転中の原子炉格納容器は，閉鎖した状態で長期間高温かつ高線量環境と なることから，アナログ式 の火災感知器が故障する可能性がある。このため，通常運転中，窒素封入によ る不活性化により火災が発生する可能性がない期間については，原子炉格納容器内に設置する火災感知器は，起動時の窒素封入後に作動信号を除外する運用とし，プラント停止後 に速やかに取り替える設計とする。（） <br> 対して，以下に示す火災区域又は火災区画は，環境条件等を考慮し，上記とは異なる火災感知器を組み |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 設置許可申請書 }}{\text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基淮規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 合わせて設置する設計と する。 <br> d．屋外区域（海水ポンプ室（補機ポンプエリア）） <br> 屋外区域（海水ポンプ室 （補機ポンプエリア））は，区域全体の火災を感知す る必要があるが火災によ る煙が周囲に拡散し煙感知器による火災感知は困難であること及び降水等 の浸入により火災感知器 の故障が想定されること から，アナログ式の屋外仕様の赤外線感知機能を備 えた熱感知カメラ及び非 アナログ式の屋外仕様の炎感知器 8 （ e をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がない ように設置する設計とす る。（8i <br> e．軽油タンクエリア <br> 軽油タンクエリアは，万一の機器破損による漏え いで引火性又は発火性の雰囲気を形成する可能性 があるため，火災を早期に感知できるよう，非アナロ グ式の防爆型で，かつ固有 の信号を発する異なる種類の煙感知器及び熱感知器（8）f を設置する設計と する。 <br> f．蓄電池室 <br> 水素による引火性又は発火性の雰囲気を形成す |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 本文 }}{\text { 設置許可中書 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | るおそれのある場所（蓄電池室）は，万一の水素濃度 の上昇を考慮し，火災を早期に感知できるように，非 アナログ式の防爆型で，か つ固有の信号を発する異 なる種頪の煙感知器及び熱感知器（8）gを設置する設計とする。 <br> これらの非アナログ式 の火災感知器は，以下の環境条件等を考慮すること により誤作動を防止する設計とする。8h <br> －煙感知器は蒸気等が充満する場所に設置しない。 －熱感知器は作動温度が周囲温度より高い温度で作動するものを選定する。 －炎感知器は平常時より炎の波長の有無を連続監視し，火災現象（急激な環境変化）を把握でき，感知原理に「赤外線 3 波長式」 （物質の燃焼時に発生す る特有な放射エネルギー の波長帯を3つ検知した場合にのみ発報する）を採用するものを選定する。さ らに，屋内に設置する場合 は外光が当たらず，高温物体が近傍にない箇所に設置することとし，屋外に設置する場合は，屋外仕様を採用するとともに，太陽光 の影響に対しては視野角 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 OO I ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根㧈几関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解雅 | 実用登電用原子炉 仙びその附属於設の 火炎防護に係る番查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可中請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | への影響を考慮した遮光板を設置することで誤作動を防止する設計とする。 また，以下に示す火災区域又は火災区画は，発火源と なる可燃物がなく可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とすること から，火災感知器を設置し ない（8）as，若しくは発火源 となる可燃物が少なく火災により安全機能へ影響 を及ぼすおそれはないこ とから「消防法」又は「建築基淮法」に基づく火災感知器を設ける設計とする。 <br> g．ルーバ室，給気ケーシ ング室，給気室，ブローア ウトシャフト室，ダクトス ペース，パイプスペース， トレンチ（予備スペース） ルーバ室，給気ケーシン グ室，給気室，ブローアウ トシャフト室，ダクトスペ ース，パイプスペース，ト レンチ（予備スペース）は，発火源となるようなもの が設置されておらず，可燃物管理により可燃物を持 ち込まない運用とする上， コンクリートの壁で囲わ れていることから火災の影響を受けない。 <br> したがって，ルーバ室，給気ケーシング室，給気 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 OO I ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根㧈几関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解㤉 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可中請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 室，ブローアウトシャフト室，ダクトスペース，パイ プスペース，トレンチ（予備スペース）には火災感知器を設置しない設計とす る。业 <br> h．排気チャンバ室排気チャンバ室は，排気 を屋外に通すための部屋 であり，発火源となるよう なものが設置されておら ず，可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用と する上，コンクリートの壁 で囲われていることから，火災の影響を受けない。 <br> したがって，排気チャン バ室には火災感知器を設置しない設計とする。侊 <br> i．フィルタ室 フィルタ室に設置されて いるフィルタは難燃性で あり，発火源となるような ものが設置されておらず，可燃物管理により可燃物 を持ち込まない運用とす る上，コンクリートの壁で囲われていることから，火災の影響を受けない。 したがって，フィルタ室に は火災感知器を設置しな い設計とする。 <br> j．使用済燃料プール，復水貯蔵タンク，使用済樹脂 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 貯蔵槽，浄化系沈降分離槽使用済燃料プール，復水貯蔵タンク，使用済樹脂貯蔵槽，浄化系沈降分離槽に ついては内部が水で満た されており，火災が発生す るおそれはない。 <br> したがって，使用済燃料 プール，復水貯蔵タンク，使用済樹脂貯蔵槽，浄化系沈降分離槽には火災感知器を設置しない設計とす る。（11） <br> k．不燃性材料であるコン クリート又は金属により構成された設備のみを設 けた火災区域又は火災区画 <br> 不燃性材料であるコン クリート又は金属により構成された配管，容器，夕 ンク，手動弁，コンクリー ト構築物については流路， バウンダリとしての機能 が火災により影響を受け ないことから「消防法」又 は「建築基準法」に基づく火災感知器を設ける設計 とする。 四 <br> 1．フェイル・セイフ設計 の設備のみが設置された火災区域又は火災区画 <br> フェイル・セイフ設計の設備については火災によ り動作機能を喪失した場 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設蒀変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | IOO条○○1：関連する資料と基本設計方針を紐がけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根执に関する説明書 別添－1） <br> - 前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基潍規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （2）感知器については消防法施行規則（昭和 36年自治省令第 6 号）第 2 3 条第 4 項に従い，感知器と同等の機能を有する | 3．1．3 火災受信機設置要領 <br> 火災受信機は中央制御室に設置し，火災発生時 には警報を発信するとと | 火災感知設備のらち火災受信機盤は中央制御室 に設置し，火災感知設備 の作動状沉を常時監視で きる設計とする。また，火 |  | 合であっても，安全機能が影響を受けることは考え にくいため，「消防法」又 は「建築基準法」に基づく火災感知器を設ける設計 とする。（14） <br> m．気体廃案物处理設備工 リア排気放射線モニタ検出器設置区画 <br> 放射線モニタ検出器は隣接した検出器間を耐火隔壁により分離する設計 とする。これにより火災発生時に同時に監視機能を喪失することは考えにく く，重要度クラス 3 の設備 として火災に対して代替性を有することから，「消防法」又は「建築基準法」 に基づく火災感知器を設 ける設計とする。 畐 <br> なお，上記の監視を行ら放射線モニタ盤を設置す る中央制御室については火災発生時の影響を考慮 し，固有の信号を発するア ナログ式の煙感知器，アナ ログ式の熱感知器の異な る種類の感知器を設置す る設計とする。 <br> （3）火災受信機盤 <br> 火災感知設備の火災受信機盤は中央制御室に設置し，火災感知設備の作動状況を常時監視できる設 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴ら差異 | 火災防護設備 <br> 1．2．1 火災感知設備 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 機器については同項にお いて求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格 を定める省令（昭和 56年自治省令第17号）第 12 条から第18条まで に定める感知性能と同等以上の方法により設置す ること。（8）b，（8）（8）d（8）e（8） f（8）g，8h，（8）i | もに，火災発生区域を表示できるようにする。 <br> 【11 条 46】 | 災受信機盤は，構成され るアナログ式の受信機に より作動した火災感知器 を1つずつ特定できる設計とする。 <br> 屋外の海水ポンプ室 （補機ポンプエリア）を監視するアナログ式の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機盤において は，カメラ機能による映像監視（熱サーモグラフ ィ）により火災発生箇所 の特定が可能な設計とす る。 <br> 火災感知器は，自動試験機能又は遠隔試験機能 により点検ができる設計 とする。 <br> 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常が ないことを確認するた め，「消防法施行規則」に準じ，煙等の火災を模擬 した試験を実施する。 <br> （8）【11条46】 |  | 計とする。 <br> また，受信機盤は，構成 されるアナログ式の受信機により，以下の機能を有 する設計とする。 <br> －アナログ式の火災感知器が接続可能であり，作動 した火災感知器を 1 つず つ特定できる設計とする。 －水素の漏えいの可能性 が否定できない蓄電池室及び軽油タンクエリアに設置する非アナログ式の防爆型の火災感知器が接続可能であり，作動した火災感知器を 1 つずつ特定 できる設計とする。 <br> －屋外の海水ポンプ室（補機ポンプエリア）を監視す る非アナログ式の炎感知器及びアナログ式の熱感知カメラが接続可能であ り，感知器を 1 つずつ特定 できる設計とする。なお，屋外エリア熱感知カメラ火災受信機盤においては， カメラ機能による映像監視（熱サーモグラフィ）に より特定が可能な設計と する。 <br> －燃料取替床等の天井の高い区画を監視する非ア ナログ式の炎感知器が接続可能であり，作動した炎感知器を 1 つずつ特定で きる設計とする。 <br> また，火災感知器は以下 |  | （8） j 引用元：P59 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐つけるための付番 <br> ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 别添－1） <br> ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （3）外部電源喪失時に機能を失わないように，電源を確保する設計である こと。 8 k <br> （4）中央制御室で適切に監視できる設計であるこ と。（8） j |  | 火災感知設備は，外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるよ うに蓄電池を設け，電源 を確保する設計とする。 また，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は，非常用電源からの受電も可能な設計とする。 <br> （8）K【11条47】 |  | のとおり点検を行うこと ができるものを使用する設計とする。 <br> －自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は，機能に異常がない ことを確認するため，定期的に自動試験又は遠隔試験を実施できるものを使用する。 <br> －自動試験機能又は遗隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がな いことを確認するため，「消防法施行規則」に準 じ，煙等の火災を模摑した試験を定期的に実施でき るものを使用する。（8）j <br> （4）火災感知設備の電源確保 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置す る火災区域又は火災区画 の火災感知設備は，外部電源喪失時においても火災 の感知が可能となるよう に蓄電池を設け，電源を確保する設計とする。 <br> また，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な構築物，系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴ら差異 | 火災防護設備 <br> 1．2．1 火災感知設備 <br> 8k引引用元：P60 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基淮䙺則•解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置計可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （参考） <br> （1）火災感知設備につい て <br> 早期に火災を感知し， かつ，誤作動（火災でない にもかかわらず火災信号 を発すること）を防止す るための方策がとられて いること。 <br> なお，感知の対象とな る火災は，火炎を形成で きない状態で燃焼が進行 |  | 火災区域又は火災区画 の火災感知設備は，凍結等の自然現象によって も，機能，性能が維持でき る設計とする。 <br> （9）【11条48】 <br> 屋外に設置する火災感知設備は，$-14.6^{\circ} \mathrm{C}$ まで気温が低下しても使用可能 な火災感知設備を設置す る設計とする。（9）c <br> 屋外の火災感知設備 は，火災感知器の予備を保有し，万一，風水害の影響を受けた場合にも，早期に取替えを行うことに より機能及び性能を復旧 する設計とする。 <br> （9）d【11条49】 |  | 火災感知設備に供給する電源は，非常用ディーゼル発電機が接続されている非常用電源より供給する設計とする。 8 k | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．2．1 火災感知設備 <br> （9）b引用元：P48 <br> 同上 <br> （9）c引用元：P95 <br> （9）d引用元：P96 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設蒀変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更䈭所 |
| :---: | :---: |



紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

100 条 0 O1：関連する資料と基本設計方針を細－らけるための付番釒式


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る雷査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書 添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | する無炎火災を含む。 <br> （早期に火災を感知する ための方策） <br> －固有の信号を発する異 なる感知方式の感知器等 をそれぞれ設置すること とは，例えば，熱感知器と煙感知器のような感知方式が異なる感知器の組合 せや熱感知器と同等の機能を有する赤外線カメラ と煙感知器のような組合 せとなっていること。 <br> －感知器の設置場所を 1 つずつ特定することによ り火災の発生場所を特定 することができる受信機 が用いられていること。 （8）b，（8）（8）d（8）e（8）f（8），（8） h，（8），（8）j，（8）as <br> （誤作動を防止するため の方策） <br> －平常時の状況（温度，煙 の濃度）を監視し，かつ，火災現象（急激な温度や煙の濃度の上昇）を把握 することができるアナロ グ式の感知器を用いられ ていること。8b <br> 感知器取付面の位置が高いこと等から点検が困難になるおそれがある場合は，自動試験機能又は遠隔試験機能により点検 を行うことができる感知器が用いられているこ と。8 ${ }^{\text {j }}$ |  |  |  |  |  |  |

要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |



要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からら引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基漼規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | e．消火設備は，外部電源喪失時に機能を失わない ように，電源を確保する設計であること。（8）ab，8） ac <br> f．消火設備は，故障警報 を中央制御室に吹鳴する設計であること。（8）ak <br> g．原子炉の高温停止及 び低温停止に係る安全機能を有する構築物，系統及び機器相互の系統分離 を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は，系統分離に応じた独立性 を備えた設計であるこ と。（8）y8z <br> h．原子炉の高温停止及 び低温停止を達成し，維持するための安全機能を有する構築物，系統及び機器が設置される火災区域または火災区画であっ て，火災時に煙の充満，放射線の影響等により消火活動が困難なところに は，自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。（8）1 | 消火設備は，「消防法施行令」に準じて設置する。 <br> なお，汚染の可能性の ある消火排水が建屋外～流出するおそれがある場合には，建屋外に通じる出入口部に堰又はトレン チあるいは床面スロープ を設置し，消火排水を床 ドレンより液体廃傔物処理設備に導く。 <br> 【11条50－2】 <br> 3．2．3 消火用水供給設備 <br> 消火栓への消火用水供給設備は，消火水槽（第1， 2 号機共用（以下同じ。）），消火ポンプ（第1，2号機共用（以下同じ。））及び消火系配管等で構成する。消火用水は，消火ポンプ で建屋内外に布設された消火系配管に導かれ，必要箇所に送水される。ま た，消火ポンプ故障時に は，中央制御室に警報を発信する。 <br> 【11条50－3】 <br> 3.3 消火設備の破損，誤作動又は誤操作対策消火設備は，以下のと おり破損，誤作動又は誤操作によって安全機能を有する構築物，系統及び機器の安全機能を喪失し | 誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全機能への影響については，浸水防護設備の基本設計方針に て確認する。 <br> （10）【11 条50】 <br> 原子炉格納容器は，運転中は窒素に置換され火災は発生せず，内部に設置された火災防護上重要 な機器等が火災により機能を損なうおそれはない ことから，原子炉起動中並びに低温停止中の状態 に対して措置を講じる設計とし，消火については，消火器又は消火栓を用い た消火ができる設計とす る。火災の早期消火を図 るために原子炉格納容器内の消火活動の手順を定 めて，自衛消防隊（運転員，初期消火要員）の訓練 を実施する。 <br> （8）n（8）【【11条51】 <br> なお，原子炉格納容器内において火災が発生し た場合，原子灲格納容器 の空間体積（約 $7650 \mathrm{~m}^{3}$ ） に対してパージ用排風機 の容量が約 $24000 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ で あることから，煙が充満 しないため，消火活動が可能であることから，消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とす | 間の最大放水量を碓保し， （8）飲料水系等と共用す る場合は隔離弁を設置し消火を優先する設計とし， （1）（8a重複）水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とす る。また，屋内，屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに，移動式消火設備を配備する設計 とする。（1）（8） j 重複） <br> 消火設備の消火剂は，想定される火災の性質に応 じた十分な容量を配備し， （8）管理区域で放出され た場合に，管理区域外への流出を防止する設計とす る。四（8）ai重複） | 消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定 <br> 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持す るために必要な構築物，系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画は，「b．火災発生時の煙の充満又は放射線の影響によ り消火活動が困難となら ない火災区域又は火災区画の選定」に示した火災区域又は火災区画を除き，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるものと して選定する。①（8）1 重複） <br> b．火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならな い火災区域又は火災区画 の選定 <br> 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持す るために必要な構築物，系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画のら ち，消火活動が困難となら ないところを以下に示す。 － 1 （ 8 ） m 重複） <br> （a）屋外の火災区域（海水 ポンプ室（補機ポンプエリ ア），軽油タンクエリア及 び燃料移送ポンプ室） | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | （11）b引用元：P103 <br> 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> （8） n 引用元：P107 <br> （8）引引用元：P118 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | $\begin{array}{c}\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 添付書攧八 }\end{array}$ | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | ないようにする。 <br> （1）消火設備は，安全機能を有する構築物，系統及び機器に対し，地震に伴ら波及的影響を及ぼさないようにす る。 <br> （2）ディーゼル発電機 は，二酸化炭素消火設備の誤動作又は誤操作 により，ディーゼル機関内の燃焼が阻害され ることがないよう，デ ィーゼル機関に外気を直接吸気し，室外へ排気する。 <br> 【11条50－4】 | る。 <br> （8）【11条52】 <br> 中央制御室は，消火器 で消火を行う設計とし，中央制御室制御盤内の火災については，電気機器 への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。また，中央制御室床下ケーブルピットに ついては，自動消火設備 であるハロンガス消火設備（局所）を設置する設計 とする。 <br> （8）【11条53】 <br> トーラス室において火災が発生した場合，トー ラス室の空間体積（約 $11000 \mathrm{~m}^{3}$ ）に対して換気風量の容量が約 $21600 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ であることから，煙が充満しないため，消火活動 が可能であることから，消火器を用いた消火がで きる設計とする。 （8） r 【11条54】 |  | 海水ポンプ室（補機ポン プエリア），軽油タンクエ リア及び燃料移送ポンプ室については屋外の火災区域であり，火災が発生し ても煙は大気に放出され るため充満しない。よって煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難 とならない火災区域又は火災区画として選定する。 （ㄹ） <br> （b）可燃物の設置状沉等 により火災が発生しても煙が充満しない火災区域又は火災区画 <br> 以下に示す火災区域又 は火災区画は，可燃物を少 なくすることで煙の発生 を抑える設計とし，煙の充満により消火困難とはな らない箇所として選定す る。各火災区域又は火災区画とも不要な可燃物を持 ち込まないよう持込み可燃物管理を実施するとと もに，点検に係る資機材等 の可燃物を一時的に仮置 きする場合は，不燃性のシ ートによる養生を実施し火災発生時の延焼を防止 する設計とする。なお，可燃物の状況については，原子炬の高温停止及び低温停止を達成し，維持するた めに必要な機能を有する | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴ら差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | （8）p引用元：P74 <br> 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> （8） 引用元：P74 <br> 同上 <br> （8）r引用元：P75 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根扰に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 構築物，系統及び機器以外 の構築物，系統及び機器も含めて確認する。 <br> i．階段室，パーソナルエ アロック前室，パイプスペ ース <br> 室内に設置している機器は，電線管等である。こ れらは，不燃性材料又は難燃性材料で構成されてお り，ケーブルは電線管及び金属製の可とら電線管で敷設する設計とする。（9） ii ．低電導度廃液収集ポン プ室，代替循環冷却ポンプ室 <br> 室内に設置している機器は，ポンプ，電線管等で ある。これらは，不燃性材料又は難燃性材料で構成 されており，可燃物として は軸受に潤滑油を使用し ている。軸受は不然性材料 である金属で覆われてお り，設備外部で燃え広がる ことはない。その他に可燃物は設置しておらず，ケー ブルは電線管及び金属製 の可とう電線管で敷設す る設計とする。（9） iii．制御棒駆動機構計装ラ ック室，除染室 <br> 室内に設置している機器は，ダクト，電線管等で ある。これらは，不燃性材料又は難燃性材料で構成 されており，ケーブルは電 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 線管及び金属製の可とう電線管で敷設する設計と する。• <br> iv．フィルタ装置室 <br> 室内に設置している機器は，フィルタ装置，電線管等である。これらは，不燃性材料又は難燃性材料 で構成されており，ケーブ ルは電線管及び金属製の可とう電線管で敷設する設計とする。（9） <br> v ．移動式炉心内計装系装置室 <br> 室内に設置している機器は，移動式炉心内計装系装置等である。これらは，不燃性材料又は難燃性材料で構成されており，ケー ブルは電線管及び金属製 の可とう電線管で敷設す る設計とする。（） vi．高圧代替注水系ポンプ室，残留熱除去系バルブ室，残留熱除去系熱交換器室，計装ペネトレーション室 <br> 室内に設置している機器は，ポンプ，電動弁，熱交換器等である。これら は，不燃性材料又は難燃性材料で構成されており，ケ ーブルは電線管及び金属製の可とう電線管で敷設 する設計とする。（3） vii．制御棒駆動機構補修室，メンテナンス室 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 OO I ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根㧈几関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基漼規則－解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基淮規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 室内に設置している機器は，制御盤，揚重機等で ある。これらは，不燃性材料又は難燃性材料で構成 されており，可燃物として は制御盤があるが少量か つ近倍に可燃物がなく，不燃性材料である金属で覆 われており燃え広がるこ とはない。その他に可燃物 は設置しておらず，ケーブ ルは電線管及び金属製の可とう電線管で敷設する設計とする。（9） <br> viii．原子炉補機送風機室及 び排風機室，ディーゼル発電機室非常用送風機室，非常用ガス処理系ファン室 <br> 室内に設置している機器は，送風機，排風機，電動弁等である。これらは，不燃性材料又は難燃性材料で構成されており，可燃物としては軸受にグリス を使用している。軸受は，不燃性材料である金属で覆われており，設備外部で燃え広がることはない。そ の他に可燃物は設置して おらず，ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管で敷設する設計とする。 <br> ix．配管トレンチ <br> 室内に設置している機器は，配管，電線管等であ る。これらは，不然性材料 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：㸚連する資料と基本設計方阯を組かけるための付番 ＜関連する資料〉 <br> －柡式一 -1 への展開表（禣足説明資料） <br>  ：前回提出時からの変更綯所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基漼規則－解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基淮規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 又は難燃性材料で構成さ れており，ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管で敷設する設計とす る。（9） <br> x．ダスト放射線モニタ室，格納容器内雾囲気モニ夕室 <br> 室内に設置している機器は，サンプルポンプ，計装ラック等である。これら は，不燃性材料又は難燃性材料で構成されており，ケ ーブルは電線管及び金属製の可とう電線管で敷設 する設計とする。（9） x i ．活性炭式希ガスホー ルドアップ塔室，排ガス復水器室 <br> 室内に設置している機器は，活性炭式希ガスホー ルドアップ塔，排ガス再結合機，排ガス予泠器等であ る。これらは，不燃性材料又は難燃性材料で構成さ れており，ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管で敷設する設計とす る。（9） <br> xii．復水貯蔵タンク／連絡トレンチ／バルブ室 <br> 室内に設置している機器は，空気作動弁，計器等 である。これらは，不燃性材料又は難燃性材料で構成されており，ケーブルは電線管及び金属製の可と |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書 <br> 添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | ら電線管で敷設する設計 とする。（a） x iii．ブローアウトパネル室 <br> 室内に設置している機器は，原子炉建屋ブローア ウトパネル及び原子炬建屋ブローアウトパネルル閉止装置等である。これら は，不燃性材料又は難燃性材料で構成されており，ケ ーブルは電線管及び金属製の可とう電線管で敷設 する設計とする。 <br> （c）中央制御室 <br> 中央制御室は，常駐する運転員によって火災感知器による早期の火災感知及び消火活動が可能であ り，火災が拡大する前に消火可能であること，万一火災によって煙が発生した場合でも「建築基準法」に準拠した容量の排煄設備 によって排煙が可能な設計とすることから，消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画として選定する。（•） <br> なおっ，中央制御室床下ケ ーブルピットは，速やかな火災発生場所の特定が困難であると考えられるこ とから，固有の信号を発す る異なる種頪の火災感知設備（煙感知器と熱感知 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基漼規則－解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基淮規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 器）及び自動消火設備であ る局所がス消火設備を設置する設計とする。①（8） q重複） <br> （d）原子炉格納容器 <br> 原子炉格納容器内にお いて万一火災が発生した場合でも，原子炉格納容器 の空間体積（約7，650 m ${ }^{3}$ ）に対してパージ用排風機の容量が $24,000 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ であ り，排㖶が可能な設計とす ることから，消火活動が困難とならない火災区域又 は火災区画として選定す る。（1）（8p重複） <br> （e）トーラス室 <br> トーラス室において万一火災が発生した場合で も，トーラス室の空間体積 （約 $11,000 \mathrm{~m}^{3}$ ）に対して換気風量が $21,600 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ であ り，排煙が可能な設計とす ることから，消火活動が困難とならない火災区域又 は火災区画として選定す る。（9） <br> c．火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備 <br> 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書 <br> 添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 消火活動が困難となる火災区域又は火災区画は，自動又は中央制御室からの手動操作による固定式消火設備である全域ガス消火設備を設置し消火を行 ら設計とする。なお，これ らの固定式消火設備に使用するガスは，ハロゲン化物消火剤とする。①（8）重複） <br> 全域ガス消火設備の自動起動用の煙感知器と熱感知器は，当該火災区域又 は火災区画に設置した「固有の信号を発する異なる種類の感知器」とする。 1 （（11） k 重複） <br> ただし，以下について は，上記と異なる消火設備 を設置し消火を行う設計 とする。 <br> （a）原子炉建屋通路部及 び燃料取替床 <br> 原子炉建屋通路部（地上 1 階及び 2 階）及び燃料取替床は，周回できる通路と なっており，その床面積は最大で約 $1,100 \mathrm{~m}^{2}$（原子炉建屋地上1階周回通路）と大きい。さらに，各階層間 には開口部（機器ハッチ） が存在するが，これらは水素対策として通常より開口状態となっている。 <br> 原子炉建屋通路部（地上 1 階及び 2 階）及び燃料取 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 OO I ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根㧈几関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基淮規則•解积 | 実用発電用原子炉 及びそのの附属施設の 火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 替床は，このようなレイア ウトであることに加え，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる可能性 が否定できないことから，煙の充満を発生させるお それのある可燃物（ケーブ ル，電源盤，潤滑油内包設備）に対しては自動又は中央制御室からの手動操作 により早期の起動も可能 な局所ガス消火設備を設置し消火を行う設計とし， これら以外の可燃物につ いては量が少ないことか ら消火器で消火を行う設計とする。なお，これらの局所ガス消火設備に使用 するガスは，ハロゲン化物消火剤とする。⑨ <br> （b）不燃性材料であるコ ンクリート又は金属によ り構成された設備のみを設置する火災区域又は火災区画 <br> 不燃性材料であるコン クリート又は金属により構成された配管，容器，夕 ンク，手動弁，コンクリー ト構築物については流路， バウンダリとしての機能 が火災により影響を受け ることは考えにくいため，「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火する設計とする。⑨ |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | $\begin{gathered} \text { 実用發電用原子炉 } \\ \text { 及びそのの附属施設の } \\ \text { 火災防護に係る番査基準 } \end{gathered}$ | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 本文 }}{\text { 設置許可中請 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | （c）フェイル・セイフ設計 の設備のみを設置する火災区域又は火災区画 <br> フェイル・セイフ設計の設備については火災によ り動作機能を霛失した場合であっても，安全機能が影響を受けることは考え にくいため，「消防法」又 は「建築基準法」に基づく消火設備で消火する設計 とする。（9） <br> d．火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならな い火災区域又は火災区画 に設置する消火設備 （a）海水ポンプ室（補機ポ ンプエリア），軽油タンク エリア及び燃料移送ポン プ室 <br> 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならな い海水ポンプ室（補機ポン プエリア），軽油タンクエ リア及び燃料移送ポンプ室については，消火器又は移動式消火設備で消火を行ら設計とする。 8 （8m <br> （b）可燃物が少ない火災区域又は火災区画 <br> 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならな い火災区域又は火災区画 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基潐規則•解积 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火炎防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基淮規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | のちち，可燃物が少ない火災区域又は火災区画につ いては，消火器で消火を行 ら設計とする。（1）（8）m ⿳㇒⿻⿱一⿱日一丨一亍刂複） <br> （c）中央制御室 <br> 火災発生時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならな い中央制御室には，全域が ス消火設備及び局所がス消火設備は設置せず，消火器で消火を行う設計とす る。中央制御室制御盤内の火災については，電気機器 への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う。中央制御室床下ケーブルピ ットについては，自動消火設備である局所ガス消火設備を設置する設計とす る。（8）$q$ <br> （d）原子炉格納容器 <br> 原子炉格納容器内にお いて万一火災が発生した場合でも，原子炉格納容器 の空間体積（約7，650 m ${ }^{3}$ ）に対してパージ用排風機の容量が $24, ~ 000 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ である ことから，煙が充満しない ため，消火活動が可能であ る。 <br> したがって，原子炉格納容器内の消火については，消火器を用いて行う設計 とする。また，消火栓を用 いても対応できる設計と |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可中請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | する。（8）p <br> （e）トーラス室 <br> トーラス室において万 <br> 一火災が発生した場合で <br> も，トーラス室の空間体積 <br> （約 $11,000 \mathrm{~m}^{3}$ ）に対して換 <br> 気風量の容量が <br> $21,600 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ であることか <br> ら，煙が充満しないため，消火活動が可能である。 <br> したがって，トーラス室 の消火については，消火器 を用いて行う設計とする。 また，消火栓を用いても対応できる設計とする。（8）r <br> （2）放射性物質の貯蔵又 は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置 する火災区域又は火災区画に設置する消火設備は，当該火災区域又は火災区画が，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響によ り消火活動が困難となる火災区域又は火災区画で あるかを考慮して設計す る。①（8）m重複） <br> a．火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書頪八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式－1～の展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基漼規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | i．放射性物質の貯蔵又 は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器が設置される火災区域であ って，火災時に煙の充満，放射線の影響等により消火活動が困難なところに は，自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。（8）1 <br> j．電源を内蔵した消火設備の操作等に必要な照明器具を，必要な火災区域及びその出入通路に設置すること。8）an |  |  |  | 災区域又は火災区画の選定 <br> 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置 する火災区域又は火災区画については，火災発生時 の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるものとして選定 する。①（8）1 重複） <br> b．火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならな い火災区域又は火災区画 の選定 <br> 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置 する火災区域又は火災区画であって，煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画を以下に示す。 <br> （a）復水貯蔵タンク復水貯蔵タンクは，金属製のタンクであり，タンク内は水で満たされている ことから，火災の発生並び に煙の充満のおそれはな い。⑨ <br> （b）使用済燃料プール使用済燃料プールは，側面と底面が金属とコンク リートに覆われており，プ |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：㸚連する資料と基本設計方阯を組かけるための付番 ＜関連する資料〉 <br> －柡式一 -1 への展開表（禣足説明資料） <br>  ：前回提出時からの変更綯所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | ール内は水で満たされて いることから，火災の発生並びに煙の充満のおそれ はない。⑨ <br> （c）使用済樹脂貯蔵槽，浄化系沈降分離槽 <br> 使用済樹脂貯蔵槽，浄化系沈降分離槽は，金属とコ ンクリートに覆われてお り，槽内は水で満たされて いることから，火災の発生並びに煙の充満のおそれ はない。（9） <br> c．火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備 <br> 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置 する火災区域又は火災区画のうち，火災発生時の煙 の充満又は放射線の影響 により消火活動が困難と なる火災区域又は火災区画は，自動又は中央制御室 からの手動操作による固定式消火設備である全域 ガス消火設備を設置し消火を行う設計とする。な お，この固定式消火設備に使用するガスは，「消防法施行規則」を踏まえハロゲ ン化物消火剤とする。ただ し，以下については，上記 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基漼規則－解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基淮規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | と異なる消火設備を設置 し消火を行う設計とする。 （1）（8）1 重複） <br> （a）気体廃棄物処理系設備設置区画（気体廃棄物処理設備エリア排気放射線 モニタ検出器含む。） <br> 気体廃棄物処理系は，不燃性材料である金属によ り構成されており，フェイ ル・クローズ設計の隔離弁 を設ける設計とすること により，火災による安全機能への影響は考えにくい。 また，放射線モニタ検出器 は隣接した検出器間を耐火隔壁により分離する設計とし，火災発生時に同時 に監視機能が喪失するこ とを防止する。くわえて，消火活動の妨げとならな いよう可燃物管理を行ら ことにより区画内の火災荷重を低く管理し煙の発生を抑制する。よって，「消防法」又は「建築基準法」 に基づく消火設備で消火 する設計とする。 <br> （b）液体廃棄物処理系設備設置区画 <br> 液体廃棄物処理系は，不燃性材料である金属によ り構成されており，フェイ ル・クローズ設計の隔離弁 を設ける設計とすること により，火災による安全機能への影響は考えにくい。 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：㸚連する資料と基本設計方阯を組かけるための付番 ＜関連する資料〉 <br> －柡式一 -1 への展開表（禣足説明資料） <br>  ：前回提出時からの変更綯所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基淮規則•解积 | 実用発電用原子炬 <br> 方びその附属施設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{aligned} & \text { 設置許可申請書 } \\ & \text { 本文 } \end{aligned}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | くわえて，消火活動の妨げ とならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理 する。よって，「消防法」又は「建築基準法」に基づ く消火設備で消火する設計とする。 <br> （c）新燃料貯蔵庫 <br> 新燃料貯蔵庫は，金属と コンクリートに覆われて おり火災による安全機能 への影響は考えにくい。く わえて，消火活動の妨げと ならないよう可燃物管理 を行うことにより庫内の火災荷重を低く管理する。 よって，「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火する設計とする。 （9） <br> d 。火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならな い火災区域又は火災区画 に設置する消火設備 <br> 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置 する火災区域又は火災区画のうち，煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画につい ては内部に水を内包し，火災の発生が考えにくいこ |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設蒀変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | IOO条○○1：関連する資料と基本設計方針を紐がけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根执に関する説明書 別添－1） <br> - 前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{array}{c}\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 添付書頪八 }\end{array}$ | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （2）消火剤に水を使用す る消火設備については， （1）に揭げるところによる ほか，以下に揭げるとこ ろによること。 <br> a．消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は，多重性又は多様性を備え た設計であること。（8）x |  | 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又 は火災区画の消火設備 は，以下の設計を行う。 <br> （8）【11条55】 |  | と，可燃物を持ち込まない運用とすることから消火設備を設置しない設計と する。よって，「消防法」又は「建築基準法」に基づ く消火設備で消火する設計とする。①（8）m 重複） <br> （3）消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 <br> 消火用水供給系の水源 は，屋内の火災区域又は火災区画用としては，1号炉及び 2 号炉共用の消火水槽（約 $110 \mathrm{~m}^{3}$ ），消火水タン ク（約 $110 \mathrm{~m}^{3}$ ）を設置し，多重性を有する設計とする。 また，屋外の火災区域用と しては，屋外消火水タンク （約 $100 \mathrm{~m}^{3}$ ）を 2 基設置し多重性を有する設計とす る。 <br> 屋内消火用水供給系の消火ポンプは，電動機駆動消火ポンプを 2 台設置し，多重性を有する設計とす る。なお，消火ポンプにつ いては外部電源喪失時で あっても機能を喪失しな いよう，非常用電源から受電する設計とする。①（8） ab重複） <br> 屋外消火用水供給系の | 基準要求への適合性を明確化 <br> 追加要求事項に伴ら差異 | 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基漼規則－解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防譩に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 消火ポンプは，電動機駆動 |  |  |
|  |  |  |  |  | 火ポンプ，ディーゼル駆 |  |  |
|  |  |  |  |  | 消火ポンプをそれぞれ |  |  |
|  |  |  |  |  | 台ずつ設置し，多樣性を |  |  |
|  |  |  |  |  | する設計とする。 8 x ${ }^{\text {a }}$ な |  |  |
|  |  |  |  |  | 消火ポンプについては |  |  |
|  |  |  |  |  | 外部電源喪失時であって |  |  |
|  |  |  |  |  | も機能を需失しないよう， |  |  |
|  |  |  |  |  | ディーゼル駆動消火ポン |  |  |
|  |  |  |  |  | については起動用の蓄 |  |  |
|  |  |  |  |  | 電池を設置する設計とす |  |  |
|  |  |  |  |  | る。①（8）ab重複） |  |  |
|  |  |  |  |  | （4）系統分離に応じた独 |  |  |
|  |  |  |  |  | 立性の考慮 |  |  |
|  |  |  |  |  | 火災防護対象機器及び |  |  |
|  |  |  |  |  | 火災防護対象ケーブルの |  |  |
|  |  |  |  |  | 系統分離を行らために設 |  |  |
|  |  |  |  |  | する全域がス消火設備 |  |  |
|  |  |  |  |  | は，火災区域又は火災区画 |  |  |
|  |  |  |  |  | とに設置する設計とす |  |  |
|  |  |  |  |  | 系統分離された火災防 |  |  |
|  |  |  |  |  | 護対象機器及び火火災防護 |  |  |
|  |  |  |  |  | 対象ケーブルを設置する |  |  |
|  |  |  |  |  | それぞれの火災区域又は |  |  |
|  |  |  |  |  | 自画に対して1つの |  |  |
|  |  |  |  |  | 火設備で消火を行ら場 |  |  |
|  |  |  |  |  | 合は，以下に示すとおり， |  |  |
|  |  |  |  |  | 系統分離に応じた独立性 を備えた設計とする。 1 |  |  |
|  |  |  |  |  | （ 8 y y 8 z 重複） |  |  |
|  |  |  |  |  | 的機器である消火配 |  |  |
|  |  |  |  |  | 管は，24時間以内の単 |  |  |
|  |  |  |  |  | 一故障の想定が不要で |  |  |
|  |  |  |  |  | あり，また，基準地震動 |  |  |
|  |  |  |  |  | S s で損傷しないよう |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解㤉 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 消火設備は，火災の火炎等による直接的な影響，流出流体等による二次的影響を受けず，安全機能を有 する構築物，系統及び機器 に悪影響を及ぼさないよ ら設置し，（8）ad 外部電源喪失時の電源確保を図る とともに，中央制御室に故障警報を発する設計とす | に設計するため，多重化 しない設計とする。辿 <br> －動的機器である選択弁及び容器弁について，単一故障を想定しても，系統分離された火災区域又は火災区画に対して消火設備が同時に機能喪失しない設計とする。具体的には，容器弁及び ボンべを必要数より 1 つ以上多く設置する。ま た，容器弁の作動のため の圧力信号についても動的機器の単一故障に より同時に機能を震失 しない設計とする。さら に，選択弁を介した一つ のラインで系統分離さ れた相互の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを消火する場合は，当該選択弁を多重化する。（8） <br> （5）火㷋に対する二次的影響の考慮 <br> 全域ガス消火設備は，電気絶縁性の高いガスを採用することで，火災が発生 している火災区域又は火災区画からの火災の火炎，熱による直接的な影響の みならず，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響 を，火災が発生していない安全機能を有する構築物， |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
I第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | $\begin{gathered} \text { 実用発電用原子炉 } \\ \text { 及びそのの附属施設の } \\ \text { 火災防護に係る審查基準 } \\ \hline \end{gathered}$ | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\substack{\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | る。回（111）v重複）また，防火ダンパを設け煙の二次的影響が安全機能を有す る構築物，系統及び機器に悪影響を及ぼさない設計 とする。（8）ah | 系統及び機器に及ぼさな い設計とする。また，防火 ダンパを設け煙の二次的影響が安全機能を有する構築物，系統及び機器に悪影響を及ぼさない設計と する。 <br> また，これらの消火設備 のボンベ及び制御盤は，消火対象となる機器が設置 されている火災区域又は火災区画と別の区画に設置し，（8）ae 火災による熱 の影響を受けても破損及 び爆発が発生しないよう に，ボンべに接続する安全弁によりボンべの過圧を防止する設計とする。（8）ag <br> 局所ガス消火設備は，電気絶䋎性の高いガスを採用するとともに，ケーブル トレイ消火設備及び電源盤消火設備については，ヶ ーブルトレイ内又は隔壁内に消火剤を留めること とする。ポンプ用の消火設備については，消火対象と十分離れた位置にボンベ及び制御盤を設置するこ とで，火災の火炎，熱によ る直接的な影響のみなら ず，煙，流出流体，断線及 び爆発等の二次的影響が，火災が発生していない安全機能を有する構築物，系統及び機器に及ばない設計とする（8）af |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書䅡八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（㣭）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | IOO条○○1：関連する資料と基本設計方針を紐がけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根执に関する説明書 別添－1） <br> - 前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | （1）消火設備の消火剤 の容量 <br> a．消火設備の消火剤 は，想定される火災の性質に応じた十分な容量を確保するため，「消防法施行規則」及び試験結果に基づく容量を配備する設計とする。 <br> （8）s（8）t【11条56】 |  | また，中央制御室床下ケ ーブルピットに設置する局所ガス消火設備につい ても電気絶縁性が高く，人体への影響が小さい八口 ン1301 を採用するととも に，消火対象となる機器が設置されている火災区域又は火災区画とは別の区画に設置し，火炎による熱 の影響を受けても破損及 び爆発が発生しないよう， ボンベに接続する安全弁 によりボンべの過圧を防止する設計とする。①（8） af重複） <br> （6）想定火災の性質に応 じた消火剤の容量 <br> 火災防護対象機器があ る火災区域又は火災区画 に設置する全域ガス消火設備及び局所ガス消火設備については，「消防法施行規則」第二十条並びに試験結果に基づき，単位体積 あたりに必要な消火剤を配備する設計とする。特 に，複数の場所に対して消火する設備の消火剤の容量は，複数の消火対象場所 のらち必要な消火剤が最大となる場所の必要量以上となるよう設計する。 （8） t <br> 火災区域又は火災区画 に設置する消火器につい | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 1．2．2 消火設備 <br> （8）引引用元：P63 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からら引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 |  ＜関連する資料〉 <br> －様式一 -1 への展列表（禣足説明資料） <br>  ：前回提出時からの変更箅所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基滩規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | b． 2 時間の最大放水量を確保できる設計であるこ と。 8 ）$u$ ，（8） v （8）w <br> c．消火用水供給系をサ ービス系又は水道水系と |  | b．消火用水供給系は， 2時間の最大放水量を確保 する設計とする。 <br> （8）【 【11条57】 <br> c．屋内，屋外の消火栓 は，「消防法施行令」に基 |  | ては，「消防法施行規則」第六～八条に基づき延床面積又は床面積から算出 される必要量の消火剤を配備する設計とする。 <br>  <br> 消火剤に水を使用する消火用水の容量の設計は，「1．6．1．3．2（8）消火用水 の最大放水量の確保」に示 す。② <br> （7）移動式消火設備の配備 <br> 移動式消火設備は，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」第八十三条第五号に基づき，恒設 の消火設備の代替として消火ホース等の資機材を備え付けている化学消防自動車（2台，泡消火薬剤 500L／台），泡原液搬送車 （1台，泡消火薬剤 1，000L／台）を配備する設計とする。また，1，000L の泡消火薬剤を配備する設計とする。⑧am <br> （8）消火用水の最大放水量の確保 <br> 消火用水供給系の水源 の供給先は屋内及び屋外 の各消火栓である。 <br> 屋内消火栓については，「消防法施行令」第十一条 （屋内消火栓設備に関す | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴ら差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ | 火災防護設備 1．2．2 消火設備 （8） u 引用元：P62同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100条 001 ：関連する資料と基本設計方針を紐かけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別洆－1） $\qquad$前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基淮規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火炎防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | する規則（昭和 53 年通商産業省令第77号）第 83 条第5号」を踏まえ て設置されていること。 <br> （1）－g 「系統分離に応じ た独立性」とは，原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物，系統及び機器が系統分離を行うため複数の火災区域又は火災区画に分離して設置されている場合に，それらの火災区域又は火災区画に設置さ れた消火設備が，消火ポ ンプ系（その電源を含 む。）等の動的機器の単一故障により，同時に機能 を喪失することがないこ とをいう。 <br> （1）－h－1 手動操作によ る固定式消火設備を設置 する場合は，早期に消火設備の起動が可能となる よう中央制御室から消火設備を起動できるように設計されていること。 <br> 上記の対策を講じた上 で，中央制御室以外の火災区域又は火災区画に消火設備の起動装置を設置 |  | 蔵する。 <br> （8）【11条60】 <br> b．系統分離に応じた独立性 <br> 原子炬の高温停止及び低温停止を達成し，維持 するために必要な構築物，系統及び機器の相互 の系統分離を行らために設けられた火災区域又は火災区画に設置される八 ロンガス消火設備及びケ ーブルトレイ消火設備 は，以下に示すとおり，系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 <br> （a）動的機器である選択弁は多重化する。 <br> （b）容器弁及びボン心゙ を必要数より 1 つ以上多 く設置する。 <br> （8）y8 【11条61】 <br> c．消火用水の優先供給消火用水供給系は，飲料水系や所内用水系等と共用する場合には，隔離弁を設置して遮断する措置により，消火用水の供給を優先する設計とす る。 <br> （8）aa【11条62】 |  | （9）水消火設備の優先供給 <br> 消火用水供給系は，飲料水系や所内用水系等と共用する場合には，隔離弁を設置して遮断する措置に より，消火用水の供給を優先する設計とする。なお，水道水系とは共用しない設計とする。（8）aa | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> （8）y引用元：P62 <br> （8）Z引用元：P82 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からら引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 |  ＜関連する資料〉 <br> －様式一 -1 への展列表（禣足説明資料） <br>  ：前回提出時からの変更箅所 |
| :---: | :---: |



設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技訹基漼規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防謢に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\substack{\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 }}}{\text { 隹 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | る。 <br> 上記の条件で設定され た防火水槽の必要容量 は，Regulatory Guide 1．189 では 1，136， 000 リ ットル（ $1,136 \mathrm{~m}^{3}$ ）以上と している。 |  | （4）消火設備の配置上 の考慮 <br> a．火災による二次的影響の考慮 <br> ハロンガス消火設備 （全域）のボンベ及び制御盤は，火災防護上重要 な機器等に悪影響を及ぼ さないよう消火対象とな る機器が設置されている火災区域又は火災区画と別の区画に設置する設計 とする。 <br> また，ハロンガス消火設備（全域）は，電気絶縁性の高いガスを採用し，火災の火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が，火災が発生していない火災防護上重要な機器等に悪影響を及ぼさない設計と する。 <br> （8）ad（8）ae【11条65】 <br> ハロンガス消火設備 （局所）及びケーブルト |  | 能となるように，非常用電源から受電するとともに，設備の作動に必要な電源 を供給する蓄電池も設け る設計とする。 <br> ケーブルトレイ用の局所ガス消火設備は，作動に電源が不要な設計とする。 <br> （8）ac | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> （8）ad引用元：P82 <br> （8）ae引用元：P83 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | レイ消火設備は，電気絶縁性の高いガスを採用す るとともに，ケーブルト レイ消火設備及び電源盤用のハロンガス消火設備 （局所）については，ケー ブルトレイ内又は電源盤周囲の隔壁内に消火剤を留める設計とする。 <br> また，消火対象と十分離れた位置にボンベ及び制御盤を設置すること で，火災の火炎，熱による直接的な影響のみなら ず，煙，流出流体，断線及 び爆発等の二次的影響 が，火災が発生していな い火災防護上重要な機器等に悪影響を及ぼさない設計とする。 <br> （8）ad（8）af【11条66】 <br> 消火設備のボンベは，火災による熱の影響を受 けても破損及び爆発が発生しないよう，ボンべに接続する安全弁によりボ ンべの過圧を防止する設計とする。 <br> （8）ag 【11条67】 <br> また，防火ダンパを設 け，煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等に悪影響を及ぼさない設計 とする。 <br> （8）ah 【11条68】 |  |  | 表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | （8）ad引用元：P82 <br> （8）af引用元：P83 <br> 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> （8）ag引用元：P83 <br> 同上 <br> （8）ah引用元：P83 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からら引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炉 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置計可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | b．管理区域からの放出消火剤の流出防止 <br> 管理区域内で放出した消火剤は，放射性物質を含むおそれがあることか ら，管理区域外への流出 を防止するため，管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置するととも に，各フロアの建屋内排水系により液体廃棄物処理設備に回収し，処理す る設計とする。 <br> （8）ai【11条69】 <br> c．消火栓の配置火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又 は火災区画に設置する屋内，屋外の消火栓は，「消防法施行令」に準拠し，全 ての火災区域又は火災区画の消火活動に対処でき るように配置する設計と する。 <br> （8）aj【11条70】 <br> （5）消火設備の警報 <br> a．消火設備の故障警報電動機駆動消火ポン プ，屋外消火系電動機駆動消火ポンプ，屋外消火系ディーゼル駆動消火ポ ンプ，ハロンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備は，電源断等の故 |  | （12）消火栓の配置 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置す る火災区域又は火災区画 に設置する消火栓は，「消防法施行令」第十一条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第十九条（屋外消火設備に関する基準）に準拠し，屋内は消火栓から半径 25 m の範囲を考慮して配置し，屋外は消火栓から半径 40 m の範囲を考慮し て配置することによって，全ての火災区域の消火活動に対処できるように配置する設計とする。（8）aj | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 同上 <br> （8）ai引用元：P93 <br> 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炉 及びそのの附属施設の 火炎防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 設置許可申請書 }}{\text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 障警報を中央制御室に発 する設計とする。 <br> （8）ak【11条71】 <br> b．ハロンガス消火設備 の職員退避警報 <br> 固定式消火設備である ハロンガス消火設備は，作動前に職員等の退出が できるように警報又は音声警報を発する設計とす る。 <br> ケーブルトレイ消火設備は，消火剤に毒性がな く，消火時に生成される フッ化水素は延焼防止シ ートを設置したケーブル トレイ内に留まり，外部 に有意な影響を及ぼさな いため，消火設備作動前 に退避警報を発しない設計とする。 <br> （8）a1【11条 72】 |  | （13）固定式消火設備等の職員退避警報 <br> 固定式消火設備である全域ガス消火設備は，作動前に職員等の退出ができ るように警報又は音声警報を吹鳴し， 20 秒以上の時間遅れをもってハロン ガスを放出する設計とす る。 <br> 局所ガス消火設備のう ち発火性又は引火性物質 である潤滑油を内包する設備及び電源盤に設置す るものについては，消火剤 に毒性がないが，消火時に生成されるフッ化水素が周囲に拡散することを踏 まえ，消火設備作動前に退避警報を発する設計とす る。また，局所ガス消火設備のうちケーブルトレイ に設置するものについて は，消火剤に毒性がなく，消火時に生成されるフッ化水素は延焼防止シート を設置したケーブルトレ イ内に留まり，外部に有意 な影響を及ぼさないため，消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | （8）ak引用元：P88 <br> 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 |  ＜网連する資洲〉 <br> －栚式一 -1 への展開表（禣足跘明咨料） <br>  <br> ：前回揟出時からの変更答所 |
| :---: | :---: |


| 技術基漼規則－解积 | 実用発電用原子炉 <br> 及びその附属施設の火炎防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基淮規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ィ 火災と同時に発生す ると想定される自然現象 により，その機能が損な | 2．2．2 火災感知設備及び消火設備は，以下の各号 に示すように，地震等の |  |  | なお，消火設備を設置し た場所への移動及び操作 を行らため，蓄電池を内蔵 する照明器具を設置する設計とする。四（8）an重複） | （14）管理区域内からの放出消火剤の流出防止 <br> 管理区域内で放出した消火水は，放射性物質を含 むおそれがあることから，管理区域外への流出を防止するため，管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置するとともに，各フロ アの建屋内排水系により液体廃棄物処理設備に回収し，処理する設計とす る。万一，流出した場合で あっても建屋内排水系か ら系外に放出する前にサ ンプリングを実施し，検出 が可能な設計とする。（8）ai <br> （15）消火用非常照明建屋内の消火栓，消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経路には，移動及び消火設備の操作 を行うため，「消防法」で要求される消火継続時間 20 分に現場への移動等の時間（最大約 1 時間）も考慮し， 8 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。 （8）an <br> 1．6．1．3．3 自然現象の考慮 <br> 女川原子力発電所の安 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根扰に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則－解积 | 実用発電用原子炉 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基淮規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| われることがないこと。 <br> （9） | 自然現象によっても，火災感知及び消火の機能，性能が維持される設計で あること。（9）a，（9）b，（9）c， （9）d，（9） |  |  |  | 全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象とし ては，網羅的に抽出するた めに，発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無 に関わらず，国内外の基準 や文献等に基づき事象を収集した。これらの事象の らち，発電所及びその周辺 での発生可能性，安全施設 への影響度，事象進展速度 や事象進展に対する時間的余裕の観点から，原子炬設備に影響を与えるおそ れがある事象として，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，㶱結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及 び高潮を抽出した。①（5） a重複） <br> これらの自然現象のら ち，落雷については， <br> 「1．6．1．2．3（1）落雷によ る火災の発生防止」に示す対策により，機能を維持す る設計とする。② <br> 涷結については，「（1）凁結防止対策に示す対策 により機能を維持する設計とする。竜巻，風（台風） に対しては，「（2）風水害対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。地震については，「（3）地震対策・に示す対策により機能を維持する設計とす |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書 添付書頪八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （1）凍結するおそれがあ る消火設備は，凍結防止対策を講じた設計である こと。（9） | 3.4 自然現象に対する火災報知設備及び消火設備の性能維持 <br> 火災報知設備及び消火設備の耐震重要度分類は C クラスとする。また，屋外消火栓は凍結防止構造 とする。さらに，消火設備 を内蔵する建屋，構築物等は，台風に対し消火設備の性能が著しく阻害さ れないよう建築基準法施行令等に基づき設計す る。 <br> 【11条73】 | （6）消火設備に対する自然現象の考慮 <br> a．凍結防止対策 <br> 屋外消火設備の配管 は，保温材により配管内部の水が凍結しない設計 とする。 <br> 屋外消火栓は，凍結を防止するため，自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。 <br> （9）【 【11条73】 |  | る。 <br> 上記以外の津波，洪水，降水，積雪，地滑り，火山 の影響，高潮及び生物学的事象については，「（4）想定すべきその他の自然現象に対する対策について」 に示す対策により機能を維持する設計とする。ま た，森林火災についても，「（4）想定すべきその他 の自然現象に対する対策 について」に示す対策によ り機能を維持する設計と する。② <br> （1）凁結防止対策 <br> 屋外に設置する火災感知設備及び消火設備は，女川原子力発電所において考慮している最低気温－ $14.6^{\circ} \mathrm{C}$ まで気温が低下し ても使用可能な火災感知設備及び消火設備を設置 する設計とする。（9） <br> 屋外消火設備の配管は，保温材により配管内部の水が谏結しない設計とす る。 <br> 屋外消火检本体はすべ て，凍結を防止するため，消火栓内部に水が溜まら ないような構造とし，自動排水機構により通常は排水弁を通水状態，消火栓使用時は排水弁を閉にして放水を可能とする地上式 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設蒀変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 |  ＜网連才る資吽〉 <br> －樣式一 1 への展開表（禣足跘明資料） <br>  <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火炏防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （2）風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害 されない設計であるこ と。（9）f |  | b．風水害対策 <br> 消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ，屋外消火系電動機駆動消火ポン プ，屋外消火系ディーゼ ル駆動消火ポンプ，ハロ ンガス消火設備及びケー ブルトレイ消火設備は，風水害に対してその性能 が著しく阻害されること のないよう，建屋内に設置する設計とする。 <br> （9）f【11条74】 |  | （不涷式消火栓型）を採用 する設計とする。（9） <br> （2）風水害対策 <br> 消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ及びディー ゼル駆動消火ポンプ等の機器は，風水害に対してそ の性能が著しく阻害され ることがないよう，流れ込 む水の影響を受けにくい建屋内に配置する設計と する。全域がス消火設備，局所がス消火設備につい ても，風水害に対してその性能が著しく阻害される ことがないよう，原子炉建屋，制御建屋等の建屋内に配置する設計とする。（9）f <br> また，電動機駆動消火ポ ンプ及びディーゼル駆動消火ポンプを設置してい るポンプ室の壁及び扉に ついては，風水害に対して その性能が著しく阻害さ れることがないよう浸水対策を実施する。 <br> また，屋外の火災感知設備は，屋外仕様とした上で予備の火災感知器を碓保 し，万一，風水害の影響を受けた場合には，早期に取替えを行らことにより当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。（9）d | 設備記載の適正化 <br> 追加要求事項に伴ら差異 | 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火炎防謢に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 屋外消火栓は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよ ら，雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない機械式を用いる設計とす る。（3） <br> （3）地震対策 <br> a．地震対策 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置す る火災区域又は火災区画 の火災感知設備及び消火設備は，安全機能を有する構築物，系統及び機器の耐震クラスに応じて機能を維持できる設計とする。 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器に影響を及ぼす可能性がある火災区域又は火災区画に設置 される，油を内包する耐震 Bクラス及び耐震Cクラ スの機器は，以下のいずれ かの設計とすることによ り，地震によって耐震Bク ラス及び耐震Cクラスの機器が機能喪失しても安全機能を有する構築物，系統及び機器の機能喪失を防止する設計とする。 11 （9）a重複） <br> －基準地震動 S s により油が漏えいしない。 <br> －基準地震動S s によっ て火災が発生しても，安 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更誁可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 |  ＜関連する資料〉 <br> －様式一 -1 への展列表（禣足説明資料） <br>  ：前回提出時からの変更箅所 |
| :---: | :---: |


| 技術基潍規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書 添付書類八 | 設置許可，技術基淮規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （3）消火配管は，地震時 における地盤変位対策を考慮した設計であるこ と。（9）g |  | c．地盤変位対策 <br> 地震時における地盤変位対策として，水消火配管のレイアウト，配管支持長さからフレキシビリ ティを考慮した配置とす ることで，地盤変位によ る変形を配管系統全体で吸収する設計とする。 <br> さらに，屋外消火配管 が破断した場合でも移動式消水設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給 ができるよう，建屋に給水接続口を設置する設計 とする。 <br> （9）【11条75】 |  | 全機能を有する構築物，系統及び機器に影響を及ぼすことがないよう，基準地震動 S s によっ ても機能維持する固定式消火設備によって速 やかに消火する。 <br> －基準地震動 S s によっ て火災が発生しても，安全機能を有する構築物，系統及び機器の機能に影響を及ぼすことがな いように隔壁等により分離する。①（9）a重複） <br> b．地盤変位対策 <br> 屋外消火配管は，地上又 はトレンチに設置し，地震時における地盤変位に対 して，その配管の自重や内圧，外的荷重を考慮しても地盤沈下による建屋と周辺地盤との相対変位を考慮する設計とする。 <br> また，地盤変位対策とし ては，水消火配管のレイア ウト，建屋等の取り合い部 における配管の曲げ加工 や配管支持長さからフレ キシビリティを考慮した配置とすることで，地盤変位による変形を配管系統全体で吸収する設計とす る。 <br> さらに，屋外消火配管が破断した場合でも消防車 を用いて屋内消火栓へ消 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴ら差異 | 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> （9） $\mathrm{g} 引$ 用元：P99 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基淮規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 火用水の供給ができるよ |  |  |
|  |  |  |  |  | 立に，建屋外部に給水接続 |  |  |
|  |  |  |  |  | 口を設置する設計とする。 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | （4）想定すべきその他の |  |  |
|  |  |  |  |  | 自然現象に対する対策に |  |  |
|  |  |  |  |  | ついて |  |  |
|  |  |  |  |  | 実用発電用原子炉及び |  |  |
|  |  |  |  |  | その附属施設の火災防護 |  |  |
|  |  |  |  |  | に係る審査基準の2．2．2 に記載のある凍結，風水 |  |  |
|  |  |  |  |  | 害，地震以外の女川原子力 |  |  |
|  |  |  |  |  | 発電所 2 号炉で考慮すべ |  |  |
|  |  |  |  |  | き自然現象については津 |  |  |
|  |  |  |  |  | 波，洪水，降水，積雪，地 |  |  |
|  |  |  |  |  | 的事象及び高潮がある。こ |  |  |
|  |  |  |  |  | れらの自然現象及び森林 |  |  |
|  |  |  |  |  | 火災により感知及び消火 |  |  |
|  |  |  |  |  | の機能，性能が阻害された |  |  |
|  |  |  |  |  | 場合は，原因の除去又は早期の取替え，復旧を図る設 |  |  |
|  |  |  |  |  | 計とするが，必要に応じて |  |  |
|  |  |  |  |  | 監視の強化や，代替消火設 |  |  |
|  |  |  |  |  | 備の配備等を行い，必要な |  |  |
|  |  |  |  |  | 持す |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （参考） |  |  |  |  |  |  |
|  | 火災防護対象機器等が設置される火災区画に |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | は，耐震B•Cクラスの機 |  |  |  |  |  |  |
|  | 器が設置されている場合 が考えられる。これらの |  |  |  |  |  |  |
|  | が考えられる。これらの機器が基準地震動により |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基潐規則•解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書 派付書頪八添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | る原子炉の火災防護対象機器の機能を失わせるこ とがないことが要求され るところであるが，その際，耐震 B•C クラス機器 に基準地震動による損傷 に伴う火災が発生した場合においても，火災防護対象機器等の機能が維持 されることについて確認 されていなければならな い。（9）a <br> （2）消火設備を構成する ポンプ等の機器が水没等 で機能しなくなることの ないよう，設計に当たつ ては配置が考慮されてい ること。（9）f |  | （7）その他 <br> a．移動式消火設備移動式消火設備は，恒設の消火設備の代替とし て消火ホース等の資機材 を備え付けている化学消防自動車を 2 台及び泡原液搬送車を 1 台配備する設計とする。 <br> （8）am【11条76】 <br> b．消火用の照明器具建屋内の消火栓，消火設備現場盤の設置場所及 び設置場所までの経路に は，移動及び消火設備の操作を行うため，消防法 で要求される消火継続時間20分に現場への移動等 |  |  | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> 8）am引用元：P85 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基漼規則•解秋 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | の時間も考慮し， 8 時間以上の容量の蓄電池を内蔵 する照明器具を設置する設計とする。 <br> （8）an 【11 条 77】 <br> c．ポンプ室の煙の排気対策 <br> 火災発生時の煙の充満 により消火活動が困難と なるポンプ室には，消火活動によらなくとも迅速 に消火できるように固定式消火設備を設置し，鎮火の確認のために自衛消防隊がポンプ室に入る場合については，再発火す るおそれがあることか ら，十分に冷却時間を確保した上で扉の開放，換気空調系及び可搬型排煙装置により換気が可能な設計とする。 <br> （8）ao【11条78】 <br> d．使用済燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵設備 <br> 使用済燃料貯蔵設備 は，水中に設置されたラ ックに燃料を貯蔵するこ とで未臨界性が確保され る設計とする。 <br> （8）ap【11条79】 <br> 新燃料貯蔵設備につい ては，消火活動により消火水が噴霧され，水分雰 |  |  | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴ら差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 追加要求事項に伴ら差異 | （8）an引用元：P93 <br> 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> （8）ao引用元：P135同上 <br> （8）ap引用元：P136同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 設置許可申請書 }}{\text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| －消火設備にあっては， その損壊，誤作動又は誤操作が起きた場合におい ても発電用原子炉施設の安全性が損なわれること がないこと。（10） | 2．2．3 安全機能を有する構築物，系統及び機器は，消火設備の破損，誤動作又は誤操作によって，安全機能を失わない設計で あること。また，消火設備 の破損，誤動作又は誤操作による溢水の安全機能 への影響について「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」により確認 すること。）（10a，（10b |  | 囲気に満たされた状態と なっても未臨界性が確保 される設計とする。 <br> （8）aq【11条80】 <br> e．ケーブル処理室 <br> ケーブル処理室は，自動消火設備であるハロン ガス消火設備により消火 する設計とする。区分 I ケーブル処理室及び区分 II ケーブル処理室につい ては，消火活動のため2箇所の入口を設置する設計 とする。 <br> なお，区分IIIケーブル処理室は，消火活動のた めの入口は 1 箇所である が，部屋の大きさが狭く，室内の可燃物は少量のケ ーブルトレイのみである ため，火災が発生した場合においても，入口から消火要員による当該室全域の消火活動を行らこと が可能な設計とする。 <br> （8）ar【11条81】 |  | 1．6．1．3．4 消火設備の破損，誤動作又は誤操作によ る安全機能への影響 <br> 全域ガス消火設備及び局所ガス消火設備で使用 するハロゲン化物消火剤 は電気絶縁性が大きく揮発性も高いことから，設備 の破損，誤作動又は誤操作 により消火剤が放出され ても電気及び機械設備に影響を与えないため，火災区域又は火災区画に設置 するガス消火設備には，全 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴ら差異 | （8）aq引用元：P136 <br> 火災防護設備 1．2．2 消火設備 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書頪八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式－1～の展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る雷査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可中請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 【解粏】 <br> 4 第2号口の規定につ いて，消水設備の損罣，誤作動又は誤操作が起きた場合のほか，北災感知設備の損壊，哭作動又は誤操作が起きたことにより消必設備が作動した場合 においても，発電用原子炬施設の安全性を損なわ ないものであること。（10） | （参考） <br> 原子力発電所の内部溢水影響評価ガイドでは，発生要因別に分類した以下の溢水を想定すること としている。 <br> a．想定する機器の破損等によって生じる漏水に よる溢水 <br> b．発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置さ れる系統からの放水によ る溢水 <br> c．地震に起因する機器 の破損等により生じる漏水による溢水 |  |  |  | 域ガス消火設備，局所ガス消火設備を選定する設計 とする。 <br> なお，非常用ディーゼル発電機は，非常用ディーゼ ル発電機室に設置する全域ガス消火設備の破損，䛊作動又は誤操作によって消火がスが放出されるこ とによる負触媒効果を考慮しても機能が喪失しな いよう，外気から直接給気 を取り入れる設計とする。 （1）（10a）（8）a 重複） <br> 消火設備の放水等によ る溢水に対しては，「1．7溢水防護に関する基本方針」に基づき，安全機能へ影響がないよう設計する。 （10b |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根扰に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | このうち，b．に含まれ る火災時に考慮する消火水系統からの放水による溢水として，以下が想定 されていること。 <br> （1）火災感知により自動作動するスプリンクラー からの放水 <br> （2）建屋内の消火活動の ために設置される消火栓 からの放水 <br> （3）原子炉格納容器スプ レイ系統からの放水によ る溢水 <br> （10） b |  |  |  |  |  |  |
| 三 火災の影響を軽減す るため，耐火性能を有す る壁の設置その他の延焼 を防止するための措置そ の他の発電用原子炉施設 の火災により発電用原子炉を停止する機能が損な われることがないように するための措置を講ずる こと。（11） | 2．3 火災の影響軽減 <br> 2．3．1 安全機能を有する構築物，系統及び機器の重要度に応じ，それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接 する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し，以下の各号に掲げる火災の影響軽減の ための対策を講じた設計 であること。（11） | 4．火災の影響軽減対策原子炉の施設内のいか なる場所の想定火災に対 しても，その火災により原子炉に外乱が及び，か つ，原子炉保護設備又は工学的安全施設作動設備 の作動を要求される場合 に，動的機器の単一故障 を想定しでも，原子炉を高温停止できるように， また，低温停止に必要な系統及び機器は，その安全機能を失わず，低温停止できるように，以下に示す火災の影響軽減対策 を実施する。【11 条 82】 | 1.3 火災の影響軽減 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策 <br> 火災の影響軽減対策の設計に当たり，発電用原子炉施設において火災が発生した場合に，原子炉 の高温停止及び低温停止 を達成し，維持するため に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケー ブルを火災防護対象機器等とする。 <br> （11）e（11）f【11条82】 | （c－4）火災の影響軽減火災の影響軽減については，安全機能を有する構築物，系統及び機器の重要度に応じ，それらを設置する火災区域又は火災区画の火影及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響を軽減するため，以下の対策を講じる設計とする。（11）e | 1．6．1．4 火災の影響軽減 のための対策 <br> 1．6．1．4．1 安全機能を有 する構築物，系統及び機器 の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器の重要度 に応じ，それらを設置する火災区域又は火災区画内 の火災及び隣接する火災区域又は火災区画の火災 による影響に対し， <br> 「1．6．1．4．1（1）原子炉の高温停止及び低温停止の達成，維持に係わる火災区域の分離」から <br> 「1．6．1．4．1（8）油タンク に対する火災の影響軽減対策」に示す火災の影響軽減のための対策を講じる | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴ら差異 | 火災防護設備 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | （11） f 引用元：P7 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表
赤色：樣式－6に開する記載（付翻及び下線）




100 条 0 O1：関運する資料と基本設計方釙を組らけけるための付番開連き
 ：前回提出時からの変更綯阶

| 設置許可，技術基集規則 <br> 及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :--- | :--- |

（1）原子炉の高温停止及 び低温停止に係わる安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置する火災区域については， 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離すること。
（11）

原子炉の高温停止及び（1）原子炉の高温停止及低温停止を達成し，維持すび低温停止の達成，維持に るための安全機能を有す 係わる火災区域の分離 る構築物，系統及び機器並 原子炉の高温停止及び びに放射性物質の貯蔵又 低温停止を達成し，維持す は閉じ込め機能を有する るために必要な構築物，系構築物，系統及び機器を設 統及び機器を設置する火置する火災区域は，3時間 災区域は，3時間以上の耐以上の耐火能力を有する 火能力を有する耐火壁と耐火壁，天井，床により他して， 3 時間耐火に設計上 の火災区域と分離する設 必要な 150 mm 以上の壁厚計とする。 1 （11）i重複）を有するコンクリート壁 や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有 する耐火壁（貫通部シー ル，防火扉，防火ダンパ） によって，隣接する他の火災区域から分離する設計 とする。 1（11）i重複）な お，火災区域又は火災区画 のファンネルには，他の火災区域又は火災区画から の煙の流入による安全機能への影響防止を目的と して，煙の流入防止装置を設置する設計とする。（11）d
（2）原子炬の高温停止及 び低温停止に係る安全機能を有する構築物，系統及び機器は，その相互の系統分離及びこれらに関連する非安全系のケーブ ルとの系統分離を行うた めに，火災区画内又は隣

火災が発生しても原子 また，互いに相違する系（2）火災防護対象機器及炉の高温停止及び低温停 列間の火災防護対象機器び火災防護対象ケーブル止を達成し，維持するた 及び火災防護対象ケーブ の系統分離 めには，プロセスを監視 ル並びにこれらに関連す 火災が発生しても原子 しながら原子炉を停止る非安全系ケーブルは，3 炉の高温停止及び低温停 し，冷却を行うことが必 時間以上の耐火能力を有 止を達成し，維持するため | 要であり，このためには， | する隔壁等で分離された | には，プロセスを監視しな |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 手動操作に期待してでも | 設計又は互いに相違する | がら原子炉を停止し，冷却 |

追加要求事項に伴う差異
火災防護設備
1．3．1 火災の影響軽減対
策

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からら引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 |  ＜関連する資料〉 <br> －様式一 -1 への展列表（禣足説明資料） <br>  ：前回提出時からの変更箅所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基準㚘則則•解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 接火災区画間の延焼を防止する設計であること。 <br> 具体的には，火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが次に掲げる いずれかの要件を満たし ていること。 <br> （11）i，（11）j，（11）k，（11） 1 ，（11） |  | 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持す るために必要な機能を少 なくとも 1 つ確保するよ らに系統分離対策を講じ る必要がある。 <br> （11）g【11 条83】 <br> このため，火災防護対象機器等に対して，以下 に示す火災の影響軽減対策を講じる設計とする。 <br> （11）【11条84】 <br> （1）火災防護対象機器等の系統分離による影響軽減対策 <br> 中央制御室及び原子炉格納容器を除く火災防護対象機器等は，原則とし て安全系区分I と安全系区分II，IIIを境界とし，以下のいずれかの系統分離 によって，火災の影響を軽減するための対策を講 じる。 <br> （11）$h$ 【11 条85】 | 系列間の水平距離が 6 m以上あり，回（111） i （11） j 重複）かつ，火災感知設備及 び自動消火設備を設置す る設計（11）m 又は 1 時間の耐火能力を有する隔壁等 で互いの系列間を分離し， かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 1 （（1111重複）系統分離を行うために設 けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は，系統分離に応じた独立性を有する設計とす る。 1 （ 8 y y，8 z 重複） <br> ただし，火災の影響軽減 のための措置を講じる設計と同等の設計として，中央制御室制御盤に関して は，操作スイッチの離隔等 による分離対策，（11） 1 高感度煙検出設備の設置，常駐 する運転員による消火活動等により，上記設計と同等な設計とする。①（11） q重複）中央制御室床下ケ ーブルピットに関しては， 1 時間の耐火能力を有す る隔壁等による分離，火災感知設備並びに自動消火設備である局所ガス消火設備を設置する設計とす る。 1 （117） t ，（11） v 重複） <br> また，原子炉格納容器に関しては，運転中は窒素に置換され火災は発生せず， | を行うことが必要であり， このためには，手動操作に期待してでも原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要 な機能を少なくとも一つ碓保するように系統分離対策を講じる必要がある。 （11）g <br> このため，単一火災（任意の一つの火災区画で発生する火災）の発生によっ て，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持す るために必要な機能を有 する多重化されたそれぞ れの系統が同時に機能售失することのないよう， <br> 「1．6．1．1（3）原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要 な構築物，系統及び機器」 にて抽出した原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要 となる火災防護対象機器及び火㷋防護対象機器の駆動若しくは制御に必要 となる火災防護対象ヶー ブルについて以下に示す いずれかの系統分離対策 を講じる設計とする。 <br> 系統分離にあたつては，互いに相違する系列の火災防護対象機器，火災防護対象ケーブル及びこれら に関連する非安全系ケー | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策 <br> 同上 <br> （11）h引用元：P107 |

要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉 及びその附属施設の 火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書 <br> 添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 内部に設置された安全機能を有する構築物，系統及 び機器が火災により機能 を損ならおそれはないこ とから，原子炬起動中並び | ブルの系統分離を行うた めに，火災区画内又は隣接火災区画間の延焼を防止 する設計とする。（11）h |  |  |
|  | a．互いに相違する系列 | 4.1 耐火壁による軽減 | a． 3 時間以上の耐火能 | に低温停止中の状態に対 | a． 3 時間以上の耐火能力 | 同趣旨の記載であるが， | 火災防護設備 |
|  | の火災防護対象機器及び | 対策 | 力を有する隔壁等 | して措置を講じる設計と | を有する隔壁等による分 | 表現の違いによる差異あ | 1．3．1 火災の影響軽減対 |
|  | 火災防護対象ケーブルに | （1）原子炉の安全確保 | 互いに相違する系列の | する。8 n 原子炉格納容器 | 離 <br> 亘いに相違する系列の | り | 策 |
|  | ついて，互いの系列間が 3時間以上の耐火能力を有 | に必要な設備を設置し <br> ている原子炉建屋及び | 火炎防護対象機器等は，火災耐久試験により 3 時 | 内の機器には難燃ケーブ <br> ルを使用する設計とし，火 | 互いに相違する系列の <br> 火災防護対象機器及び火 | 追加要求事項に伴う差異 |  |
|  | する隔壁等で分離されて | 制御建屋に隣接するタ | 間以上の耐火能力を確認 | 災防護対象機器及び火災 | 災防護対象ケーブルを，火 |  |  |
|  | いること。（11） i | ービン建屋で火災が発 | した隔壁等で分離する設 | 防護対象ケーブルは，金属 | 災耐久試験により3時間 |  |  |
|  |  | 生しても，原子炉建屋及 | 計とする。 | 製の電線管等の使用等に | 以上の耐火能力を確認し |  |  |
|  |  | び制御建屋に影響を及 ぼさないように，原子炉 | （11） i 【11 条86】 | より火災の影響軽減対策 を行う設計とする。11（11） | $\frac{\text { た隔壁等で分離する設計 }}{\text { とする。(11i i 具体的には, }}$ |  |  |
|  |  | 建屋及び制御建屋とタ |  | y重複）また，固有の信号を | 3 時間以上の耐火能力を |  |  |
|  |  | ービン建屋の境界の壁 |  | 発する異なる種類の火炎 | 有した厚さのコンクリー |  |  |
|  |  | は， 2 時間の耐火能力を |  | 感知設備を設ける設計と | ト壁又は火災耐久試験に |  |  |
|  |  | 有する耐火壁（以下「耐 |  | し，回（11）ac重複）消火器 | より 3 時間以上の耐火能 |  |  |
|  |  | 火壁」という。）とする。 |  | 又は消火栓を用いた運転 | 力を確認した隔壁等（耐火 |  |  |
|  |  | （2）燃料油の漏えい油火災を想定する補機を |  | 員及び初期消火要員によ | ホード，ケーブルトレイ等 <br> 耐火ラッピング）で分離す |  |  |
|  |  | 設置するディーゼル発 |  | \|により上記設計と同等な | る設計とする。①（11）i重 |  |  |
|  |  | 電機室（ディーゼル制御盤室も含む）は，それぞ |  | 設計とする。（11）ad | 複） |  |  |
|  | b．互いに相違する系列 | れトレン別に二つの区 | b． 6 m 以上離隔，火災感 |  | b ．水平距離 6 m 以上の離 | 同趣旨の記載であるが， | 同上 |
|  | の火災防護対象機器及び | 域に分け，互いの区域及 | 知設備及び自動消火設備 |  | 隔距離の確保，火災感知設 | 表現の違いによる差異あ |  |
|  | 火災防護対象ケーブルに | び周囲の区域に火災の | 互いに相違する系列の |  | 備及び自動消火設備の設 |  |  |
|  | ついて，互いの系列間の | 影響を及ぼさないよう | 火災防護対象機器等は， |  |  | 追加要求事項に伴う差異 |  |
|  | 水平距離が 6 m 以上あり， | にそれぞれを耐火壁で | 仮置きするものを含めて |  | 互いに相違する系列の |  |  |
|  | かつ，火災感知設備及び | 囲む。 | 可燃性物質のない水平距 |  | 火災防護対象機器及び火 |  |  |
|  | 自動消火設備が当該火災 | （3）耐火壁の貫通口は | 離6m以上の離隔距離を確 |  | 災防護対象ケーブルを，仮 |  |  |
|  | 区画に設置されているこ | 耐火シールを施工し，換 | 保する設計とする。 |  | 置きするものを含めて可 |  |  |
|  | と。この場合，水平距離間 | 気設備のダクトには防 | （11） j 【11条87】 |  | 燃性物質のない水平距離 |  |  |
|  | には仮置きするものを含 | 火ダンパ，出入口には防 |  |  | 6 m 以上の離隔距離を確 |  |  |
|  | め可燃性物質が存在しな | 火戸を設置し，耐火壁効 | 火災感知設備は，自動 |  | 保する設計とする。（11） j | 同趣旨の記載であるが， | 同上 |
|  |  | 果を減少させないよう | 消火設備を作動させるた |  | 火災感知設備は，自動消 | 表現の違いによる差異あ |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根扰に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解㤉 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防謢に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 火災防護対象機器等は，以下に示すとおり，実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策，高感度煙検出設備の設置に よる早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加え，火災により中央制御室制御盤の 1 つの区画の安全機能が全て喪失しても，他 の区画の制御盤は機能が維持されることを確認す ることにより，原子炉の高温停止及び低温停止の達成，維持ができること を確認し，上記（1）と同等 の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。 （11） n 【11条91】 <br> 離隔距離等による分離 として，中央制御室制御盤については，安全系区 |  | 中央制御室制御盤内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは，運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接し て設置することから，互い に相違する系列の水平距離を 6 m 以上確保するこ とや互いに相違する系列 を1時間の耐火能力を有 する隔壁等で分離するこ とが困難である。《1 <br> このため，中央制御室制御盤内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケー ブルは，以下の（a）～（c）に示すとおり，実証試験結果 に基づく離隔距離等によ る分離対策，高感度桯検出設備の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加え，火災により中央制御室制御盤の 1 つの区画の安全機能が全て喪失 しても，他の区画の制御盤 は機能が維持されること を確認することにより，原子炬の高温停止及び低温停止の達成，維持ができる ことを確認し，火災の影響軽減のための対策を講じ る設計とする。（11）n <br> （a）離隔距離による分離中央制御室の火災防護対象機器及び火災防護対 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り | 火災防護設備 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 OO 1 ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根执几関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基滩規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 分ごとに別々の盤で分離 する設計とし，1つの制御盤内に複数の安全系区分 のケーブルや機器を設置 しているものは，安全系区分間に金属製の仕切り を設置する。ケーブルは，当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず，また，周囲へ火災の影響を与え ない耐熱ビニル電線，難燃仕様のフッ素樹脂 <br> （ETFE）電線及び難燃ケ ーブルの使用，電線管へ の敷設，操作スイッチの離隔等により系統分離す る設計とする。 <br> （11）（11）p 【11 条 92】 <br> 中央制御室内には，異 なる 2 種類の火災感知器 を設置する設計とすると |  | 象ケーブルは，運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置す ることから，中央制御室の制御盤については区分ご とに別々の盤で分離する設計とする。一部，一つの制御盤内に複数の安全系区分の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブ ルを設置しているものが あるが，これらについて は，区分間に金属製の仕切 りを設置する。ケーブルに ついては，当該ケーブルに火災が発生しても延焼せ ず，また，周囲へ火災の影響を与えない耐熱ビニル電線，難燃仕様のフッ素樹脂（ETFE）電線及び難燃ケーブルを使用し，電線管に敷設する，又は離隔距離を確保すること等によ り系統分離する設計とす る。これらの分離について は，実証試験等において火災により近接する他の区分の構成部品に火災の影響がないことを確認した設計とする。（11p <br> （b）高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知 <br> 中央制御室内には，異な る 2 種類の火災感知器を設置する設計とするとと | 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ n | （11）引用元：P106 <br> 火災防護設備 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設蒀変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | IOO条○○1：関連する資料と基本設計方針を紐がけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根执に関する説明書 別添－1） <br> - 前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | ともに，火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって，異なる安全系区分への影響を軽減する設計とす る。これに加えて盤内へ高感度煙検出設備を設置 する設計とする。 （11）【11条93】 |  | もに，火災発生時には常駐 する運転員による早期の消火活動によって，異区分 への影響を軽減する設計 とする。特に，一つの制御盤内に複数の安全系区分 の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを設置しているものについ ては，これに加えて盤内へ高感度煙検出設備を設置 する設計とする。（11）$q$ <br> （c）常駐する運転員によ る早期の消火活動 <br> 中央制御室制御盤内に自動消火設備は設置しな いが，中央制御室制御盤内 に火災が発生しても，高感度煙検出設備や中央制御室の火災感知器からの感知信号により，常駐する運転員が中央制御室に設置 する消火器で早期に消火活動を行うことで，相違す る系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケー ブルへの火災の影響を防止できる設計とする。③ <br> 消火設備は，電気機器へ悪影響を与えない二酸化炭素消火器を使用する設計とし，常駐する運転員に よる中央制御室内の火災 の早期感知及び消火を図 るために，消火活動の手順 を定めて，訓練を実施す | 追加要求事項に伴ら差異 |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表
赤色：樣式－6に開する記載（付番及び下線



100 条 0 O1：䦎連する資料と基本設計方針を組ら゙けるための付番〈関連于る筫㭌



設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 OO 1：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <br> ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根执に関する説明書 別添－1） ：前回提出時加らの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火炏防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | を有するコンクリート |  | 力を有する分離板又は障 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策 <br> 同上 |
|  |  |  | 壁，分離板又は障壁で分 |  | 壁で分離する設計とする。 |  |  |
|  |  |  | 離する設計とする。 |  | （11） |  |  |
|  |  |  | （11）【11条96】 |  |  |  |  |
|  |  |  | （b）火災感知設備 |  | （b）火㷋感知設備 |  |  |
|  |  |  | 中央制御室床下ケーブ |  | 中央制御室床下ケーブ |  |  |
|  |  |  | ルピットには，固有の信 |  | ルピットには，固有の信号 |  |  |
|  |  |  | 号を発する異なる 2 種類 |  | を発する異なる 2 種類の |  |  |
|  |  |  | の火炎感知器として，煙 |  | 火災感知器として，煙感知 |  |  |
|  |  |  | 感知器と熱感知器を組み |  | 器と熱感知器を組み合わ |  |  |
|  |  |  | 合わせて設置する設計と |  | せて設置する設計とする。 |  |  |
|  |  |  | する。これらの火災感知 |  | これらの火災感知設備は， |  |  |
|  |  |  | 設備は，アナログ機能を |  | アナログ機能を有するも |  |  |
|  |  |  | 有するものとする。 |  | のとする。 |  |  |
|  |  |  | また，火災感知設備は， |  | また，火災感知設備は， |  |  |
|  |  |  | 外部電源衰失時において |  | 外部電源喪失時において |  |  |
|  |  |  | も火災の感知が可能とな |  | も火災の感知が可能とな |  |  |
|  |  |  | るように，非常用電源か |  | るように，非常用電源から |  |  |
|  |  |  | ら受電するとともに，火 |  | 受電するとともに，火災受 |  |  |
|  |  |  | 災受信機盤は中央制御室 |  | 信機盤は中央制御室に設 |  |  |
|  |  |  | に設置し常時監視できる |  | 置し常時監視できる設計 |  |  |
|  |  |  | 設計とする。火災受信機 |  | とする。受信機盤は，作動 |  |  |
|  |  |  | 盤は，作動した火災感知 |  | した火災感知器を1つず |  |  |
|  |  |  | 器を 1 つずつ特定できる |  | つ特定できる機能を有す |  |  |
|  |  |  | 機能を有する設計とす |  | る設計とする。（11） |  |  |
|  |  |  | る。 |  |  |  |  |
|  |  |  | （11）【11条97】 |  |  |  |  |
|  |  |  | （c）消火設備中央制御室床下ケーブ |  | （c）消火設備中央制御室床下ケーブ |  |  |
|  |  |  | ルピットには，系統分離 |  | ルピットは，系統分離の観 |  |  |
|  |  |  | の観点から自動消火設備 |  | 点から自動消火設備であ |  |  |
|  |  |  | であるハロンガス消火設 |  | る局所ガス消火設備を設 |  |  |
|  |  |  | 備（局所）を設置する設計 |  | 置する設計とする。 |  |  |
|  |  |  | とする。 |  | この消火設備は，それぞ |  |  |
|  |  |  | この消火設備は，故障 |  | れの安全系区分を消火で |  |  |
|  |  |  | 警報及び作動前の警報を |  | きるものとし，故障警報及 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100条OO1：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 <br> ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\square$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準梘則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 中央制御室に発するとと もに，時間遅れをもって ハロンガスを放出する設計とする。また，外部電源喪失時においても消火が可能となるように，非常用電源から受電する。 <br> （11） V 【11 条 98】 <br> （3）原子炉格納容器内 の火災の影響軽減対策原子炉格納容器内は， プラント運転中は窒素が封入され，火災の発生は想定されない。窒素が封入されていない期間のほ とんどは原子炬が低温停止期間であるが，わずか に低温停止に到達してい ない期間もあることを踏 まえ，上記（1）と同等の火災の影響軽減対策を講じ る設計とする。 <br> （11） W 【11 条 99】 |  | び作動前の警報を中央制御室に吹鳴するとともに，時間遅れをもってハロン ガスを放出する設計とす る。また，外部電源喪失時 においても消火が可能と なるように，非常用電源か ら受電する。（111v <br> c．原子炉の高温停止及び低温停止の達成，維持 <br> 火災により，中央制御室内の一つの制御盤の機能 がすべて喪失したと仮定 しても，他の制御盤での運転操作や現場での操作に より，原子炉の高温停止及 び低温停止の達成，維持が可能な設計とする。 <br> －1（11）n重複） <br> （4）原子炬格納容器内に対する火災の影響軽減の ための対策 <br> 原子炉格納容器内は，プ ラント運転中については，窒素が封入され雰囲気が不活性化されていること から，火災の発生は想定さ れない。 <br> 一方で，窒素が封入され ていない期間のほとんど は原子炉が低温停止に到達している期間であるが， わずかではあるものの原子炉が低温停止に到達し ていない期間もあること | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴ら差異 | 火災防謢設備 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（㣭）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基淮規則•解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防謢に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | また，原子炉格納容器内への持込み可燃物は，持込み期間，可燃物量等，運用について保安規定に定めて，管理する。 （11） x 【11条100】 |  | を踏まえ，以下のとおり火災の影響軽減対策を講じ る。（11） w <br> なお，原子炉格納容器内 での作業に伴う持込み可燃物について，持込み期間，可燃物量，持込み場所等を管理する。（11）$x$ また，原子炉格納容器内の発火性又は引火性物質である潤滑油を内包する設備，分電盤等については，金属製 の筐体やケーシングで構成すること，発火性又は引火性物質である潤滑油を内包する設備は溶接構造又はシール構造の採用に より潤滑油の漏えい防止対策を講じるとともに，万一の漏えいを考慮し，漏え いした潤滑油が拡大しな いように堰等を設け拡大防止対策を行う設計とす ること，油を内包する点検用機器は通常時電源を切 る運用とすることによっ て，火災発生時においても火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルへの火災影響の低減を図る設計とする。 11 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 同上 |
|  |  |  | a．原子炉格納容器内の火災防護対象機器等の系統分離は以下のとおり対策を行ら設計とする。 <br> （a）火災防護対象機器 |  | a．火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの系統分離 <br> 原子炉格納容器内の火災防護対象機器及び火災 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ b追加要求事項に伴ら差異 | 火災防護設備 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 |  ＜网連する資洲〉 <br> －栚式一 -1 への展開表（禣足跘明咨料） <br>  <br> ：前回揟出時からの変更答所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解秋 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 等は，難燃ケーブルを使用するとともに，電線管及び蓋付ケーブルトレイ の使用等により火災の影響軽減対策を行ら設計と する。 <br> （11）y【11条101】 <br> （b）原子炉格納容器内 の火災防護対象機器は，系統分離の観点から安全系区分 I と安全系区分 II機器の水平距離を 6 m 以上碓保し，異なる安全系区分の機器間にある介在物 |  | 防護対象ケーブルの系統分離は，火災によっても原子炉の高温停止及び低温停止を達成，維持するため に必要な機能が同時に喪失しないことを目的に行 らことから，原子炉格納容器内の状態に応じて以下 のとおり対策を行う。 2 2 （a）起動中 <br> i．火災防護対象ケーブル の分離及び火災防護対象機器の分散配置 <br> 原子炉格納容器内にお いては，機器やケーブル等 が密集しており，干渉物が多く，耐火ラッピング等の 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁の設置が困難 である。このため，起動中 は原子炉格納容器内には可燃物を仮置きしない運用とするとともに，火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについては，離隔距離の確保及び金属製の蓋付ケーブルトレイ の使用等により火災の影響軽減対策を行う設計と する。（11）y <br> 原子炉格納容器内の火災防護対象機器は，系統分離の観点から安全系区分 I と安全系区分II機器の水平距離を 6 m 以上確保 し，安全系区分I と安全系区分 II 機器の間において | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |



設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | b．火災感知設備につい ては，アナログ式の異な る2種類の火災感知器（煙感知器及び熱感知器）を設置する設計とする。 （11）ac【11 条105】 <br> c．原子炉格納容器内の消火については，運転員及び初期消火要員による消火器又は消火栓を用い た速やかな消火活動によ り消火ができる設計とす る。（11）ad（11）ae <br> 起動中又は停止過程の空気環境において，原子炉格納容器内が広範囲な火災となり原子炉格納容器内への入域が困難な場合には，原子炉格納容器内を密閉状態とし内部の窒息消火を行う設計とす る。 <br> なお，原子炉格納容器内点検終了後から窒素置換完了までの間で原子炉格納容器内の火災が発生 した場合には，火災によ る延焼防止の観点から窒素封入作業の継続による窒息消火又は窒素封入作業を中止し，早期の消火活動を実施する。 <br> （11）af【11 条106】 |  | ii．火災感知設備 <br> 火災感知設備について は，アナログ式の異なる 2種類の火災感知器（煙感知器及び熱感知器）を設置す る設計とする。（11）ac <br> iii．消火設備 <br> 原子炉格納容器内の消火については，消火器を使用する設計とする。また，消火栓を用いた消火がで きる設計とする。（11）ae <br> 火災の早期消火を図る ために，原子炉格納容器内 の消火活動の手順を定め て，自衛消防隊の訓練を実施する。（8） <br> また，起動中又は停止過程の空気環境において，原子炉格納容器内が広範囲 な火災となり原子炉格納容器内への入域が困難な場合には，原子炉格納容器内を密閉状態とし内部の窒息消火を行う設計とす る。 <br> なお，原子炉格納容器内点検終了後から窒素置換完了までの間で原子炉格納容器内の火災が発生し た場合には，火災による延焼防止の観点から，窒素封入開始後，約 2 時間 20 分 を目安に窒素封入作業の継続による窒息消火又は | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 同上 <br> 火災防護設備 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策 <br> （11）ad引用元：P107 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |



設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火炎防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 本文 }}{\text { 設置許可申書書 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | ごとに離れた場所に設置 し，可能な限り距離的分散 を図る設計とする。また，火災発生後，消火活動を開始するまでの時間の耐火性能を確認した電線管又 は金属製の蓋付ケーブル トレイに敷設する。 （1）（11）y（11）z（11）aa重複） ii．火災感知設備原子炉起動中と同様に， アナログ式の異なる 2 種類の火災感知器（煙感知器及び熱感知器）を設置する設計とする。 <br> －1（11）ac重複） iii．消火設備 <br> 原子炉格納容器内の消火については，消火器を使用する設計とする。また，消火栓を用いても対応で きる設計とする。なお，原子炉格納容器内が広範囲 の火災の場合には，内部の窒息消火操作を行う設計 とする。 <br> （1）（11）ae（11）af重複） <br> （c）低温停止中 <br> i ．火災防護対象ケーブル の分離及び火災防護対象機器の分散配置 <br> 原子炉格納容器内にお いては，機器やケーブル等 が密集しており，干渉物が多く，耐火ラッピング等の 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁の設置が困難 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根扰に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | である。このため，低温停止中は原子炬起動中と同様に，原子炉格納容器内の火災防護対象機器及び火災防謢対象ヶーブルは，系統分離の観点から安全系区分 I と安全系区分 II 機器の水平距離を 6 m 以上碓保し，安全系区分Iと安全系区分II機器の間にお いて可燃物が存在するこ とのないように，異なる区分の機器間にある介在物 （ケーブル，電磁弁）につ いては金属性の筐体に収納することで延焼防止対策を行ら設計とする。 <br> 原子炉起動中と同様に，原子炬格納容器内の火災防護対象ケーブルは，原子炉格納容器貫通部は区分 ごとに離れた場所に設置 し，可能な限り距離的分散 を図る設計とする。また，火災発生後，消火活動を開始するまでの時間の耐火性能を確認した電線管又 は金属製の蓋付ケーブル トレイに敷設することに よって，近接する他の区分 の火災防護対象機器へ火災の影響を及ぼすことな く消火できる設計とする。低温停止中は，原子炉の安全停止が達成•維持された状態であること，制御棒は金属等の不燃性材料で構 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 OO 1 ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根执几関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解秋 | 実用発電用原子灲 及びその附施設の 火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 成された機械品であるこ とから，原子炉格納容器内 の火災によっても，原子炉 の停止機能及び未臨界機能の喪失は想定されない。 （1）（11）y（11zz（11）a重複） ii．火災感知設備原子炉起動中と同様に， アナログ式の異なる 2 種類の火災感知器（煙感知器及び熱感知器）を設置する設計とする。 <br> －1（11）ac重複） iii．消火設備 <br> 原子炉起動中と同様に，原子炬格納容器内の消火 については，消火器を使用 する設計とする。また，消火栓を用いても対応でき る設計とする。火災の早期消火を図るために，原子炉格納容器内の消火活動の手順を社内規程に定めて，自衛消防隊の訓練を実施 する。①（11）ae（8）o重複） <br> b．火災の影響軽減対策へ の適合について <br> 原子炬格納容器内にお いては，機器やケーブルが密集しており，干渉物が多 く，耐火ラッピング等の 3時間以上の耐火能力を有 する隔壁の設置が困難で ある。このため，火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについては，離 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 隔距攡の確保及び電線管，金属製の蓋付ケーブルト レイの使用等により火災 の影響軽減対策を行ら設計とする。 <br> 原子炉格納容器内の火災防護対象機器は，系統分離の観点から安全系区分 I と安全系区分II機器の水平距離を 6 m 以上確保 し，安全系区分I と安全系区分II機器の間において可燃物が存在することの ないように，異なる区分の機器間にある介在物（ケー ブル，電磁弁）については金属性の筐体に収納する ことで延焼防止対策を行 ら設計とする。 <br> 原子炬格納容器内の火災防護対象ヶーブルは，単一火災によって複数区分 が機能喪失することのな いように，消火活動を開始 するまでの時間の耐火性能を碓認した電線管又は金属製の荽付ケーブルト レイに敷設する設計とす る。 <br> また，保守的な評価とし て，火災による原子炉格納容器内の安全機能の全震失を仮定した評価を行い，原子炉の高温停止及び低温停止の達成及び維持が，運転員の操作と相まって，可能である設計とする。 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基淮規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （3）放射性物質の貯蔵又 は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器が設置される火災区域につ いては， 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁によ って他の火災区域から分離されていること。（11）i <br> （4）換気設備は，他の火災区域の火，熱，又は煙が安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置 する火災区域に悪影響を及ぼさないように設計す ること。また，フィルタの延焼を防護する対策を講 じた設計であること。 （11）ag，（11）ah | 4.3 その他の軽減対策 <br> （1）中央制御室で煙が発生した場合には，中央制御室空調設備で排煙できるようにする。【11条107】 | （4）換気設備に対する火災の影響軽減対策 <br> 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又 は火災区画に設置する換気設備には，他の火災区域又は火災区画の境界と なる箇所に 3 時間耐火性能を有する防火ダンパを設置する設計とする。 <br> （11）ag【11条107】 <br> 換気設備のフィルタ は，チャコールフィルタ を除き難燃性のものを使 |  | （1） <br> （5）放射性物質の貯蔵又 は閉じ込め機能に関わる火災区域の分離 <br> 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置 する火災区域は，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として， 3 時間耐火に設計上必要な 150 mm 以上 の壁厚を有するコンクリ ート壁や火災耐久試験に より 3 時間以上の耐火能力を有することを碓認し た耐火壁（貫通部シール，防火扉，防火ダンパ）によ り，隣接する他の火災区域 と分離する設計とする。 （1）（11）i重複） <br> （6）換気設備による火災 の影響軽減対策 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置す る火災区域に設置する換気設備には，他の火災区域又は火災区画への火，熱又 は煙の影響が及ばないよ う，火災区域又は火災区画 の境界となる箇所に 3 時間耐火性能を有する防火 ダンパを設置する設計と する。（11）ag <br> 換気設備のフィルタは， <br> 「1．6．1．2．2（4）換気設備 のフィルタに対する不燃 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り | 火災防護設備 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100条 001 ：関連する資料と基本設計方針を紐かけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別洆－1） $\qquad$前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |



設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 OO 1：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <br> ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根执に関する説明書 別添－1） ：前回提出時加らの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火炎防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （6）油タンクには排気フ アン又はベント管を設 け，屋外に排気できるよ らに設計されているこ と。（11）ak <br> （参考） <br> （1）耐火壁の設計の妥当性が，火災耐久試験によ って確認されているこ と。 <br> （2）－ 1 隔壁等の設計の妥当性が，火災耐久試験 によって確認されている こと。 <br> （2）－2 系統分離を b．（6 m 離隔十火災感知•自動消火）または c．（1時間 の耐火能力を有する隔壁等＋火災感知•自動消火） に示す方法により行う場合には，各々の方法によ り得られる火災防護上の効果が，a．（3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等）に示す方法によって得られる効果と同等であ ることが示されているこ と。この場合において，中央制御室においては，自動消火に代えて，中央制 | （2）油タンクには，火災 に起因した爆発を防ぐ ためにベント管を設 け，屋外に排気できる ようにする。 <br> 【11条111】 | （6）油タンクに対する火災の影響軽減対策 <br> 火災区域又は火災区画 に設置される油タンク は，換気空調設備による排気又はベント管により屋外に排気する設計とす る。 <br> （11）ak【11条111】 <br> （7）ケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策 <br> ーブル処理室のケーブ ルトレイ間は，互いに相違する系列間を水平方向 0.9 m ，垂直方向 1.5 m の最小離隔距離を確保する設計とする。最小分離距離 を確保できない場合は，隔壁等で分離する設計と する。 <br> （11）a1【11 条 112】 |  | め，煙が大気に放出される ことから，排煙設備を設置 しない設計とする。（11）aj （8）油タンクに対する火災の影響軽減対策 <br> 火災区域又は火災区画汇設置される油タンクは，換気空調設備による排気，又はベント管により屋外 に排気する設計とする。 （11）ak | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 同上 <br> 火災防護設備 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策 <br> （11）a1引用元：P133 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解釈 | $\begin{gathered} \text { 実用発電用原子炉 } \\ \text { 及びその烺均施の } \\ \text { 火災防護に係る審査基準 } \\ \hline \end{gathered}$ | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 御室の運転員による手動消火としても差し支えな い。 <br> （2）－ 3 2．2 火災の感知•消火の規定により設置し た火災感知設備及び自動消火設備については，b。及びc。に示す火災感知設備及び自動消火設備と兼用することができる。 （2）－4 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブ ルを分離する隔壁等は，想定される全ての環境条件及び人為的事象（故意 によるものを除く。）に対 して隔離機能を喪失する ことがない構造であるこ と。 |  |  |  |  |  |  |
|  | 2．3． 2 原子炉施設内のい かなる火災によっても，安全保護系及び原子炬停止系の作動が要求される場合には，火災による影響を考慮しても，多重化 されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことな く，原子炉を高温停止及 び低温停止できる設計で あること。 <br> また，原子炉の高温停止及び低温停止が達成で きることを，火災影響評価により確認すること。 （火災影響評価の具体的 |  | 1．3．2 原子炉の安全確保 <br> （1）原子炉の安全停止対策 <br> a．火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 <br> 発電用原子炉施設内の火災によって，安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合に は，当該火災区域又は火災区画に設置される不燃 | （c－5）火災影響評価 <br> 設備等の設置状況を踏 まえた可燃性物質の量等 を基に，想定される発電用原子炉施設内の火災によ って，安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求さ れる場合には，火災による影響を考慮しても，多重化 されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことな く，原子炉の高温停止及び低温停止が達成できる設計とし，火災影響評価にて確認する。（11）an，（11）aq | 1．6．1．4．2 火災影響評価火災の影響軽減のため の対策を前提とし，設備等 の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に想定される発電用原子炬施設内の火災によって，安全保護系及び原子炉停止系 の作動が要求される場合 には，火災による影響を考慮しても，多重化されたそ れぞれの系統が同時に機能を失うことなく，原子炉 の高温停止及び低温停止 を達成し，維持できること を，「（1）火災伝播評価」 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．3．2 原子炉の安全確保 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表
赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線
色：設置变更許可本文及び添付書頪八かからの引用以外の記畿



100 条 0 O1：関運する資料と基本設計方釙を組らけけるための付番閉連する資籹〉
 ：前回提出時からの変更偱所

設置許可，技術基準規則 $\quad$ 備考

| 技術基準規則•解釈 | $\begin{gathered} \text { 実用発電用原子炉 } \\ \text { 及びその附属施設の } \\ \text { 火災防護に係る審査基準 } \end{gathered}$ | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 手法は「原子力発電所の内部火災影響評価ガイ ド」による。） （11）an，（11）aq，（11）ar，（11）as |  | 性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定 しても，火災の影響軽減 のための系統分離対策に よって，多重化されたそ れぞれの系統が同時に機能を失らことなく，原子炉の高温停止及び低温停止が達成できる設計とす る。 <br> （11）an【11条113】 |  | から「（3）隣接火災区画に火災の影響を与える火災区画に対する火災影響評価」に示す火災影響評価に より確認する。①（11）aq重複） <br> ただし，中央制御室制御盤及び原子炉格納容器に対しては，「1．6．1．4．1（2）火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの系統分離」で示すとおり，火災が発生しても，原子炉の高温停止及び低温停止の達成，維持は可能である。 （2） |  | （11）an引用元：P127 |
|  |  |  | b．設計基準事故等に対処するための機器に単一 | また，発電用原子炉施設内の火災によって運転時 | また，内部火災により原子炉に外乱が及ぶ可能性， | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ | 火災防護設備 <br> 1．3．2 原子炉の安全確保 |
|  |  |  | 故障を想定した設計 | の異常な過渡変化又は設 | 又は安全保護系，原子炉停 |  |  |
|  |  |  | 発電用原子炉施設内の | 計基準事故が発生した場 | 止系の作動が要求される | 追加要求事項に伴ら差異 |  |
|  |  |  | 火災によって運転時の異 | 合に，（11）ao それらに対処 | 事象が発生する可能性が |  |  |
|  |  |  | 常な過渡変化又は設計基 | するために必要な機器の | あるため，「発電用軽水型 |  |  |
|  |  |  | 準事故が発生した場合 に，「登電用軽水刑原子炬 | 単一故障を考慮しても異 掌状能を収束できる設計 | 原子炉施設の安全評価に |  |  |
|  |  |  | に，「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する | 常状態を収束できる設計 とし，火災影響評価にて確 | $\left\lvert\, \begin{aligned} & \text { 関する審查指針」に基づ } \\ & \text { き, 運転時の異常な過渡変 } \end{aligned}\right.$ |  |  |
|  |  |  | 審査指針」に基づき，運転 | 認する。回（11）ap重複） | 化又は設計基準事故に対 |  |  |
|  |  |  | 時の異常な過渡変化又は |  | 処するための機器に単一 |  |  |
|  |  |  | 設計基準事故に対処する |  | 故障を想定しても，以下の |  |  |
|  |  |  | ための機器に単一故障を |  | 状況を考慮し，多重性をも |  |  |
|  |  |  | 想定しても，制御盤間の |  | つたそれぞれの系統が同 |  |  |
|  |  |  | 離隔距離，盤内の延焼防 |  | 時に機能を喪失すること |  |  |
|  |  |  | 止対策又は現場操作によ |  | なく，原子炉の高温停止， |  |  |
|  |  |  | って，多重化されたそれ |  | 低温停止を達成すること |  |  |
|  |  |  | ぞれの系統が同時に機能 |  | が可能であることを火災 |  |  |
|  |  |  | を失うことなく，原子炉 |  | 影響評価により確認する。 |  |  |
|  |  |  | の高温停止，低温停止を |  | （11） |  |  |
|  |  |  | 達成できる設計とする。 |  | －内部火災発生を想定す |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（㣭）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | $\begin{gathered} \text { 実用發電用原子炉 } \\ \text { 及びそのの附属施設の } \\ \text { 火災防護に係る番査基準 } \end{gathered}$ | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 本文 }}{\text { 設置許可中請 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | （11）ao（11）ap 【11条114】 <br> （2）火災の影響評価 a．火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能霛失を想定した設計に対する評価 <br> 設備等の設置状況を踏 まえた可燃性物質の量等 を基に想定される発電用原子炉施設内の火災によ って，安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求 される場合には，火災に よる影響を考慮しても，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失ら ことなく，原子炉の高温停止及び低温停止を達成 し，維持できることを，以下に示す火災影響評価に より確認する。 <br> （11）aq【11条115】 |  | る区域及びその影響範囲の安全重要度クラス 1 及びクラス 2 の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは内部火災により機能衣失 するが，それ以外の区域 の火災防護対象機器及 び火災防護対象ケーブ ルは機能が維持される。 －原子炬建屋又はタービ こ建屋において，内部火災が発生することを仮定し，当該建屋内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル以外 は機能霛失する。 <br> －原子炉建屋又はタービ ン建屋において発生し た内部火災は，当該の建屋以外に影響を及ぼさ ない。 <br> －中央制御室における火災については，火災感知器による早期感知や運転員によるプラント停止が期待でき，内部火災 による影響波及範囲は限定的である。 <br> 火災区画の変更や火災区画設定に影響を与える可能性のある工事を実施 する場合には，火災防護計画に従い火災影響評価を行い，火災による影響を考慮しても多重性をもった | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 同上 <br> （11）aq引用元：P127 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設蒀変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 101 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式－1～の展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更䈭所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炉及びその附属於設の火災防謢に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 設置許可申請書 }}{\text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | （a）隣接する火災区域又は火災区画に影響を与 えない場合 <br> 当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定 しても，原子炉の高温停止及び低温停止の達成，維持が可能であることを確認する |  | それぞれの系統が同時に機能を失うことなく，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持できるこ とを碓認するとともに，変更管理を行う。 <br> なお，「1．6．1．4．2 火災影響評価」では，火災区域又は火災区画を，「火災区画」と記載する。③ <br> （1）火災伝播評価 <br> 火災区画での火災発生時に，隣接火災区画に火災 の影響を与える場合は，隣接火災区画を含んだ火災影響評価を行う必要があ るため，火災影響評価に先立ち，火災区画ごとに火災 を想定した場合の隣接火災区画への火災の影響の有無を確認する火災伝播評価を実施する。 <br> （1）（11）ar（11）as重複） <br> （2）隣接火災区画に火災 の影響を与えない火災区画に対する火災影響評価火災伝播評価により隣接火災区画に影響を与え ない火災区画については当該火災区画に設置され る全機器の機能喪失を想定しても，「1．6．1．4．1安全機能を有する構築物，系統及び機器の重要度に応 じた火災の影響軽減のた | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴ら差異 | 火災防護設備 <br> 1．3．2 原子炉の安全確保 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からら引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 |  ＜関連する資料〉 <br> －様式一 -1 への展列表（禣足説明資料） <br>  ：前回提出時からの変更箅所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\substack{\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本 }}}{\text { 为 }}$本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | （11）ar【11条116】 |  | めの対策」に基づく火災の影響軽減のための対策の実施により，原子炉の高温停止及び低温停止を達成 し，維持するために必要な方策が少なくとも一つ確保され，原子炉の高温停止及び低温停止の達成，維持 が可能であることを確認 する。（11）ar |  | （11）ar引用元：P131 |
|  | (参考) |  | （b）隣接する火災区域又は火災区画に影響を与 える場合 <br> 当該火災区域又は火災区画と隣接火災区域又は火災区画の 2 区画内の火災防護対象機器等の有無 の組み合わせに応じて，火災区域又は火災区画内 に設置される不燃性材料 で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器 の機能喪失を想定して も，原子炉の高温停止及 び低温停止の達成，維持 が可能であることを確認 する。 <br> （11）as【11条117】 |  | （3）隣接火災区画に火災 の影響を与える火災区画 に対する火災影響評価 <br> 火災伝播評価により隣接火災区画に影響を与え る火災区画については，当該火災区画と隣接火災区画の 2 区画内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの有無の組み合わせに応じて，火災区画内に設置される全機器の機能喪失を想定しても， <br> 「1．6．1．4．1 安全機能を有する構築物，系統及び機器の重要度に応じた火災 の影響軽減のための対策」 に基づく火災の影響軽減 のための対策の実施によ り，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持す るために必要な成功の方策が少なくとも一つ確保 され，原子炉の高温停止及 び低温停止の達成，維持が可能であることを確認す | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．3．2 原子炉の安全確保 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100条OO1：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 <br> ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\square$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |



設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 001 ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基漼規則•解积 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防謢に係る審査基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （2）ケーブルトレイ間は，少なくとも幅 0.9 m ，高さ 1.5 m 分離すること。（11）a m |  |  |  | ため2箇所の入口を設置 |  |  |
|  |  |  |  |  | する設計とし，ケーブル処 |  |  |
|  |  |  |  |  | 理室内においても消火要 |  |  |
|  |  |  |  |  | による消火活動を可能 |  |  |
|  |  |  |  |  | する。 |  |  |
|  |  |  |  |  | 区分IIIケーブル処理至 |  |  |
|  |  |  |  |  | は消火活動のための入口 |  |  |
|  |  |  |  |  | は1䈯所であるが，部屋の |  |  |
|  |  |  |  |  | 大きさが狭く，室内の可燃 |  |  |
|  |  |  |  |  | 物は少量のケーブルトレ |  |  |
|  |  |  |  |  | イのみであるため，火災が |  |  |
|  |  |  |  |  | 発生した場合においても， |  |  |
|  |  |  |  |  | 入口から消火要員による |  |  |
|  |  |  |  |  | 当該室全域の消火活動を |  |  |
|  |  |  |  |  | 行らことが可能な設計と |  |  |
|  |  |  |  |  | する。（8ar |  |  |
|  |  |  |  |  | また，ケーブル処理室の |  |  |
|  |  |  |  |  | 火災の影響軽減のための |  |  |
|  |  |  |  |  | 対策として，最も分離距離 |  |  |
|  |  |  |  |  | を確保しなければならな |  |  |
|  |  |  |  |  | い蓋なしの動力ケーブル |  |  |
|  |  |  |  |  | トレイ間では，互いに相違 |  |  |
|  |  |  |  |  | する系列の間で水平方向 |  |  |
|  |  |  |  |  | 0．9m，垂直方向 1.5 m を最 |  |  |
|  |  |  |  |  | 小離隔距離として設計す |  |  |
|  |  |  |  |  | る。（11）a1 その他のケーブ |  |  |
|  |  |  |  |  | ルトレイ間については |  |  |
|  |  |  |  |  | IEEE384 に基づき火災の |  |  |
|  |  |  |  |  | 影響軽減のために必要な |  |  |
|  |  |  |  |  | 分離距離を確保する設計 |  |  |
|  |  |  |  |  | とする。 |  |  |
|  |  |  |  |  | 一方，中央制御室床下ケ |  |  |
|  |  |  |  |  | ーブルピットは，アナログ |  |  |
|  |  |  |  |  | 式の煙感知器，熱感知器を |  |  |
|  |  |  |  |  | 設置するとともに，自動消 |  |  |
|  |  |  |  |  | 火設備である局所ガス消 |  |  |
|  |  |  |  |  | 火設備を設置する設計と |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設蒀変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | IOO条○○1：関連する資料と基本設計方針を紐がけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根执に関する説明書 別添－1） <br> - 前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則－解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 設置許可申請書 }}{\text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （2）電気室 <br> 電気室を他の目的で使用しないこと。（2）n <br> （3）蓄電池室 <br> （1）蓄電池室には，直流開閉装置やインバーターを収容しないこと。（3）n <br> （2）蓄電池室の換気設備 が，2\％を十分下回る水素濃度に維持できるように すること。 <br> （3） j （3） k <br> （3）換気機能の喪失時に は中央制御室に警報を発 する設計であること。（3）m |  |  |  | する。また，安全系区分の異なるケーブルについて は，非安全系ケーブルを含 めて1時間以上の耐火能力 を有する分離板又は障壁 で分離する設計とする。 （3） <br> （2）電気室 <br> 電気品室は，電源供給の みに使用する設計とする。 （2） <br> （3）蓄電池室 <br> 蓄電池室は以下のとお り設計する。 <br> －蓄電池室には蓄電池の みを設置し，直流開閉装置やインバータは設置 しない設計とする。（3） －蓄電池室の換気設備は，社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針（SBA G 0603）」に基づ き，水素の排気に必要な換気量以上となるよう設計することによって，蓄電池室内の水素濃度 を $2 \mathrm{vol} \%$ 以下の約 $0.8 \mathrm{vo} 1 \%$ 程度に維持す る設計とする。③ <br> －蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央制御室に警報を発報ま る設計とする。（3）m <br> －常用系の蓄電池と非常用系の蓄電池は，常用の |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基淮規則•解秋 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 設置許可申請書 }}{\text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （4）ポンプ室 <br> 煙を排気する対策を講 ずること。（8）ao <br> （5）中央制御室等 <br> （1）周辺の部屋との間の換気設備には，火災時に |  |  |  | 蓄電池が非常用の蓄電池に影響を及ぼすこと がないよう，位置的分散 が図られた設計とする とともに，電気的にも 2 つ以上の遮断器により切り離せる設計とする。 （3） <br> （4）ポンプ室 <br> 安全機能を有するポン プの設置場所のうち，火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には，消火活動によらなくとも迅速 に消火できるよう固定式消火設備を設置する設計 とする。 <br> 固定式消火設備による消火後，鎮火の確認のため に自衛消防隊がポンプ室 に入る場合については，消火直後に換気してしまう と新鮮な空気が供給され，再発火するおそれがある ことからっ十分に泠却時間 を確保した上で，可搬型の排煙装置を準備し，扉の開放，換気空調系，可搬型排煙装置により換気し，呼吸具の装備及び酸素濃度を測定し安全確認後に入室 する設計とする。（8）ao <br> （5）中央制御室等 <br> 中央制御室は以下のと おり設計する。 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八かららの用以外の記載 <br> 茶色：設㯰変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潐規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 閉じる防火ダンパを設置 すること。（11）ag <br> （2）カーペットを敷かな いこと。ただし，防炎性を有するものはこの限りで はない。 <br> なお，防炎性について は，消防法施行令第 4 条 の 3 によること。（4）i <br> （6）使用済燃料貯蔵設備，新燃料貯蔵設備消火中に臨界が生じな いように，臨界防止を考慮した対策を講ずるこ と。（8）ap，8）aq <br> （7）放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備 |  |  |  | －中央制御室と他の火災区画の換気空調系の貫通部には，防火ダンパを設置する設計とする。 <br> －中央制御室のカーペッ トは，「消防法施行令」第四条の三の防炎性を満足するカーペットを使用する設計とする。 <br> （6）使用済燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵設備 <br> 使用済燃料貯蔵設備は，水中に設置されている設備であり，ラックに燃料を貯蔵することで貯蔵燃料間の距離を確保すること及びステンレス鋼の中性子吸収効果によって未臨界性が確保される設計と する。（8）ap <br> 新燃料貯蔵設備につい ては，気中に設置している設備（ピット構造で上部は蓋で閉鎖）であり通常ドラ イ環境であるが，消火活動 により消火水が噴霧され，水分雰囲気に満たされた最適減速状態となっても未臨界性が確保される設計とする。（8）aq <br> （7）放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備 <br> 放射性廃连物処理設備 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基準規則－解积 | 実用発電用原子炉 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基淮規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （1）換気設備は，他の火災区域や環境への放射性物質の放出を防ぐために，隔離できる設計であるこ と。（2）f <br> （2）放水した消火水の溜 り水は汚染のおそれがあ るため，液体放射性廃棄物処理設備に回収できる設計であること。（8）ai <br> （3）放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂， チャコールフィルタ及び HEPA フィルタなどは，密閉した金属製のタンク又 は容器内に貯蔵するこ と。 （2）b |  |  |  | 及び放射性廃棄物貯蔵設備は，以下のとおり設計す る。 2 2 <br> －放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域の管理区域用換気設備は，環境への放射性物質の放出を防ぐ目的で フィルタを通して排気筒へ排気する設計とす る。また，これらの換気設備は，放射性物質の放出を防ぐために，空調を停止し，風量調整ダンパ を閉止し，隔離できる設計とする。（2）f <br> －放水した消火用水の溜 り水は，建屋内排水系に より液体放射性廃棄物処理設備に回収できる設計とする。③ <br> －放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂及 び濃縮廃液は，固体廃棄物として処理を行うま での間，密閉された金属製の槽又はタンクで保管する設計とする。 <br> －放射性物質を含んだチ ャコールフィルタは，固体廃棄物として処理す るまでの間，金属容器に収納し保管する設計と する。 <br> －放射性物質を含んだ H |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技訹基漼規則•解积 | 実用発電用原子炉 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （4）放射性物質の崩壊熱 による火災の発生を考慮 した対策を講ずること。 （2） |  |  | ヌ その他発電用原子炬 の附属施設の構造及び設備 <br> （3）その他の主要な事項 （i）火災防護設備 <br> a．設計基準対象施設 <br> 火災防護設備は，火災区域及び火災区画を考慮 し，火災感知，消火又は火災の影響軽減の機能を有 するものとする。 <br> （1）（1）（1）重複） <br> 火災感知設備は，固有 の信号を発するアナログ式の煄感知器及びアナロ グ式の熱感知器を組み合 わせて設置することを基本とするが，各火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件や火災の性質を考慮 し，上記の設置が適切で ない場合においては，非 アナログ式の炎感知器，非アナログ式の防爆型の煙感知器，非アナログ式 の防爆型の熱感知器等の | EPAフィルタは，固体廃棄物として処理する までの間，不燃シートに包んで保管する設計と する。 <br> －放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において，冷却が必要な崩壊熱が発生し，火災事象に至るような放射性廃棄物を貯蔵しな い設計とする。（2）e |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 100 条 $\mathrm{OO1}$ ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根抓に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更笝所 |
| :---: | :---: |


| 技術基淮規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 火災感知器も含めた中か ら2つの異なる種頪の感知器を設置する。また，中央制御室で常時監視可能 な火災受信機盤を設置す る。回（8b b ） j 重複） <br> 消火設備は，破損，誤作動又は誤操作により，安全機能を有する構築物，系統及び機器（「ロ （3）（i）a．（c－1－2）火災防護対策を講じる安全機能を有する構築物，系統及び機器の抽出」と同じ） の安全機能を損なわない設計とし，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難 である火災区域又は火災区画であるかを考慮し，全域がス消火設備等を設置する。回（8110a重複） <br> 火災の影響軽減の機能 を有するものとして，安全機能を有する構築物，系統及び機器の重要度に応じ， それらを設置する火炎区域又は火災区画の火災及 び隣接する火災区域又は火災区画の火災による影響を軽減するため，火災耐久試験で碓認された 3 時間以上の耐火能力を有す る耐火壁又は1時間以上 の耐火能力を有する隔壁等を設置する。 （1）（11） 1 重複） |  |  |  |



|  |  |  | 4 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 8 |
|  |  | 因完㪸 | J |
|  |  |  | ə |
|  |  |  | p |
|  |  |  | $\bigcirc$ |
|  |  |  | q |
|  |  | 䛶目鲁 | e |
|  | 㚣䕗星 |  | ${ }^{\circ} \mathrm{ON}$ |
|  |  |  |  |
| $\bigcirc$ |  |  | （2） |
| $\bigcirc$ | 于［브 |  <br>  <br>  | 《1） |
| $\bigcirc$ |  |  | 《1） |
| $\bigcirc$ |  |  | ＜6） |
| $\bigcirc$ | 于［日过 |  | ＜8 |
| $\bigcirc$ | 于［日］ |  | ＜ 4 |
| $\bigcirc$ |  |  | ＜9＞ |
| $\bigcirc$ |  |  | （9） |
| $\bigcirc$ | 7［브 |  | －$\dagger$ |
|  |  |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （火災による損傷の防止） |  |  | 口 発電用原子炉施設の一般構造 <br> （3）その他の主要な構造 （i）本発電用原子炬施設は， （1）耐震構造，（2）耐津波構造に加え，以下の基本的方針 のもとに安全設計を行う。 <br> b 。 重大事故等対処施設（発電用原子炉施設への人の不法 な侵入等の防止，中央制御室，監視測定設備，緊急時対策所及び通信連絡を行らために必要な設備は，a．設計基準対象施設に記載） |  |  |  |
| 第五十二条 重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，次 に掲げる措置を講じなければ ならない。（2） <br> 【解釈】 <br> 1 第52条の適用に当たつ ては，第11条の解积に準ず るものとする。 <br> （1）（2） | 2．基本事項 <br> （1）原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構造物，系統及び機器を火災から防護する ことを目的として，以下に示 す火災区域及び火災区画の分類に基づいて，火災発生防止，火災の感知及び消火，火災の影響軽減のそれぞれを考慮し た火災防護対策を講ずるこ と。 <br> （1）原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するた めの安全機能を有する構築物，系統及び機器が設置され る火災区域及び火災区画 （2）放射性物質の貯蔵又は閉 じ込め機能を有する構築物，系統及び機器が設置される火災区域（1）a | 重大事故等対処施設は，火災により重大事故等に対処す るために必要な機能が損なわ れないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講じる。 <br> （1）【52条1】 | （b）火災による損傷の防止 <br> 重大事故等対処施設は，火災により重大事故等に対処す るために必要な機能を損なら おそれがないよう，火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる設計を行 うに当たり，重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定する。 （1）a 設定する火災区域及び火災区画に対して，火災の発生防止，火災の感知及び消火の それぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。（1）e | 1.6 火災防護に関する基本方針 <br> 1．6．2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針 1．6．2．1 基本事項 <br> 重大事故等対処施設は，火災により重大事故等に対処す るために必要な機能を損なう おそれがないよう，火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる設計を行 うに当たり，重大事故等対処施設を設置する区域を，火災区域及び火災区画に設定す る。設定する火災区域及び火災区画に対して，火災の発生防止，火災の感知及び消火の それぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。（1） （1）a（1）e 重複） <br> 火災防護対策を講じる設計 | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 <br> 1．火災防護設備の基本設計方針 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\substack{\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 }}}{ }$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （2）火災防護対策並びに火災防護対策を実施するために必要な手順，機器及び職員の体制を含めた火災防護計画を策定すること。（1）f <br> （参考） <br> 審査に当たっては，本基準中にある（参考）に示す事項 について確認すること。また，上記事項に記載されていない ものについては，JEAC4626－ 2010及び JEAG4607－2010 を参照すること。 <br> なお，本基準の要求事項の中には，基本設計の段階にお いてそれが満足されているか否かを確認することができな いものもあるが，その点につ いては詳細設計の段階及び運転管理の段階において確認す る必要がある。 | 建屋等の火災区域は，耐火壁により囲まれ，他の区域と分離されている区域を，重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮して設定する。 <br> （1）【52 条 2】 | （b－1）基本事項 <br> （b－1－1）火災区域及び火災区画の設定 <br> 建屋等の火災区域は，耐火壁により囲まれ，他の区域と分離されている区域を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮して設定する。（1）b | とするための基本事項を，以下の「1．6．2．1（1）火災区域及 び火災区画の設定」から「1．6．2．1（3）火災防護計画」 に示す。② <br> （1）火災区域及び火災区画の設定 <br> 原子炉建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，緊急用電気品建屋の建屋内と屋外の重大事故等対処施設を設置するエリア について，重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮して，火災区域及 び火災区画を設定する。 1 （1）b 重複） |  | 火災防護設備 <br> 1．火災防護設備の基本設計方針 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\substack{\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 }}}{ }$本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 建屋内のらち，火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成 し，維持するための安全機能 を有する構築物，系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又 は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置する火災区域は，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として， 3時間耐火に設計上必要なコン クリート壁厚である 150 mm 以上の壁厚を有するコンクリー卜壁や火災耐久試験により 3時間以上の耐火能力を有する ことを確認した耐火壁（貫通部シール，防火扉，防火ダン パ）により隣接する他の火災区域と分離するように設定す る。 （11）a（11条（11）b（11）c）【52条3】 <br> 屋外の火棪区域は，他の区域と分離して火災防護対策を実施するために，重大事故等対処施設を設置する区域を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置を考慮す るとともに，延狫防止を考慮 した管理を踏まえた区域を火災区域として設定する。 <br> この延荧防止を考慮した管理については，保安規定に定 めて，管理する。 （1）【52 条4】 | なお，「ロ（3）（i）a．（c）（c－ 1）（c－1－1）火災区域及び火災区画の設定」において，火災の影響軽減の対策として設定す る火災区域は，3 時間以上の耐火能力を有することを確認 した耐火壁，天井及び床によ り隣接する他の火災区域と分離する設計とする。（11）a <br> 屋外の火災区域は，他の区域と分離して火災防護対策を実施するために，重大事故等対処施設を設置する区域を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置を考慮す るとともに，延焼防止を考慮 した管理を踏まえて火災区域 として設定する。（1）c | 建屋内の火災区域は，設計基準対象施設の火炎防護に関 する基本方針に基づき設定し た火災区域を適用し，他の区域と分離して火災防護対策を実施するために，重大事故等対処施設を設置する区域を， <br> 「1．6．2．1（2）火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブ ル」において選定する構築物，系統及び機器と設計基準事故対処設備の配置も考慮して，火災区域として設定する。① （11） 重複） <br> 屋外については，海水ポン プ室（補機ポンプエリア）及び軽油タンクを設置する火災区域は，設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針に基 づき設定した火災区域を適用 する。 <br> また，他の区域と分離して火災防護対策を実施するため に，重大事故等対処施設を設置する区域を，「1．6．2．1（2）火災防護対象機器及び火災防護対象ヶーブル」において選 | 設備設計の明確化 <br> （火災区域の分離に使用す る設備を明碓化） <br> 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり <br> 追加要求事項に伴亏差異 | 火災防護設備 <br> 1．火災防護設備の基本設計方針 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 設置許可申請書 }}{\text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 火災防護計画について <br> 1．原子炉施設設置者が，火災防護対策を適切に実施する ための火災防護計画を策定し ていること。 <br> 2．同計画に，各原子炉施設 の安全機能を有する構築物，系統及び機器の防護を目的と して実施される火災防護対策及び計画を実施するために必要な手順，機器，組織体制が定められていること。なお， ここでいら組織体制は下記に関する内容を含む。 <br> （1）事業者の組織内における責任の所在。 <br> （2）同計画を遂行する各責任 | 火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置に応じて分割して設定する。 <br> （1）d【52条5】 <br> 設定する火災区域及び火災区画に対して，以下に示す火災の発生防止，火災の感知及 び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計と | また，火災区画は，建屋内及 び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置等に応 じて分割して設定する。（1）d | 定する構築物，系統及び機器 と設計基準事故対処設備の配置も考慮して火災区域として設定する。（1）（1）c 重複） <br> 屋外の火災区域の設定に当 たっては，火災区域外への延焼防止を考慮して，資機材管理，火気作業管理，危険物管理，可燃物管理，巡視を行う。本管理については，火炎防護計画に定める。（1）（ 1 f f 重複） <br> また，火災区画は，建屋内及 び屋外で設定した火㷋区域を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮 し，分割して設定する。（1）（1） d 重複） <br> （2）火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル <br> 重大事故等対処施設のうち常設のもの及び当該設備に使用しているケーブルを火災防護対象とする。 <br> なお，重大事故等対処施設 のうち，可搬型のものに対す る火災防謢対策については，火災防護計画に定めて実施す る。（1）f | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 <br> 1．火災防護設備の基本設計方針 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 者に委任された権限。 <br> （3）同計画を遂行するための運営管理及び要員の確保。 <br> 3．同計画に，安全機能を有 する構築物，系統及び機器を火災から防護するため，以下 の 3 つの深層防護の概念に基 づいて火災区域及び火災区画 を考慮した適切な火災防護対策が含まれていること。 <br> （1）火災の発生を防止する。 <br> （2）火災を早期に感知して速 やかに消火する。 <br> （3）消火活動により，速やかに鎮火しない事態においても，原子炉の高温停止及び低温停止の機能が確保されるよう に，当該安全機能を有する構築物，系統及び機器を防護す る。 <br> 4．同計画が以下に示すとお りとなっていることを確認す ること。 <br> （1）原子炉施設全体を対象と する計画になっていること。 （2）原子炉を高温停止及び低温停止する機能の確保を目的 とした火災の発生防止，火災 の感知及び消火，火災による影響の軽減の各対策の概要が記載されていること。（1）f <br> 2．1 火災発生防止 <br> 2．1．1 原子炉施設は火災の発生を防止するために以下の各 | する。 <br> （1） e 【52条6】 <br> 重大事故等対処施設は，火㷋の発生防止，火災の早期感知及び消火の必要な運用管理 を含む火㷋防護対策を講じる ことを保安規定に定めて，管理する。 <br> 重大事故等対処施設のう ち，可搬型重大事故等対処設備に対する火災防護対策につ いても保安規定に定めて，管理する。 <br> （1）$f(11$ 条（1） j$)$ 【52 条 7】 <br> 外部火災については，重大事故等対処施設を外部火災か ら防護するための運用等につ いて保安規定に定めて，管理 する。 <br> （1）（11 条（1）k）【52 条8】 | （b－1－2）火災防謢計画「口（3）（i）a．（c）（c－1）（c－ 1－3）火災防護計画」に定め る。 1 （1）f 重複） | （3）火災防護計画 <br> 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用す る。 ③（11 条（1）k） | 運用担保事項の明確化 <br> 運用担保事項の明確化 | （1）引 引用元：P1 <br> 火災防護設備 <br> 1．火災防護設備の基本設計方針 <br> （1）f 引用元：P4 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 設置許可申請書 }}{\text { 本文 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| －火災の発生を防止するた め，次の措置を講ずること。（2） | 号に掲げる火災防護対策を講 じた設計であること。（2）a <br> （1）発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域は，以下の事項を考慮した，火災の発生防止対策を講ずること。 （3） 3 （3） | 1．1 火災発生防止 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 （2）a <br> 火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は，火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。 <br> （3）a（3）b【52条9】 | （b－2）火災発生防止 <br> （b－2－1）火災の発生防止対策 （2）$a$ <br> 火災の発生防止について は，発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災の発生防止対策を講じるほか，回（3）重複）可燃性の蒸気（2）d 又は可燃性の微粉（2）eに対する対策，発火源への対策，（2）f 水素に対する換気及び漏えい検出対策，（2）b 電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。 （2）g <br> なお，放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策 は，水素や酸素の濃度が高い状態で滞留及び蓄積すること を防止する設計とする。 1 （6）a（7）a 重複） | 1．6．2．2 火災発生防止 <br> 1．6．2．2．1 重大事故等対処施設の火災発生防止 <br> 重大事故等対処施設の火災発生防止については，発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置す る火災区域又は火災区画に対 する火災の発生防止対策を講 じるほか，（3）a 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策，発火源への対策，水素に対 する換気及び漏えい検出対策，放射線分解等により発生 する水素の蓄積防止対策，並 びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とする。具体的な設計を「1．6．2．2．1（1）発火性又は引火性物質」から「1．6．2．2．1（6）過電流によ る過熱防止対策」に示す。（1） （2） $\mathrm{b}(2) \mathrm{d}(2) \mathrm{e}(2) \mathrm{f}(2) \mathrm{g}$ 重複） <br> （1）発火性又は引火性物質発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備 | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （3）引用元：P7 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書 <br> 添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ィ 発火性又は引火性の物質 を内包する系統の漏えい防止 その他の措置を講ずること。 （3） | （1）漏えいの防止，拡大防止 <br> 発火性物質又は引火性物質 の漏えいの防止対策，拡大防止対策を講ずること。ただし，雰囲気の不活性化等により，火災が発生するおそれがない場合は，この限りでない。（3） | 泪滑油又は燃料油を内包す る設備は，溶接構造，シール構造の採用による漏えいの防止及び防爆の対策を講じるとと もに，堰等を設置し，漏えいし た澗滑油又は燃料油が拡大す ることを防止する設計とし，泪滑油又は燃料油を内包する設備の火災により重大事故等 に対処する機能を損なわない よう，壁の設置又は離隔によ る配置上の考慮を行ら設計と する。 <br> （3）（3）d 【52条10】 |  | を設置する火災区域又は火災区画には，以下の火災の発生防止対策を講じる設計とす る。 1（（3）a 重複） <br> ここでいう発火性又は引火性物質としては，「消防法」で定められている危険物のらち <br> 「潤滑油」及び「燃料油」，「高圧ガス保安法」で定められて いる水素，窒素，液化炭酸ガス及び空調用椧媒等のらち，可燃性である「水素」を対象とす る。（3）b <br> a．漏えいの防止，拡大防止火災区域に対する漏えいの防止対策，拡大防止対策につ いて，以下を考慮した設計と する。 <br> （a）発火性又は引火性物質で ある泪滑油又は燃料油を内包 する設備 <br> 火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備 は，溶接構造，シール構造の採用による漏えいの防止対策を講じるとともに，堰等を設置 し，漏えいした㵎滑油又は燃料油が拡大することを防止す る設計とする。（3）c | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （3）d引用元：P9 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （2）配置上の考慮 <br> 発火性物質又は引火性物質 の火災によって，原子炉施設 の安全機能を損ならことがな いように配置すること（3）d | 泪滑油又は燃料油を内包す る設備を設置する火災区域又 は火㷋区画は，空調機器によ る機械換気又は自然換気を行 ら設計とする。 <br> （3）【52条11】 <br> 閵滑油又は燃料油を貯蔵す る設備は，貯蔵量を一定時間 の運転に必要な量にとどめる設計とする。 <br> （3）【52 条 12】 <br> 水素を内包する設備は，水素の漏えいを考慮した溶接構造とし，弁グランド部から水素の漏えいの可能性のある弁 は，ベローズ升等を用いて防爆の対策を行ら設計とし，水素を内包する設備の火災によ り，重大事故等に対処する機能を損なわないよう，壁の設置による配置上の考慮を行う設計とする。 <br> （3）g（3）【52条13】 |  | （b）発火性又は引火性物質で ある水素を内包する設備 <br> 火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素 を内包する設備は，溶接構造等による水素の漏えいを防止 する設計とする。（3）g <br> b．配置上の考慮 <br> 火災区域に対する配置につ いては，以下を考慮した設計 とする。 <br> （a）発火性又は引火性物質で ある潤滑油又は燃料油を内包 する設備 <br> 火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備 | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり <br> 設備設計の明確化 <br> 設備設計の明確化 | 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （3） 引用元：P10 <br> 同上 <br> （3）f引用元：P14同上 <br> （3） h 引用元：P9 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基潐規則•解釈 | 実用発電用原子炉 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | $\begin{array}{\|l} \text { (3) 換気 } \\ \text { 換気ができる設計であるこ } \\ \text { と。(3) } \end{array}$ |  |  | の火災により，重大事故等に |  |  |
|  |  |  |  | 対処する機能を損なわないよ |  |  |
|  |  |  |  | う，潤滑油又は然料油を内包 |  |  |
|  |  |  |  | する設備と重大事故等対処施 |  |  |
|  |  |  |  | 設は，壁等の設置及び離隔に |  |  |
|  |  |  |  | よる配置上の考慮を行う設計 とする。（3）d |  |  |
|  |  |  |  | （b）発火性又は引火性物質で |  |  |
|  |  |  |  | ある水素を内包する設備 |  |  |
|  |  |  |  | 火災区域内に設置する発火 |  |  |
|  |  |  |  | 性又は引火性物質である水素 |  |  |
|  |  |  |  | を内包する設備の火災によ |  |  |
|  |  |  |  | り，重大事故等に対処する機 |  |  |
|  |  |  |  | 能を損なわないよう，水素を |  |  |
|  |  |  |  | 処施設は，壁等の設置による |  |  |
|  |  |  |  | 配置上の考慮を行ら設計とす |  |  |
|  |  |  |  | る。（3） |  |  |
|  |  |  |  | c．換気 |  |  |
|  |  |  |  | 火災区域に対する換気につ |  |  |
|  |  |  |  | いては，以下の設計とする。 |  |  |
|  |  |  |  | （a）発火性又は引火性物質で |  |  |
|  |  |  |  | ある润滑油又は燃料油を内包 |  |  |
|  |  |  |  | する設備 <br> 発火性又は引火性物質であ |  |  |
|  |  |  |  | る潤滑油又は燃料油を内包す |  |  |
|  |  |  |  | る設備がある火災区域の建屋 |  |  |
|  |  |  |  | 等は，火炎の発生を防止する |  |  |
|  |  |  |  | ために，原子炉建屋原子炉棟 |  |  |
|  |  |  |  | 送風機及び排風機等の空調機 |  |  |
|  |  |  |  | 器による機械換気を行ら設計 |  |  |
|  |  |  |  | \|とする。 |  |  |
|  |  |  |  | （海水ポンプ室（補機ポンプ |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子焗及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 水素を内包する設備である蓄電池及び水素ボンベを設置 する火災区域又は火災区画 は，送風機及び排風機による機械換気を行い，水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計 とする。 <br> （3）【52条14】 |  | エリア），ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア，軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンク）について は，自然換気を行ら設計とす る。（3）e <br> （b）発火性又は引火性物質で ある水素を内包する設備 <br> 発火性又は引火性物質であ る水素を内包する設備である蓄電池及び水素ボンベを設置 する火災区域又は火災区画 は，火災の発生を防止するた めに，以下に示す空調機器に よる機械換気により換気を行 ら設計とする。 <br> i．蓄電池 <br> 蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は機械換気を行 ら設計とする。特に，重大事故等対処施設の蓄電池を設置す る火災区域は，常設代替交流電源設備からも給電できる非常用母線に接続される耐震S クラス又は基準地震動S s に対して機能維持可能な設計と する（9）送風機及び排風機に よる機械換気を行うことによ って，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計す る。 <br> ii．水素ボンベ <br> 格納容器雰囲気モニタ校正用水素ボンバ等を作業時のみ持ち込み校正作業を行ら火災 | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （3）i引用元：P11 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （4）防爆 <br> 防爆型の電気•計装品を使用するとともに，必要な電気設備に接地を施すこと。 <br> （3）k |  |  | 区域又は火災区画は，常用電源から給電される原子炉建屋原子炉棟送風機及び排風機に よる機械換気を行うことによ り水素濃度を燃狫限界濃度以下とするように設計する。 （3）i <br> 水素を内包する機器を設置 する火災区域又は火災区画 は，水素濃度が燃焼限界濃度以下の雾囲気となるように送風機及び排風機で換気される が，送風機及び排風機は多重化して設置する設計とするた め，動的機器の単一故障を想定しても換気は可能である。 （1）（3）i 重複） <br> d．防爆 <br> 火災区域に対する防爆につ いては，以下の設計とする。 （a）発火性又は引火性物質で ある潤滑油又は燃料油を内包 する設備 <br> 重大事故等対処施設を設置 する火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備は，「1．6．2．2．1（1）a．漏 えいの防止，拡大防止」に示す ように，溶接構造，シール構造 の採用による潤滑油又は燃料油の漏えい防止対策を講じる設計とするとともに，万一，漏 えいした場合を考慮し堰等を |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 潤滑油又は燃料油が拡大する ことを防止する設計とする。 （1）（3）c 重複） <br> なお，潤滑油又は燃料油が設備の外部い漏えいしても，引火点は油内包設備を設置す る火災区域の重大事故発生時 における最高温度よりも十分高く，機器運転時の温度より も高いため，可燃性の蒸気と なることはない。 <br> また，重大事故等対処施設 で軽油を内包する軽油タン ク，ガスタービン発電設備軽油タンクは屋外朼設定されて おり，可燃性の蒸気が滞留す るおそれはない。④ <br> （b）発火性又は引火性物質で ある水素を内包する設備 <br> 重大事故等対処施設を設置 する火災区域に設置する発火性又は引火性物質である水素 を内包する設備は，「1．6．2．2．1（1）a．漏えいの防止，拡大防止」に示すよう に，溶接構造等の採用により水素の漏えいを防止する設計 とする。また，「1．6．2．2．1（1） c．換気」に示す機械換気によ り水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計とすると ともに，水素ボンベについて は使用時のみ建屋内に持ち込 みを行ら運用とする。 <br> 以上の設計により，「電気設 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子烼及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （5）貯蔵 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置する火災区域における発火性物質又は引火性物質の貯蔵は，運転に必要な量にとどめること。 <br> （3）$f$ |  |  | 備に関する技術基漼を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求され る爆発性雾囲気とならないた め，当該の設備を設ける火災区域又は火災区画に設置する電気•計装品を防爆型とせず，防爆を目的とした電気設備の接地も必要としない設計とす る。 <br> なお，電気設備が必要な箇所には，「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」第十条及び第十一条に基づく接地を施す設計とする。（3）k <br> e．貯蔵 <br> 重大事故等対処施設を設置 する火災区域に設置される発火性又は引火性物質を内包す る貯蔵機器については，以下 の設計とする。 <br> 貯蔵機器とは，供給設備へ補給するために設置する機器 のことであり，重大事故等対処施設を設置する火災区域内 における，発火性又は引火性物質である瀾滑油又は燃料油 の貯蔵機器としては，ガスタ ービン発電設備軽油タンク，緊急時対策建屋軽油タンク， ディーゼル発電設備の燃料デ イタンク及び軽油タンクがあ る。 <br> ガスタービン発電設備軽油 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基潐規則•解粎 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 水素ボンベは，ボンベ使用 |  | タンクは，ガスタービン発電機を7日間連続運転するため に必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。 <br> また，緊急時対策建屋軽油 タンクは，電源車（緊急時対策所用）を7日間連続連転する ために必要な量を貯蔵するこ とを考慮した設計とする。燃料デイタンクについて は，各燃料デイタンクに対応 した非常用ディーゼル発電機又は高圧炬心スプレイ系ディ ーゼル発電機を 8 時間連続運転するために必要な量を貯蔵 することを考慮した設計とす る。非常用ディーゼル発電設備軽油タンクは，1 系列（1系列につき 3 基）あたり非常用 ディーゼル発電機 1 台を 7 日間連続運転（9）するために必要な量を貯蔵することを考慮 した設計とする。また，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクについては，高圧炬心スプレイ系ディーゼ ル発電機を7日間連続運転す るために必要な量を貯蔵する ことを考慮した設計とする。 （3）f <br> 重大事故等対処施設を設置 する火災区域内における，発火性又は引火性物質である水素の貯蔵機器としては，格納容器内雰囲気モニタ等の校正用水素ボンベがあるが，ボン | 同趣旨の記載であるが，表現 | 火災防護設備 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  | 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炋及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （2）可燃性の蒸気又は可燃性 の微粉が滞留するおそれがあ る火災区域には，滞留する蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けるととも に，電気•計装品は防爆型とす ること。また，着火源となるよ らな静電気が溜まるおそれの ある設備を設置する場合に は，静電気を除去する装置を設けること。 <br> （2）d，（3）k，（2） <br> （3）火花を発生する設備や高温の設備等発火源となる設備 を設置しないこと。ただし，災害の発生を防止する附帯設備を設けた場合は，この限り でない。（2）f <br> （4）火災区域内で水素が漏え いしても，水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように，水素を排気できる換気設備を設置すること。また，水素が漏 えいするおそれのある場所に は，その漏えいを検出して中央制御室にその警報を発する こと。 <br> （2）b（2）c | 時のみ建屋内に持込みを行う運用として保安規定に定め て，管理し，火災区域内に水素 の貯蔵機器は設置しない設計 とする。 <br> （3）【52条15】 |  | べ使用時のみ建屋内に持ち込 | の違いによる差異あり | 1．1．1 火災の発生防止対策 |
|  |  |  |  |  | みを行ら運用とすることで， |  |  |
|  |  |  |  |  | 火災区域内に水素の貯蔵機器 |  |  |
|  |  |  |  |  | は設置しない設計とする。（3） j |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | の対策 |  |  |
|  |  |  |  |  | 設計基準対象施設の火災防 |  |  |
|  |  |  |  |  | 護に関する基本方針を適用す |  |  |
|  |  |  |  |  | る。（3）（11条（2h 2 i ${ }^{\text {a }}$ ） |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | （3）発火源への対策 |  |  |
|  |  |  |  |  | 設計基準対象施設の火災防 |  |  |
|  |  |  |  |  | 護に関する基本方針を適用す |  |  |
|  |  |  |  |  | る。③（11 条（2）${ }^{\text {（2）}}$ ） |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | （4）水素対策 |  |  |
|  |  |  |  |  | 火災区域に対する水素対策 |  |  |
|  |  |  |  |  | については，以下の設計とす |  |  |
|  |  |  |  |  | る。 |  |  |
|  |  |  |  |  | 発火性又は引火性物質であ |  |  |
|  |  |  |  |  | る水素を内包する設備を設置 |  |  |
|  |  |  |  |  | する火災区域又は火災区画 |  |  |
|  |  |  |  |  | は，「1．6．2．2．1（1）a．漏えい |  |  |
|  |  |  |  |  | の防止，拡大防止」に示すよう |  |  |
| $N$ |  |  |  |  | に，発火性又は引火性物質で |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 火災の発生防止における水素漏えい検出は，蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置 し，水素の燃焼限界濃度であ る $4 \mathrm{vol} \%$ の $1 / 4$ に達する前の濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。 <br> 水素ボンベを使用する火災区域又は火災区画について は，ボンべ使用時のみ建屋内 に持ち込みを行う運用として保安規定に定めて，管理し，機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計することから，水素濃度検出器は設置しない設計とす る。 <br> （2）b（2） c 【52条16】 <br> 蓄電池室の換気設備が停止 した場合には，中央制御室に警報を発する設計とする。ま た，蓄電池室には，直流開閉装置やインバータを設置しな い。 |  | ある水素を内包する設備を溶接構造等とすることにより雰囲気への水素の漏えいを防止 するとともに，「1．6．2．2．1（1） c．換気」に示すように，機械換気を行うことによって水素濃度が燃焼限界濃度以下とな るように設計する。（1）（2）b（2） c 重複） <br> 蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は，充電時にお いて蓄電池から水素が発生す るおそれがあることから，当該区域又は区画に可燃物を持 ち込まないこととする。また，蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し，水素の燃焼限界濃度である $4 \mathrm{vol} \%$ の $1 / 4$ 以下の濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。 <br> 格納容器内雾囲気モニ夕等 の校正用水素ボンベを設置す る火災区域又は火災区画につ いては，ボンベ使用時のみ建屋内に持ち込みを行ら運用と していること，校正作業時は「1．6．2．2．1（1）c．換気」に示 す機械換気により水素濃度を然焼限界濃度以下とすること から，水素濃度検出器は設置 しない設計とする。（2）c | 設備設計の明碓化 <br> 基準要求への適合性を明確化 | 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （2）b引用元：P6 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子焗及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 放射性廃重物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備におい て，崩壊熱が発生し，火災事象 に至るような放射性廃軍物を貯蔵しない設計とする。 <br> また，放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂，チャ コールフィルタ及び HEPA フ イルタは，固体廃車物として処理を行らまでの間，金属容器や不燃シートに包んで保管 することを保安規定に定め て，管理する。 <br> 放射性廃重物処理設備及び放射性廃妻物貯蔵設備を設置 する火災区域又は火災区画の換気設備は，火災時に他の火災区域又は火災区画や環境へ の放射性物質の放出を防ぐた めに，換気設備の停止及び風量調整ダンパの閉止により，隔離ができる設計とする。 <br> （2）（11条（2）e（2）f）【52条18】火災の発生防止のため，火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用と して保安規定に定めて，管理 するとともに，可燃性の蒸気 が滞留するおそれがある場合 は，使用する作業場所におい て，換気，通風，拡散の措置を行らとともに，建屋の送風機及び排風機による機械換気に より滞留を防止する設計とす |  |  | 基準要求への適合性を明碓化 | 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （6）電気系統は，地絡，短絡等に起因する過電流による過熱防止のため，保護継電器と遮断器の組合せ等により故障回路の早期遮断を行い，過熱，焼損の防止する設計であるこ と。（2）g <br> （参考） <br> （1）発火性又は引火性物質に ついて <br> 発火性又は引火性物質とし ては，例えば，消防法で定め られる危険物，高圧ガス保安法で定められる高圧ガスのう ち可燃性のもの等が挙げら れ，発火性又は引火性気体，発火性又は引火性液体，発火性又は引火性固体が含まれ る。（3） <br> （5）放射線分解に伴う水素の対策について <br> BWR の具体的な水素対策に ついては，社団法人火力原子力発電技術協会「BWR 配管に おける混合ガス（水素•酸素）蓄積防止に関するガイドライ ン（平成 17 年 10 月）」に基づ いたものとなっていること。 （7） |  |  | （6）過電流による過熱防止対策 <br> 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用す る。③（11 条（2）1（2）m） |  |  |
| 口 重大事故等対処施設に は，不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし，次 | 2． 1.2 安全機能を有する構築物，系統及び機器は，以下の各号に揭げるとおり，不燃性 | 1．1．2 不燃性材料又は難燃性材料の使用重大事故等対処施設は，不 | （b－2－2）不燃性材料又は難燃性材料の使用 <br> 重大事故等対処施設のう | 1．6．2．2．2 不燃性材料又は難燃性材料の使用重大事故等対処施設に対し | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 <br> 1．1．2 不燃性材料又は難燃 <br> 性材料の使用 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】

|  <br>  <br>  <br> 緑色：技行基谁规則りと基本没郭方针（後）との対比 | 100 条 $○ ○ 1$ ：関連する資料と基本欴啚方䟔を組つけけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> －桋式－ 1 ～の展開表（補足説明資料） <br>  <br> ：前回提出時加らの変更䇖所 |
| :---: | :---: |

要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| に掲げる場合は，この限りで ない。（4） <br> （1）重大事故等対処施設に使用する材料が，代替材料で ある場合 <br> （2）重大事故等対処施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難 な場合であって，重大事故等対処施設における火災に起因 して他の重大事故等対処施設 において火災が発生すること を防止するための措置が講じ られている場合（4） <br> 八 避雷設備その他の自然現象による火災発生を防止する ための設備を施設すること。 （5） <br> 二水素の供給設備その他の水素が内部に存在する可能性 がある設備にあっては，水素 の燃焼が起きた場合において も重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要 な機能を損なわないよう施設 すること。（6） <br> ホ 放射線分解により発生 し，蓄積した水素の急速な燃焼によって，重大事故等対処施設の重大事故等に対処する ために必要な機能を損なうお それがある場合には，水素の蓄積を防止する措置を講ずる | 材料又は難燃性材料を使用し た設計であること。ただし，当該構築物，系統及び機器の材料が，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有 するもの（以下「代替材料」と いう。）である場合，もしくは，当該構築物，系統及び機器の機能を碓保するために必要な代替材料の使用が技術上困難 な場合であって，当該構築物，系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有す る構築物，系統及び機器にお いて火災が発生することを防止するための措置が講じられ ている場合は，この限りでは ない。（4）f | 燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料が使用できな い場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」 という。）を使用する設計，若 しくは，当該構築物，系統及ぴ機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該構築物，系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要 な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生する ことを防止するための措置を講じる設計とする。 （4）a（4）b【52条27】 | ち，主要な構造材，ケーブル， チャコールフィルタを除く換気設備のフィルタ，（4） j 保温材 （4） e 及び建屋内装村（4） f は，丕燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 <br> また，不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合 は，不燃性材料若しくは難燃性材料と同等以上の性能を有 するものを使用する設計，又 は，当該施設の機能を確保す るために必要な不燃性材料若 しくは難燃性材料と同等以上 の性能を有するものの使用が技術上困難な場合には，当該施設における火災に起因して他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備におい て火災が発生することを防止 するための措置を講じる設計 とする。（4）a | ては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難然性材料が使用できない場合は，以下のい ずれかの設計とする。 <br> －不燃性材料又は難㦓性材料 と同等以上の性能を有するも の（以下「代替材料」といら。） を使用する設計とする。 <br> －重大事故等対処施設の機能 を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合には，当該構築物，系統及び機器（4）b における火災に起因 して他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備に おいて火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。①（44）a 重複） |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炉 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| こと。（7） | （1）機器，配管，ダクト，ト レイ，電線管，盤の筐体，及び これらの支持構造物のらち，主要な構造材は不燃性材料を使用すること。 <br> （4）c | 重大事故等対処施設のう ち，機器，配管，ダクト，トレ イ，電線管，盤の筐体及びこれ らの支持構造物の主要な構造材は，ステンレス鋼，低合金鋼，炭素鋼等の金属材料又は コンクリート等の不燃性材料 を使用する設計とする。 <br> ただし，配管のパッキン類 は，その機能を碓保するため に必要な代替材料の使用が技術上困難であるため，金属で覆われた狭险部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。 <br> （4）【52条28】 <br> 金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の洅滑油並びに金属に覆われた機器躯体内部 に設置する電気配線は，発火 した場合でも他の重大事故等対処施設及び火災防護上重要 な機器等に延焼しないことか ら，不燃性材料又は難燃性材 |  | （1）主要な構造材に対する不燃性材料の使用 <br> 重大事故等対処施設を構成 する構築物，系統及び機器の らち，機器，配管，ダクト，上 レイ，電線管，盤の筐体及びこ れらの支持構造物の主要な構造材は，火災の発生防止及び当該設備の強度碓保を考慮 し，ステンレス鋼，低合金鋼，炭素鋼等の金属材料又はコン クリートの不燃性材料を使用 する設計とする。 <br> ただし，配管のパッキン類 は，その機能を碓保するため に必要な代替材料の使用が技術上困難であるが，金属で覆 われた狭险部に設置し直接火炎に晒されることはなく，こ れにより他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備を構成する構築物，系統及 び機器において火災が発生す るおそれはないことから不燃性材料又は難然性材料ではな い材料を使用する設計とす る。（4） c また，金属で覆われ たポンプ及び开等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器躯体内部に設置される電気配線は，発火した場合でも，他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備を構成 する構築物，系統及び機器に | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり <br> 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 <br> 1．1．2 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <br> 火災防護設備 <br> 1．1．2 不燃性材料又は難燃性材料の使用 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | らないこと，原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する重大事故等対処施設は，不燃性又は難燃性の材料を使用し， その周辺には可燃物がないこ とから，難燃性材料を使用す る設計とする。 <br> （4）（11条（4）h） <br> 【52 条 32】 <br> また，中央制御室の床面は，防炎性能を有するカーペット を使用する設計とする。 <br> （4）（11 条（4）i）【52 条 33】 |  |  | 基準要求への適合性を明確化 | 火災防護設備 <br> 1．1．2 不燃性材料又は難燃性材料の使用 |
|  | （3）ケーブルは難燃ケーブル を使用すること。（4）g，（4）h（4）1 | 重大事故等対処施設に使用 するケーブルは，実証試験に より自己消火性（UL 垂直燃焼試験）及び耐延焼性（I E E E383（光ファイバケーブ ルの場合はIEEE120 2）垂直トレイ燃焼試験）を碓認した難燃ケーブルを使用す る設計とする。 <br> （4）g【52条34】 | このらち，重大事故等対処施設に使用するケーブルは，原則，実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計と するが，四（4） g 重複）核計装 ケーブルのように実証試験に より延焼性が確認できないケ ーブルは，難㦓ケーブルと同等以上の性能を有する設計又 は当該ケーブルの火災に起因 | （3）難燃ケーブルの使用 <br> 重大事故等対処施設に使用 するケーブルには，実証試験 により自己消火性（UL 垂直燃焼試験）及び延焼性（IEEE383 （光ファイバケーブルの場合 は IEEE1202）垂直トレイ燃焼試験）を確認した難燃ケーブ ルを使用する設計とする。（4）g なお，核計装ケーブルは，微弱電流又は微弱パルスを扱う | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 同上 |
|  |  | ただし，実証試験により耐延㳣性が碓認できない核計装 ケーブル及び放射線モニタケ ーブルは，原子炬格納容器外 については專用電線管に収納 するとともに，電線管の両端 は，耐火性を有するシール材 を处置することにより，難燃 ケーブルと同等以上の性能を有する設計とするか，代替材料の使用が技術上困難な場合 は，当該ケーブルの火災に起 | して他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備に おいて火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。（4）h また，建屋内の変圧器及び遮断器は，絶縁油等の可燃性物質を内包し ていないものを使用する設計 とする。回（8）j 重複） | 必要があり，耐ノイズ性を確保するために高い絶縁抵抗を有する同軸ケーブルを使用す る設計とする。放射線モニタ ケーブルについても，（4）i 放射線検出のためには微弱電流又は微弱パルスを扱ら必要が あり，核計装ケーブルと同様 に耐ノイズ性を確保するた め，絶縁体に誘電率の低い架橋ポリエチレンを使用するこ とで高い絶縁抵抗を有する同 | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 因して他の重大事故等対処施設において火炎が発生するこ とを防止するための措置を講 じる設計とする。 <br> （4）h（4） 【52条35】 |  | 軸ケーブルを使用する設計と する。（5） <br> これらケーブルは，自己消火性を確認するUL 垂直燃焼試験は満足するが，延焼性を確認する IEEE383 垂直トレイ燃焼試験の要求を満足するこ とが困難である。 <br> このため，核計装ケーブル及び放射線モニタケーブル は，火災を想定した場合にも延焼が発生しないように，専用電線管に収納するととも に，電線管の両端は，電線管外部からの酸素供給防止を目的 とし，耐火性を有するシール材による処置を行う設計とす る。 <br> 耐火性を有するシール材を処置した電線管内は外気から容易に酸素の供給がない閉塞 した状態であるため，核計装 ケーブル及び放射線モニタケ ーブルに火災が発生してもケ ーブルの燃焼に必要な酸素が不足し，燃焼の維持ができな くなるので，すぐに自己消火 し，ケーブルは延焼しない。 <br> このため，専用電線管で収納し，耐火性を有するシール材により酸素の供給防止を講 じた核計装ケーブル及び放射線モニタケーブルは，IEEE383垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有す |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （4）換気設備のフィルタは，不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし，チャ コールフィルタについては， この限りでない。（4）j <br> （5）保温材は金属，ロックウ ール又はグラスウール等，不燃性のものを使用すること。 （4） e <br> （6）建屋内装材は，不燃性材料を使用すること。（4）f <br> （参考） <br> 「当該構築物，系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって，当該構 | 重大事故等対処施設のう ち，換気空調設備のフィルタ はチャコールフィルタを除 き，「JIS L 1 0 9 1（綫維製品の燃焼性試験方法）」又 は「JACA No． 11 A－ 2003 （空気清净装置用ろ材燃焼性試験方法指針（公益社団法人日本空気清浄協会））」を满足する難燃性材料を使用す る設計とする。 <br> （4） j （11条（4） n$)$ <br> 【52 条 36】 <br> 重大事故等対処施設のら ち，屋内の変圧器及び遮断器 は，可燃性物質である絶縁油 を内包していないものを使用 する設計とする。 <br> （4）K 【52 条 37】 |  | る。 <br> （5） <br> （4）換気設備のフィルタに対 する不燃性材料又は難燃性材料の使用 <br> 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用す る。（3）（11条（4）n） <br> （5）保温材に対する不燃性材料の使用 <br> 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用す る。（3）（11 条（4）f） <br> （6）建屋内装材に対する不燃性材料の使用 <br> 設計基準対象施設の火災防謢に関する基本方針を適用す る。（3）（11条（4）g， 11 条（4）h， 11条（4）i） | 基準要求への適合性を明確化 <br> 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 <br> 1．1．2 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <br> （4） j 引用元：P21同上 （4）k引用元：P23 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 築物，系統及び機器における火災に起因して他の安全機能 を有する構築物，系統及び機器において火災が発生するこ とを防止するための措置が講 じられている場合」とは，ポ ンプ，弁等の駆動部の潤滑油，機器躯体内部に設置される電気配線，不燃材料の表面に塗布されるコーティング剂等，当該材料が発火した場合にお いても，他の構築物，系統又 は機器において火災を生じさ せるおそれが小さい場合をい ら。（4）f <br> （3）難燃ケーブルについて使用するケーブルについ て，「火災により着火し難く，著しい燃焼をせず，また，加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらない性質」を有 していることが，延焼性及び自己消火性の実証試験により示されていること。 <br> （実証試験の例） <br> －自己消火性の実証試験… UL 垂直燃焼試験 <br> －延焼性の実証試験••• IEEE383 又は IEEE1202 （4）g <br> 2．1．3 落雷，地震等の自然現象によって，原子炉施設内の構築物，系統及び機器に火災 が発生しないように以下の各 | 1．1．3 自然現象による火災 の発生防止 <br> 自然現象として，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻， | （b－2－3）自然現象による火災 の発生防止 <br> 女川原子力発電所の安全を | 1．6．2．2．3 落雷，地震等の自然現象による火災発生の防止女川原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべ | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 <br> 1．1．3 自然現象による火災 の発生防止 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 号に掲げる火災防護対策を講 じた設計であること。 <br> （5） | 湅結，降水，積雪，落雷，地滑 り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮を考慮 する。 <br> これらの自然現象のらち，火災を発生させるおそれのあ る落雷，地震，竜巻（風（台風） を含む。）及び森林火災につい て，これらの現象によって火災が発生しないように，以下 のとおり火災防護対策を講じ る設計とする。（5）a | 碓保する上で設計上考慮すべ き自然現象として，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，速結，降水，積雪，落雷，地滑 り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮を抽出 した。 <br> これらの自然現象のらち，重大事故等時に火災を発生さ せるおそれのある落雷，地震，童巻（風（台風）を含む。）に ついて，これらの現象によっ て火災が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。（5）a | き自然現象としては，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑 り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮を抽出 した。 <br> これらの自然現象のうち，津波及び地滑りについては，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよ らに防護することで火災の発生を防止する設計とする。① （5）a 重複） <br> 生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して，屋外の重大事故等対処施設は侵入防止対策により影響を受けない設計とする。 <br> 凍結，降水，積雪，高潮及び生物学的事象のうちクラゲ等 の海生生物の影響について は，火災が発生する自然現象 ではなく，火山の影響につい ても，火山から発電用原子炉施設に到達するまでに火山灰等が冷却されることを考慮す ると，火災が発生する自然現象ではない。 <br> 洪水については，立地的要因により，重大事故等に対処 するために必要な機能に影響 を与える可能性がないため，火災が発生するおそれはな い。 〉 <br> したがって，落雷，地震，竜巻（風（台風）含む。）につい |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （1）落雷による火災の発生防止対策として，建屋等に避雷設備を設置すること。 <br> （5）b | 落雷によって，発電用原子炉施設内の構築物，系統及び機器に火災が発生しないよ ら，避雷設備の設置及び接地網の敷設を行ら設計とする。 （5）【52 条 38】 | 落雷によって，発電用原子炬施設内の構築物，系統及び機器に火災が発生しないよ <br> ら，避雷設備の設置及び接地網の敷設を行ら設計とする。 <br> （5） | て，これらの現象によって火災が発生しないように，以下 のとおり火災防護対策を講じ る設計とする。 <br> また，森林火災についても，以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。 －1（5）a 重複） <br> （1）落雷による火災の発生防止 <br> 重大事故等対処施設の構築物，系統及び機器は，落雷によ る火災発生を防止するため，地盤面から高さ 20 m を超える建築物には，「建築基準法」に基づき「JIS A4201建築物等の避雷設備（避雷針）（1992 年度版）」又は「JIS A4201 建築物等の雷保護（2003 年度版）」に準拠した避雷設備の設置，接地網の敷設を行ら設計とす る。 <br> 送電線については架空地線 を設置する設計とするととも に，「1．6．2．2．1（6）過電流に よる過熱防止対策」に示すと おり，故障回路を早期に遮断 する設計とする。 <br> 常設代替交流電源設備のガ スタービン発電機には，落雷 による火災発生を防止するた め，避雷設備を設置する設計 とする。さらに，ガスタービン発電機の制御回路に避雷器を設置する設計とする。 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 【避雷設備設置箇所】 <br> - 原子炬建屋 <br> - 制御建屋 <br> - タービン建屋 <br> - 排気筒 <br> - 緊急時対策建屋 <br> - 緊急用電気品建屋 <br> （1）（5）b 重複） |  |  |
|  | （2）安全機能を有する構築物，系統及び機器は，十分な支持性能をもつ地盤に設置す るとともに，自らが破壊又は倒壞することによる火災の発生を防止すること。なお，耐震設計については実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及ひ設備の基準に関 する規則の解釈（原規技発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19日原子力規制委員会決定））に従うこと。（5）c | 重大事故等対処施設は，施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会）に従い，耐震設計を行ら設計とする。 <br> （5）【52 条 39】 | 重大事故等対処施設は，施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「設置許可基準規則」第三十九条に示す要求を満足するよう，「実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置，構造及び設備の基準 に関する規則の解釈」に従い，耐震設計を行う設計とする。 （5） | （2）地震による火災の発生防止 <br> 重大事故等対処施設は，施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置すると ともに，自らが破壊又は倒壊 することによる火災の発生を防止する設計とする。 <br> なお，耐震については「設置許可基準規則」第三十九条に示す要求を満足するように，「設置許可基準規則の解釈」 に従い耐震設計を行う設計と する。 1（ ${ }^{\text {（5）}} \mathrm{c}$ 重複） | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 <br> 1．1．3 自然現象による火災 の発生防止 |
|  |  | 重大事故等対处施設は，森林火災から，防火帯による防謢により，火災発生防止を講 じる設計とし，竜巻（風（台風） を含む。）から，竜巻防護対策設備の設置，固縛等により，火災の発生防止を講じる設計と する。 <br> （5）d（5）【52条40】 | 竜巻（風（台風）を含む。） について，重大事故等対処施設は，重大事故等時の竜巻（風 （台風）を含む。）の影響によ り火災が発生することがない ように，竜巻防護対策を行う設計とする。 <br> （5）（5 重複） <br> なお，森林火災については，防火帯により，重大事故等対 | （3）竜巻（風（台風）含む。） による火災の発生防止 <br> 屋外の重大事故等対処施設 は，重大事故時の童巻（風（台風）を含む。）発生を考慮し，童巻飛来物防護対策設備の設置や固縛等により，火災の発生防止を講じる設計とする。 （5） <br> （4）森林火災による火災の発生防止 | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 処施設の火災発生防止を講じ る設計とする。（5）d | 屋外の重大事故等対処施設 は，「1．8．9外部火災防護に関 する基本方針」に基づき外部火災影響評価（発電所敷地外 で発生する森林火災の影響評価）を行い，森林火災による発電用原子炬施設への延焼防止対策として発電所敷地内に設置した防火帯で囲んだ内側に配置することで，火災の発生 を防止する設計とする。① （5）d 重複） |  |  |
| 二 火災の感知及び消火のた め，火災と同時に発生すると想定される自然現象により，火災感知設備及び消火設備の機能が損なわれることがない ように施設すること。（8）（9） | 2.2 火災の感知•消火 <br> 2．2．1 火災感知設備及び消火設備は，以下の各号に揭げる ように，安全機能を有する構築物，系統及び機器に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行える設計であること。（8）a | 1．2 火災の感知及び消火火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は，重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行う設計 とする。 <br> （8）【52 条 41】 <br> 火災感知設備及び消火設備 は，「1．1．3 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持 できる設計とする。（9）a <br> 火災感知設備及び消火設備 については，火災区域及び火災区画に設置された重大事故等対処施設の区分に応じて，地震に対して機能を維持でき る設計とする。 <br> （9）【 【5 2 条 42】 | （b－3）火災の感知及び消火火災の感知及び消火につい ては，重大事故等対処施設に対して，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。（8）a <br> 火災感知設備及び消火設備 は，「ロ（3）（i）b．（b－2－3）自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対 して，火災感知設備及び消火設備の機能，性能を維持でき る設計とする。（9）a 火災感知設備及び消火設備について は，設けられた火災区域又は火災区画に設置された重大事故等対処施設の区分に応じ て，地震に対して機能を維持 できる設計とする。（9b また，消火設備は，破損，誤作動又は | 1．6．2．3 火災の感知及び消火火災の感知及び消火につい ては，重大事故等対処施設に対して，早期の火災感知及び消火を行らため火災感知設備及び消火設備を設置する設計 とする。 1 1（8）a 重複）具体的 な設計を「1．6．2．3．1 火災感知設備」から「1．6．2．3．4 消火設備の破損，誤作動又は誤操作による重大事故等対処施設への影響」に示し，このう ち，火災感知設備及び消火設備が，地震等の自然現象に対 して，火災感知及び消火の機能，性能が維持され，かつ，重大事故等対処施設の区分に応 じて，機能を維持できる設計 とすることを「1．6．2．3．3 自然現象」に示す。 1 〉（9）a（9）b 重複）また，消火設備は，破損，誤作動又は誤操作が起きた場合においても，重大事故等に | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり <br> 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 <br> 1．2 火災の感知及び消火 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


| 赤色：㥞式－6㲹関する紀㦳（付番及ひ下綵） <br>  <br>  <br>  | IOO条OO1：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 <br> ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基淮要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添 -1 ） ：前回提出時からの変更䈏所 |
| :---: | :---: |

（1）火災感知設備
（1）各火災区域における放射線，取付面高さ，温度，湿度，坔流等の環境条件や予想 れる火災の性質を考慮して型
 なよう固有の信号を発等（感知器及びこれと同等の機能を有する機器をいう。以下同じ。）をそれぞれ設置する こと。また，その設置に当た っては，感知器等の誤作動を こと。（8b
（2）感知器については消防法施行規則（昭和 36 年自治省従い，感知器と同等の機能を有する機器については同項に おいて求める火災区域内の感知器の網維性及び火災報知設
号）第12条から第18条ま でに定める感知性能と同等以 と。（8）d（8）e（8）f（8）g，8）h，8）i

器も含めた組み合わせで設置
する設計とする。（8）d（8）e（8）f（8）
1．2．1 火災感知設備
火災感知設備の火災感知器
度，淐度 空气洔等の環境件，予想される火災の性質を考慮し，火災感知器を設置す る火災区域又は火災区画の重 ど，小低を早期に感知できる よう，固有の信号を発するア ナログ式の煙感知器及びアナ
 て設置する設計とする。
8b（8）C 【52 条 43】

ただし，発火性又は引火性 を形成するおそれの条件や火災の性質を考慮し，非アナログ式の炎感知器，ア ナログ式の屋外仕様の熱感知 カメラ，非アナログ式の屋外仕様の炎感知器，非アナログ アナログ式の防爆型の埶感知

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基淮規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | d．海水ポンプ室（補機ポンプ エリア），ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア <br> 海水ポンプ室（補機ポンプ エリア），ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリアは屋外であるため，区域全体の火災を感知する必要があるが，火災による煙は周囲に拡散 し，煙感知器による火災感知 は困難であること及び降水等 の浸入により火㷋感知器の故障が想定される。 <br> このため，アナログ式の屋外仕様の赤外線感知機能を備 えた熱感知カメラ（赤外線方式）及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線方式） （8）をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計 とする。（8i <br> e．軽油タンク及びガスター ビン発電設備軽油タンク軽油タンク及びガスタービ こ発電設備軽油タンクは屋外地下貯蔵式のタンクであり， タンク内部の燃料である軽油 が気化することを考慮して，万一タンク室に漏えいするよ らな故障が発生した場合には引火性又は発火性の雰囲気を形成する可能性もあるため， 8 念のため非アナログ式の |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解粉 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 防爆型で，かつ固有の信号を発する異なる種類の煙感知器及び熱感知器を設置する設計 とする。 8 g <br> これらa．～e．のうち非ア ナログ式の火災感知器は，以下の環境条件等を考慮するこ とにより誤作動を防止する設計とする。8h <br> －煙感知器は蒸気等が充満す る場所に設置しない。 <br> －熱感知器は作動温度が周囲温度より高い温度で作動す るものを選定する。 <br> －炎感知器は平常時より炎の波長の有無を連続監視し，火災現象（急激な環境変化）を把握でき，感知原理に「赤外線 3 波長式」（物質の燃焼時 に発生する特有な放射エネ ルギーの波長帯を3つ検知 した場合にのみ発報する）を採用するものを選定する。さ らに，屋内に設置する場合は外光が当たらず，高温物体が近傍にない箇所に設置する こととし，屋外に設置する場合は，屋外仕様を採用すると ともに，太陽光の影響に対し ては視野角への影響を考慮 した遮光板を設置すること で誤作動を防止する設計と する。 <br> また，火災の影響を受ける おそれが考えにくい火災区域又は火災区画は，火災感知器 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】

要求事項との対比表

| 技術基淮規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （3）外部電源喪失時に機能を失わないように，電源を確保 する設計であること，（8） | 火災感知設備のらち火災受信機盤は中央制御室に設置 し，火災感知設備の作動状況 を常時監視できる設計とす る。また，火災受信機盤は，構成されるアナログ式の受信機 により作動した火災感知器を 1 つずつ特定できる設計とす る。屋外の海水ポンプ室（補機 ポンプエリア）及びガスター を監視するアナログ式の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機盤においては，カメラ機能による映像監視（熱サーモ グラフィ）により火災発生箇所の特定が可能な設計とす る。 <br> 火災感知器は，自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 <br> 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器 は，機能に異常がないことを確認するため，「消防法施行規則」に準じ，煙等の火災を模擬 した試験を実施する。 <br> （8）（11 条（8）j）【52 条 45】 <br> 火災感知設備は，外部電源喪失時又は全交流動力電源震失時においても火炎の感知が |  | を設置しない 8 （ac，若しくは「消防法」又は「建築基準法」 に基づく火災感知器を設置す る設計とする。 <br> （9） <br> （3）火災受信機盤 <br> 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用す る。③（11 条（8） j ） <br> （4）火災感知設備の電源確保重大事故等対処施設を設置 する火災区域又は火災区画の | 基準要求への適合性を明確化 <br> 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 <br> 1．2．1 火災感知設備 <br> 火災防護設備 <br> 1．2．1 火災感知設備 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （4）中央制御室で適切に監視 できる設計であること。（8） <br> （参考） <br> （1）火災感知設備について <br> 早期に火災を感知し，かつ，誤作動（火災でないにもかか わらず火災信号を発するこ と）を防止するための方策が とられていること。 <br> なお，感知の対象となる火災は，火炎を形成できない状態で燃焼が進行する無炎火災 を含む。 <br> （早期に火災を感知するため の方策） <br> －固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等をそれぞ れ設置することとは，例えば，熱感知器と煙感知器のような感知方式が異なる感知器の組合せや熱感知器と同等の機能 を有する赤外線カメラと煙感知器のような組合せとなって いること。 <br> －感知器の設置場所を 1 つず つ特定することにより火災の発生場所を特定することがで きる受信機が用いられている こと。（8） <br> （誤作動を防止するための方策） <br> －平常時の状況（温度，煙の濃度）を監視し，かつ，火災現象（急激な温度や煙の濃度の | 可能となるように蓄電池を設 け，電源を碓保する設計とす る。また，重大事故等対処施設 を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源 は，非常用電源又は常設代替交流電源設備からの受電も可能な設計とする。 <br> （8）【52 条46】 |  | 火災感知設備は全交流電源喪失時に常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約 70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設け，電源を確保する設計とする。 <br> また，重大事故等対処施設 を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に供給す る電源は，非常用ディーゼル発電機が接続されている非常用電源及びガスタービン発電機が接続されている常設代替交流電源より供給する設計と する。（8） j |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基淮規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 上昇）を把握することができ るアナログ式の感知器を用い られていること。（8） <br> 感知器取付面の位置が高い こと等から点検が困難になる おそれがある場合は，自動試験機能又は遠隔試験機能によ り点検を行うことができる感知器が用いられていること。 （8） <br> 炎感知器又は熱感知器に代 えて，赤外線感知機能等を備 えた監視カメラシステムを用 いても差し支えない。この場合，死角となる場所がないよ うに当該システムが適切に設置されていること。（8）i | 火災区域又は火災区画の火災感知設備は，凍結等の自然現象によっても，機能，性能が維持できる設計とする。 <br> （9）【52 条 47】 <br> 屋外に設置する火災感知設備は，$-14.6^{\circ} \mathrm{C}$ まで気温が低下 しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。 <br> 屋外の火災感知設備は，火災感知器の予備を保有し，万一，風水害の影響を受けた場合にも，早期に取替えを行う ことにより機能及び性能を復旧する設計とする。 <br> （9）（11条（9）c①） <br> 【52 条 48】 |  |  | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり <br> 基準要求への適合性を明確化 | 火災防護設備 <br> 1．2．1 火災感知設備 <br> （9）引引用元：P31 <br> 同上 |

要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （2）消火設備 <br> （1）消火設備については，以下 に掲げるところによること <br> a．消火設備は，火災の火炎及 び熱による直接的な影響のみ ならず，煙，流出流体，断線，爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物，系統及び機器に悪影響を及ぼさな いように設置すること。 8 V v <br> b．可燃性物質の性状を踏ま え，想定される火災の性質に応じた十分な容量の消火剤を備えること。8p <br> c．消火栓は，全ての火災区域 の消火活動に対処できるよう配置すること。（8）x <br> d．移動式消火設備を配備す ること。（8）aa <br> e．消火設備は，外部電源喪失時に機能を失わないように，電源を確保する設計であるこ と。（8）u <br> f．消火設備は，故障警報を中央制御室に吹鳴する設計であ ること。（8）y <br> g．原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有す る構築物，系統及び機器相互 の系統分離を行うために設け | 1．2．2 消火設備 <br> 重大事故等対処施設を設置 する火災区域又は火災区画の消火設備は，破損，誤作動又は誤操作が起きた場合において も，重大事故等に対処するた めに必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えな い設計とし，火災発生時の煙 の完満又は放射線の影響によ り消火活動が困難となるとこ ろは，自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備で あるハロンガス消火設備及び ケーブルトレイ消火設備を設置して消火を行う設計とす る。（8）k（10）a <br> 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動 が困難とならないところは，消火器，移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計 とする。（8） <br> なお，消火設備の破損，誤作動又は誤操作に伴ら溢水によ る重大事故等に対処する機能 への影響については，浸水防護設備の基本設計方針にて確認する。 <br> （10）（11 条（10b）【52条49】 | （b－3－2）消火設備 <br> 重大事故等対処施設を設置 する火災区域又は火災区画 で，火災発生時の煙の充満又 は放射線の影響により消火活動が困難となるところには，自動消火設備又は手動操作に よる固定式消火設備を設置し て消火を行う設計とするとと もに，8 k 固定式の全域ガス消火設備を設置する場合は，作動前に職員等の退出ができ るように警報を発する設計と する。（8） | 1．6．2．3．2 消火設備 <br> 消火設備は，重大事故等対処施設を設置する火災区域又 は火災区画の火災を早期に消火できるように設置する設計 とする。消火設備は，以下を踏 まえた設計とする。 <br> （2） <br> （1）重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画 に設置する消火設備 <br> 重大事故等対処施設を設置 する火災区域又は火災区画に設置する消火設備は，当該火災区域又は火災区画が，火災発生時の煙の充満又は放射線 の影響により消火活動が困難 となる火災区域又は火災区画 であるかを考慮して設計す る。 －${ }^{\text {）（ }}$（8） k 重複） <br> a．火災発生時の煙の充満又 は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定 <br> 建屋内の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画は，「b。火災発生時の煙の充満又は放射線の影響に より消火活動が困難とならな | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> （10）引用元：P32 <br> （8） 1 引用元：P50 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基淮規則•解釈 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | られた火災区域又は火災区画 に設置される消火設備は，系統分離に応じた独立性を備え た設計であること。（8）s <br> h．原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するた めの安全機能を有する構築物，系統及び機器が設置され る火災区域または火災区画で あって，火災時に煙の充満，放射線の影響等により消火活動が困難なところには，自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置するこ と。 8 k <br> i．放射性物質の貯蔵又は閉 じ込め機能を有する構築物，系統及び機器が設置される火災区域であって，火災時に煙 の充満，放射線の影響等によ り消火活動が困難なところに は，自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。8 k <br> j．電源を内蔵した消火設備 の操作等に必要な照明器具 を，必要な火災区域及びその出入通路に設置すること。（8） ab <br> （2）消火剤に水を使用する消火設備については，（1）に掲げ |  |  | い火災区域又は火災区画の選定」に示した火災区域又は火災区画を除き，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響に より消火活動が困難となるも のとして選定する。 <br> b．火災発生時の煙の充満又 は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定 <br> 建屋内の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち，消火活動が困難とならないところを以下に示す。 <br> なお，屋外については煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とはならない ものとする。 <br> （8） <br> （a）中央制御室 <br> 中央制御室は，常駐する運転員によって火災感知器によ る早期の火災感知及び消火活動が可能であり，火災が拡大 する前に消火可能であるこ と，万一火災によって煙が発生した場合でも「建築基準法」 に準拠した容量の排煙設備に よって排煙が可能な設計とす ることから，消火活動が困難 とならない火災区域又は火災区画として選定する。 <br> なお，中央制御室床下ケー |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 揭げるところによること。 <br> a．消火用水供給系の水源及 び消火ポンプ系は，多重性又 は多様性を備えた設計である こと。（8）r <br> b． 2 時間の最大放水量を確保 できる設計であること。 8 q q <br> c．消火用水供給系をサービ ス系又は水道水系と共用する場合には，隔離亣等を設置し て遮断する等の措置により，消火用水の供給を優先する設計であること。（8）t <br> d．管理区域内で消火設備か ら消火剤が放出された場合 に，放射性物質を含むおそれ のある排水が管理区域外い流出することを防止する設計で あること。8w <br> （3）消火剤にガスを使用する消火設備については，（1）に掲 げるところによるほか，固定式のガス系消火設備は，作動前に職員等の退出ができるよ らに警報を吹鳴させる設計で あること。（8） <br> （参考） <br> （2）消火設備について <br> （1）－d 移動式消火設備につい |  |  | 発生場所の特定が困難である と考えられることから，固有 の信号を発する異なる種類の火倓感知設備（撲感知器と熱感知器），及び自動消火設備で ある局所がス消火設備を設置 する設計とする。（8） <br> （b）原子炉格納容器 <br> 原子炉格納容器内において万一火災が発生した場合で も，原子炬格納容器の空間体積（約 $7,650 \mathrm{~m}^{3}$ ）に対してパー ジ用排風機の容量が $24,000 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ であり，排煙が可能な設計とすることから，消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画として選定 する。⑧ <br> （c）ガスタービン発電機室 ガスタービン発電機室は，外壁がルーバ構造となってい ることから，万一火災によっ て煙が発生した場合でも，ル一バから外気に煙が排煙され ること，屋外と接続している扉を開放し扉の外側から消火器又は移動式消火設備で消火 が可能であることから，消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画として選定す る。（8） <br> （d）トーラス室 <br> トーラス室において万一火 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基淮規則•解釈 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | ては，実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77号）第 83 条第 5 号」を踏ま えて設置されていること。（8） aa <br> （1）－g 「系統分離に応じた独立性」とは，原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物，系統及び機器が系統分離を行らため複数の火災区域又は火災区画に分離して設置されている場合 に，それらの火災区域又は火災区画に設置された消火設備 が，消火ポンプ系（その電源 を含む。）等の動的機器の単一故障により，同時に機能を喪失することがないことをい う。（8）s <br> （1）－h－1 手動操作による固定式消火設備を設置する場合 は，早期に消火設備の起動が可能となるよう中央制御室か ら消火設備を起動できるよう に設計されていること。 <br> 上記の対策を講じた上で，中央制御室以外の火災区域又 は火㷋区画に消火設備の起動装置を設置することは差し支 えない。 <br> （1）－h－2 自動消火設備にはス プリンクラー設備，水噴霧消 |  |  | 災が発生した場合でも，トー ラス室の空間体積（約 $11,000 \mathrm{~m}^{3}$ ）に対して換気風量 が $21,600 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ であり，排煙が可能な設計とすることから，消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画として選定する。 8 <br> （e）可燃物の設置状沉等によ り火災が発生しても煙が充满 しない火災区域又は火災区画以下に示す火災区域又は火災区画は，可燃物を少なくす ることで煙の発生を抑える設計とし，煙の充満により消火困難とはならない箇所として選定する。各火災区域又は火災区画とも不要な可燃物を持 ち込まないよう持込み可燃物管理を実施するとともに，点検に係る資機材等の可燃物を一時的に仮置きする場合は，不燃性のシートによる養生を実施し火災発生時の延焼を防止する。なお，可燃物の状沉に ついては，重大事故等対処施設以外の構築物，系統及び機器も含めて確認する。⑧ <br> i．階段室，パーソナルエアロ ック前室，パイプスペース室内に設置している機器 は，電線管等である。これら は，不燃性材料又は難燃性材 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基淮規則•解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 火設備及びガス系消火設備 （自動起動の場合に限る。）が あり，手動操作による固定式消火設備には，ガス系消火設備等がある。中央制御室のよ うに常時人がいる場所には， ハロン 1301 を除きガス系消火設備が設けられていないこ とを確認すること。（8）k <br> （2）－b 消火設備のための必要水量は，要求される放水時間及び必要圧力での最大流量を基に設計されていること。こ の最大流量は，要求される固定式消火設備及び手動消火設備の最大流量を合計したもの であること。 <br> なお，最大放水量の継続時間としての 2 時間は，米国原子力規制委員会（NRC）が 定 め る Regulatory Guide 1． 189 で規定されている値で ある。 <br> 上記の条件で設定された防火水槽の必要容量は， Regulatory Guide1． 189 では 1，136，000 リットル（ $1,136 \mathrm{~m}^{3}$ ）以上としている。 <br> （8）p，8q |  |  | ルは電線管及び金属製の可と ら電線管で敷設する設計とす る。（8） <br> ii ．低電導度廃液収集ポンプ室，代替循噮泠却ポンプ室室内に設置している機器 は，ポンプ，電線管等である。 これらは，不燃性材料又は難燃性材料で構成されており，可燃物としては軸受に䦞滑油 を使用している。軸受は不燃性材料である金属で覆われて おり，設備外部で燃え広がる ことはない。その他に可燃物 は設置しておらず，ケーブル は電線管及び金属製の可とう電線管で敷設する設計とす る。（8） <br> iii．制御棒駆動機構計装ラッ ク室，除染室 <br> 室内に設置している機器 は，ダクト，電線管等である。 これらは，不燃性材料又は難燃性材料で構成されており， ケーブルは電線管及び金属製 の可とう電線管で敷設する設計とする。8 <br> iv．フィルタ装置室 <br> 室内に設置している機器 は，フィルタ装置，電線管等で ある。これらは，不燃性材料又 は難燃性材料で構成されてお り，ケーブルは電線管及び金 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解粉 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 置しておらず，ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管で敷設する設計とする。8 <br> viii．原子炬補機送風機室及び排風機室，ディーゼル発電機室非常用送風機室，非常用が ス处理系ファン室 <br> 室内に設置している機器 は，送風機，排風機，電動弁等 である。これらは，不燃性材料又は難燃性材料で構成されて おり，可燃物としては軸受に グリスを使用している。軸受 は，不燃性材料である金属で覆われており，設備外部で燃 え広がることはない。その他 に可燃物は設置しておらず， ケーブルは電線管及び金属製 の可とう電線管で敷設する設計とする。8 <br> ix．配管トレンチ <br> 室内に設置している機器 は，配管，電線管等である。こ れらは，不燃性材料又は難燃性材料で構成されており，ケ ーブルは電線管及び金属製の可とら電線管で敷設する設計 とする。（8） <br> x．ダスト放射線モニタ室，格納容器内雰囲気モニタ室 <br> 室内に設置している機器 は，サンプルポンプ，計装ラッ ク等である。これらは，不燃性 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 材料又は難燃性材料で構成さ れており，ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管で敷設する設計とする。 8 8 <br> x i ．活性炭式希ガスホール ドアップ塔室，排ガス復水器室 <br> 室内に設置している機器 は，活性炭式希ガスホールド アップ塔，排ガス再結合機，排 ガス予泠器等である。これら は，不燃性材料又は難燃性材料で構成されており，ケーブ ルは電線管及び金属製の可と ら電線管で敷設する設計とす る。 8 <br> x ii．復水貯蔵タンク／連絡ト レンチ／バルブ室 <br> 室内に設置している機器 は，空気作動弁，計器等であ る。これらは，不燃性材料又は難燃性材料で構成されてお り，ケーブルは電線管及び金属製の可とら電線管で敷設す る設計とする。 8 〉 <br> x iii．ブローアウトパネル室室内に設置している機器 は，原子炉建屋ブローアウト パネル及び原子炉建屋ブロー アウトパネル閉止装置等であ る。これらは，不燃性材料又は難燃性材料で構成されてお り，ケーブルは電線管及び金 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解粉 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | おり，その床面積は最大で約 $1,100 \mathrm{~m}^{2}$（原子炉建屋 1 階周回通路）と大きい。さらに，各階層間には開口部（機器ハッチ） が存在するが，これらは水素対策として通常より開口状態 となっている。 <br> 原子炉建屋通路部（地上 1階及び2階）及び燃料取替床 は，このようなレイアウトで あることに加え，火災発生時 の煙の充満又は放射線の影響 により消火活動が困難となる可能性を否定できないことか ら，煙の充満を発生させるお それのある可燃物（ケーブル，電源盤，潤滑油内包設備）に対 しては自動又は中央制御室か らの手動操作により早期の起動も可能な局所ガス消火設備 を設置し消火を行う設計と し，これ以外（計器など）の可燃物については量が少ないこ とから消火器で消火を行う設計とする。 <br> なお，これらの固定式消火設備に使用するガスは，ハロ ゲン化物消火剤とする。 <br> （8） <br> d．火災発生時の煙の充満又 は放射線の影響により消火活動が困難とならない場所に設置する消火設備 <br> （a）屋外の火災区域（海水ポ ンプ室（補機ポンプエリア），軽油タンクエリア及び燃料移 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 原子炉格納容器内において火災が発生した場合，原子炉格納容器の空間体積（約 $7650 \mathrm{~m}^{3}$ ）に対してパージ用排風機の容量が約 $24000 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ で あることから，煙が充満しな |  | 送ポンプ室，ガスタービン発電設備軽油タンクエリア及び ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア） <br> 屋外の火災区域である海水 ポンプ室（補機ポンプエリ ア），軽油タンクエリア及び然料移送ポンプ室，ガスタービ ン発電設備軽油タンクエリア及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリアについて は，消火器又は移動式消火設備により消火を行ら設計とす る。（8） <br> （b）中央制御室 <br> 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動 が困難とならない中央制御室 には，全域がス消火設備等は設置せず，消火器で消火を行 ら設計とする。また，中央制御盤内の火災については，電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行ら設計と する。中央制御室床下ケーブ ルピットは，自動消火設備で ある局所ガス消火設備を設置 する設計とする。8。 <br> （c）原子炉格納容器原子炬格納容器内におい乙，万一，火災が発生した場合 でも，原子炬格納容器の空間体積（約 $7,650 \mathrm{~m}^{3}$ ）に対してパ ージ用排風機の容量が 24,000 | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基淮規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | いため，消火活動が可能であ ることから，消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計 とする。 <br> 8）【52条50】 <br> トーラス室において火災が発生した場合，トーラス室の空間体積（約 $11000 \mathrm{~m}^{3}$ ）に対し て換気風量の容量が約 $21600 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ であることから，煙 が充満しないため，消火活動 が可能であることから，消火器を用いた消火ができる設計 とする。 <br> （8n 【52条51】 |  | $\mathrm{m}^{3} / \mathrm{h}$ であることから，煙が充満しないため，消火活動が可能である。 <br> したがって，原子炉格納容器内の消火については，消火器を用いて行う設計とする。 また，消火检を用いても対応 できる設計とする。（8）m <br> （d）ガスタービン発電機室 <br> 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動 が困難とならないガスタービ ン発電機室は，消火器又は移動式消火設備により消火を行 ら設計とする。 8 <br> （e）トーラス室 <br> トーラス室において万一火災が発生した場合でも，トー ラス室の空間体積（約 $11,000 \mathrm{~m}^{3}$ ）に対して換気風量 が $21,600 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ であることか ら，煙が充満しないため，消火活動が可能である。 <br> したがって，トーラス室の消火については，消火器を用 いて行ら設計とする。また，消火栓を用いても対応できる設計とする。8 8 n <br> （f）可燃物が少ない火災区域又は火災区画 <br> 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動 が困難とならない火災区域又 | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防謢設備 1．2．2 消火設備 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基淮規則•解积 | 実用発電用原子炉 及びその附属施設の 火災防護に係る番査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 中央制御室は，消火器で消火を行ら設計とし，中央制御室制御盤内の火災について は，電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行 ら設計とする。また，中央制御室床下ケーブルピットについ ては，自動消火設備である八 ロンガス消火設備（局所）を設置する設計とする。 <br> （8）【52条52】 <br> 重大事故等対処施設を設置 する火災区域又は火災区画の消火設備は，以下の設計を行 ら。 <br> （8）【52条53】 | 消火用水供給系は， 2 時間の最大放水量を確保し，（8）$q$ 飲料水系等と共用する場合は隔離弁を設置し消火を優先する設計とし，（8）t 水源及び消火ポ ンプは多重性又は多様性を有 する設計とする。（8）$r$ また，屋内，屋外の消火範囲を考慮 し消火栓を配置するととも に，（8）x 移動式消火設備を配備する設計とする。⑧aa <br> 消火設備の消火剤は，想定 | は火災区画のうち，可燃物が少ない火災区域又は火災区画 については，消火器で消火を行う設計とする。 <br> （1）（8） 1 重複） <br> （2）消火用水供給系の多重性又は多樣性の考慮 <br> 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用す る。 <br> （3）系統分離に応じた独立性 の考慮 <br> 重大事故等対処施設は，重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能 が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう，区分分 | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり <br> 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 1．2．2 消火設備 <br> （8） 引用元：P50同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】

要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 用電源から受電する設計とす る。 <br> 屋外水消火系のらち屋外消火系ディーゼル駆動消火ポン プは，外部電源喪失時にもデ イーゼル機関を起動できるよ うに蓄電池を設け，電源を確保する設計とする。 （8）（11 条（8）ab）【52条61】 <br> ハロンガス消火設備は，外部電源喪失時にも消火ができ るように，非常用電源から受電するとともに，設備の作動 に必要な電源を供給する蓄電池も設け，全交流動力電源喪失時にも電源を確保する設計 とする。 <br> ケーブルトレイ消火設備に ついては，作動に電源が不要 な設計とする。 （8）（11 条（8）ac）【52条62】 <br> （4）消火設備の配置上の考慮 <br> a．火災による二次的影響の考慮 <br> ハロンガス消火設備（全域） のボンベ及び制御盤は，重大事故等対処施設に悪影響を及 ぼさないよう消火対象となる機器が設置されている火災区域又は火災区画と別の区画に設置する設計とする。 |  |  | 基準要求への適合性を明確化 <br> 基準要求への適合性を明確化 | （8） 引 用元：P53 <br> 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> （8） u 引用元：P53 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | また，ハロンガス消火設備 （全域）は，電気絶縁性の高い ガスを採用し，火災の火炎，熱 による直接的な影響のみなら ず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が，火災が発生していない重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 <br> （8） V （11 条（8）ad（8）ae） <br> 【52 条 63】 <br> ハロンガス消火設備（局所）及びケーブルトレイ消火設備 は，電気絶縁性の高いガスを採用するとともに，ケーブル トレイ消火設備については， ケーブルトレイ内に消火剤を留める設計とする。 <br> また，消火対象と十分離れ た位置にボンべ及び制御盤を設置することで，火災の火炎，熱による直接的な影響のみな らず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が，火災 が発生していない重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさな い設計とする。 <br> （8） v （11 条（8）ad（8）af） <br> 【52 条 <br> 64】 <br> 消火設備のボンべは，火災 による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよ う，ボンべに接続する安全弁 |  |  | 基準要求への適合性を明確化 <br> 基準要求への適合性を明確化 | （8）v 引用元：P53 <br> 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> （8）v 引用元：P53 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子烼及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\text { 設置許可申請書 }}{\text { 本 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 2．2．2 火災感知設備及び消火設備は，以下の各号に示すよ うに，地震等の自然現象によ っても，火災感知及び消火の機能，性能が維持される設計 であること。（9） | 外消火系電動機駆動消火ポン プ，屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ，ハロンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備は，電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計 とする。 <br> （8）y（11 条（8）ak）【52 条 69】 <br> b．ハロンガス消火設備の職員退避警報 <br> 固定式消火設備であるハロ ンガス消火設備は，作動前に職員等の退出ができるように警報又は音声警報を発する設計とする。 <br> ケーブルトレイ消火設備 は，消火剤に毒性がなく，消火時に生成されるフッ化水素は延焼防止シートを設置したケ ーブルトレイ内に留まり，外部に有意な影響を及ぼさない ため，消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。 （8）（11 条（8）a1）【52 条 70】 <br> （6）消火設備に対する自然現象の考慮 | なお，消火設備を設置した場所への移動及び操作を行ら ため，蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。 <br> （8）ab | （14）消火用非常照明設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用す る。〈3（11 条（8）an） <br> 1．6．2．3．3 自然現象 <br> 女川原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべ き自然現象としては，網羅的 に抽出するために，発電所敷地及びその周辺での発生実績 | 基漼要求への適合性を明碓化 | （8）y 引用元：P53 <br> 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> （8）引 引用元：P40 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】

要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき事象を収集した。これらの事象のら ち，発電所敷地及びその周辺 での発生可能性，重大事故等対処施設への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間的余裕の観点から，重大事故等対処施設に影響を与える おそれがある事象として，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮を抽出した。 1（（5）a 重複） <br> これらの自然現象のうち，落雷については「1．6．2．2．3（1）落雷による火災の発生防止」に示す対策 により，機能を維持する設計 とする。凍結については，「（1）凍結防止対策」に示す対策に より機能を維持する設計とす る。竜巻，風（台風）に対して は，「（2）風水害対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。地震については， <br> 「（3）地震対策」に示す対策 により機能を維持する設計と する。上記以外の津波，洪水，降水，積雪，地滑り，火山の影響，高潮及び生物学的事象に ついては，「（4）想定すべきそ の他の自然現象に対する対策 について」に示す対策により機能を維持する設計とする。 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解䄧 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 設計であること。（9） <br> （参考） <br> 火災防護対象機器等が設置さ れる火災区画には，耐震 B•C クラスの機器が設置されてい る場合が考えられる。これら の機器が基準地震動により損傷しSクラス機器である原子炉の火災防護対象機器の機能 を失わせることがないことが要求されるところであるが， その際，耐震 $\mathrm{B} \cdot \mathrm{C}$ クラス機器 に基準地震動による損傷に伴 ら火災が発生した場合におい ても，火災防護対象機器等の機能が維持されることについ て確認されていなければなら ない。（9） <br> （2）消火設備を構成するポン プ等の機器が水没等で機能し なくなることのないよう，設計に当たつては配置が考慮さ れていること。（9） | 策として，水消火配管のレイ アウト，配管支持長さからフ レキシビリティを考慮した配置とすることで，地盤変位に よる変形を配管系統全体で吸収する設計とする。 <br> さらに，屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができるよう，建屋に給水接続口を設置する設計とする。 <br> （9）（11条（9）g） <br> 【52 条 73】 <br> （7）その他 <br> a．移動式消火設備 <br> 移動式消火設備は，恒設の消火設備の代替として消火ホ ース等の資機材を備え付けて いる化学消防自動車を2台及 び泡原液搬送車を 1 台配備す る設計とする。 <br> （8）aa（11 条（8）am）【52 条 74】 <br> b．消火用の照明器具 |  | 護に関する基本方針を適用す る。（3）（11 条（9）g） <br> （4）想定すべきその他の自然現象に対する対策について設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用す る。（3）（11 条（5）a） | 基準要求への適合性を明確化 <br> 基準要求への適合性を明碓化 | 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> （8）aa引用元：P52 <br> 同上 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 2．2．3 安全機能を有する構築物，系統及び機器は，消火設備の破損，誤動作又は誤操作 によって，安全機能を失わな い設計であること。また，消火設備の破損，誤動作又は誤操作による溢水の安全機能へ の影響について「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイ ド」により確認すること。（10） <br> （参考） <br> 原子力発電所の内部溢水影響評価ガイドでは，発生要因別に分類した以下の溢水を想定することとしている。 <br> a．想定する機器の破損等に よって生じる漏水による溢水 <br> b．発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止 のために設置される系統から の放水による溢水 <br> c．地震に起因する機器の破損等により生じる漏水による | 建屋内の消火栓，消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経路には，移動及び消火設備の操作を行らため，消防法で要求される消火継続時間 20 分に現場への移動等 の時間も考慮し， 8 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。 （8）ab（11 条（8）an）【52条75】 |  | 1．6．2．3．4 消火設備の破損，誤作動又は誤操作による重大事故等対処施設への影響 <br> 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用す る。（3）（11条（10）a，11条（8）ae， 11条（10b） |  | （8）ab 引用元：P59 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炉 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 溢水 <br> このらち，b．に含まれる火災時に考慮する消火水系統か らの放水による溢水として，以下が想定されていること。 （1）火災感知により自動作動 するスプリンクラーからの放水 <br> （2）建屋内の消火活動のため に設置される消火栓からの放水 <br> （3）原子炉格納容器スプレイ系統からの放水による溢水（11） <br> 2．3 火災の影響軽減 <br> 2．3．1 安全機能を有する構築物，系統及び機器の重要度に応じ，それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及 び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響 に対し，以下の各号に揭げる火災の影響軽減のための対策 を講じた設計であること。 <br> （1）原子炉の高温停止及び低温停止に係わる安全機能を有 する構築物，系統及び機器を設置する火災区域について は， 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離すること。 <br> （2）原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有す る構築物，系統及び機器は， |  |  |  |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | その相互の系統分離及びこれ らに関連する非安全系のケー ブルとの系統分離を行うため に，火災区画内又は隣接火災区画間の延焼を防止する設計 であること。 <br> 具体的には，火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブ ルが次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。 <br> a．互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて，互い の系列間が 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離さ れていること。 <br> b．互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて，互い の系列間の水平距離が 6 m 以上あり，かつ，火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。 この場合，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないこと。 <br> c．互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて，互い の系列間が 1 時間の耐火能力 を有する隔壁等で分離されて おり，かつ，火災感知設備及 び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。 |  |  |  |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （3）放射性物質の貯蔵又は閉 じ込め機能を有する構築物，系統及び機器が設置される火災区域については， 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁 によって他の火災区域から分離されていること。 <br> （4）換気設備は，他の火災区域の火，熱，又は煙が安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置する火災区域に悪影響を及ぼさないように設計 すること。また，フィルタの延焼を防護する対策を講じた設計であること。 <br> （5）電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域及び中央制御室のような通常運転員 が駐在する火災区域では，火災発生時の煙を排気できるよ らに排煙設備を設置するこ と。なお，排気に伴い放射性物質の環境への放出を抑制す る必要が生じた場合には，排気を停止できる設計であるこ と。 <br> （6）油タンクには排気ファン又はベント管を設け，屋外に排気できるように設計されて いること。 |  |  |  |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炋及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （1）耐火壁の設計の妥当性 が，火災耐久試験によって確認されていること。 <br> （2）－1 隔壁等の設計の妥当性 が，火災耐久試験によって確認されていること。 <br> （2）－ 2 系統分離をb．（6m 離隔十火災感知•自動消火）ま たはc．（1時間の耐火能力を有する隔壁等十火災感知•自動消火）に示す方法により行 ら場合には，各々の方法によ り得られる火災防護上の効果 が，a．（3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等）に示す方法によって得られる効果と同等であることが示されている こと。この場合において，中央制御室においては，自動消火に代えて，中央制御室の運転員による手動消火としても差し支えない。 <br> （2）－3 2.2 火災の感知•消火 の規定により設置した火災感知設備及び自動消火設備につ いては，b。及びc．に示す火災感知設備及び自動消火設備 と兼用することができる。 <br> （2）－4 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを分離する隔壁等は，想定される全ての環境条件及び人為的事象（故意 によるものを除く。）に対して隔離機能を喪失することがな い構造であること。 |  |  |  |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基淮規則•解釈 | 実用発電用原子炬 及びその附施設の 火炎防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 2．3．2 原子炉施設内のいかな る火災によっても，安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には，火災に よる影響を考慮しても，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，原子炉を高温停止及び低温停止 できる設計であること。 <br> また，原子炉の高温停止及 び低温停止が達成できること を，火災影響評価により確認 すること。 <br> （火災影響評価の具体的手法 は「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」による。） <br> （参考） <br> 「高温停止及び低温停止で きる」とは，想定される火災 の原子炉への影響を考慮し て，高温停止状態及び低温停止状態の達成，維持に必要な系統及び機器がその機能を果 たすことができることをい う。 <br> 3．個別の火災区域又は火災区画における留意事項 <br> 火災防護対策の設計におい ては，2．に定める基本事項の ほか，安全機能を有する構築物，系統及び機器のそれぞれ の特徴を考慮した火災防護対策を講ずること。 |  | （b－4）その他「口（3）（i）b．（b－2）火災発生防止」及び「口（3）（i）b 。 （b－3）火災の感知及び消火」 のほか，重大事故等対処施設 のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講じる設計と する。 1 （1）a，（1）e 重複） | 1．6．2．4 その他 <br> 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用す $\text { る。《3) (11 条(1)b, } 11 \text { 条(1) } \mathrm{c})$ |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解粉 | 実用発電用原子炬 及びその附属施設の 火炎防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\underset{\substack{\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 }}}{\text { 隹 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （参考） <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器の特徴を考慮し た火災防護対策として，NRC が定める Regulatory Guide 1． 189 には，以下のものが示 されている。 <br> （1）ケーブル処理室 （1）消防隊員のアクセスのた めに，少なくとも二箇所の入口を設けること。 <br> （2）ケーブルトレイ間は，少な くとも幅 0.9 m ，高さ 1.5 m分離すること。（8） <br> （2）電気室 <br> 電気室を他の目的で使用し ないこと。（2） <br> （3）蓄電池室 <br> （1）蓄電池室には，直流開閉装置やインバーターを収容しな いこと。（3） <br> （2）蓄電池室の換気設備が，2\％ を十分下回る水素濃度に維持 できるようにすること。（2bb（2） c <br> （3）換気機能の喪失時には中央制御室に警報を発する設計 であること。（3） |  | ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 <br> （3）その他の主要な事項 <br> （i）火災防護設備 <br> b．重大事故等対処施設 <br> 火災防護設備は，火災区域及び火災区画を考慮し，火災感知又は消火の機能を有する ものとする。 1 （1），8），（11）重複） <br> 火災感知設備は，固有の信号を発するアナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器 を組み合わせて設置すること を基本とするが， <br> 各火災区域又は火災区画にお ける放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件 や火災の性質を考慮し，上記 の設置が適切でな <br> い場合においては，非アナロ グ式の炎感知器，非アナログ式の防爆型の煙感知器，非ア ナログ式の防爆型の熱感知器等の火災感知器も含めた中か ら2つの異なる種類の感知器 を設置する。また，中央制御室 で常時監視可能な火災受信機盤を設置する。 1 （ 8 ）b，8）c 重複） <br> 消火設備は，破損，誤作動又 は誤操作により，重大事故等対処施設の重大事故等に対処 するために必要な機能を損な わない設計とし，火災発生時 |  |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第52条 火災による損傷の防止】

|  <br> 青色：設蕰变更做可本文及び添付書類八かららの引用以外の祀戟 <br>  <br>  | 100 条 $○ ○ 1$ ：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（禣足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根执に関する説明書 別添－1） <br> ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |

要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | e．ケーブル処理室 <br> ケーブル処理室は，自動消火設備であるハロンガス消火設備により消火する設計とす る。区分I ケーブル処理室及 び区分 II ケーブル处理室につ いては，消火活動のため 2 箇所の入口を設置する設計とす る。 <br> なお，区分IIIケーブル処理室は，消火活動のための入口 は 1 箇所であるが，部屋の大 きさが狭く，室内の可燃物は少量のケーブルトレイのみで あるため，火災が発生した場合においても，入口から消火要員による当該室全域の消火活動を行らことが可能な設計 とする。 <br> （8）（11 条（8）ar） <br> 【52 条 79】 |  |  | 基漼要求への適合性を明確化 | 同上 |

【第52条 火災による損傷の防止】 $\square$様式—6
各条文の設計の考え方
第52条（火災による損傷の防止）
1．技術基準の条文，解釈への適合性に関する考え方

| No． | 基本設計方針で記載する事項 | 適合性の考え方（理由） | 項－号 | 解釈 | 添付書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （1） | 火災防護対策が必要な火災区域又は火災区画の設定及び火災防護計画の策定 | 技術基準及び火災防護審査基準の要求を受けた内容として記載して いる。 | － | 1 | $\mathrm{a}, \mathrm{b}, \mathrm{c}, \mathrm{f}$ |
| （2） | 火災発生防止対策 | 同 上 | 1 | 1 | c |
| （3） | 発火性又は引火性の物質 を内包する系統の漏えい防止その他の措置 | 同 上 | 1 －イ | － | c |
| （4） | 重大事故等対処施設に対 する不燃性材料又は難燃性材料の使用 | 同 上 | 1 －ロ | 2 | c |
| （5） | 避雷設備その他の自然現象による火災発生の防止対策 | 同 上 | 1 一ハ | － | c |
| （6） | 水素の燃焼に対する重大事故等対処施設の安全性 への考慮 | 同 上 | 1 － | － | c |
| （7） | 放射線分解により発生し た水素の蓄積を防止する措置 | 同 上 | 1 － | 3 | c |
| （8） | 火災感知設備及び消火設備の施設 | 同 上 | 1 二 | － | $\begin{gathered} \mathrm{a}, \mathrm{~b}, \mathrm{c}, \mathrm{~d}, \\ \mathrm{e}, \mathrm{f}, \mathrm{~g} \end{gathered}$ |
| （9） | 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象への考慮 | 同 上 | 1 二 | － | c |
| （10） | 消火設備の誤作動又は誤操作に対する重大事故等対処施設への考慮 | 設計基準対象施設と同様の設計で あるため記載している。 | － | － | c |
| （11） | 火災の影響軽減対策 | 同 上 | － | － | c |

2．設置許可本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方

| No． | 項目 | 考え方 | 添付書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 重複記載 | 設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 | - |

3．設置許可添八のらち，基本設計方針に記載しないことの考え方

| No． | 項目 | 考え方 | 添付書類 |
| :--- | :--- | :--- | :---: |
| $〈 1\rangle$ | 重複記載 | 設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 | - |
| $\langle 2\rangle$ | 設置許可内での呼び込み <br> い。込みに関する記載のため記載しな | - |  |
| $\langle 3\rangle$ | DB の設計方針 | 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用 <br> する旨を記載しているため記載しない。 | c |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—6
【第52条 火災による損傷の防止】

| - ：該当なし | 工 |
| :---: | :---: |


| 4． | 爆発性雰囲気を形成する おそれのないこと | 具体的な対応は「火災防護に関する説明書」に記載する内容であるため，基本設計方針に記載しない。 | c |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （5） | 核計装ケーブル及び放射線モニタケーブル | 同 上 | c |
| （6） | 火災のおそれのない自然現象 | 同 上 | c |
| （7） | 定義の記載 | 同 上 | c |
| 88） | 火災防護設備の設置場所 | 同 上 | c |
| －9） | 設計の具体例 | 同 上 | c |
| 4．詳細な検討が必要な事項 |  |  |  |
| No． | 書類名 |  |  |
| a | 要目表 |  |  |
| b | 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 |  |  |
| c | 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 |  |  |
| d | 耐震性に関する説明書 |  |  |
| e | 火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 |  |  |
| f | 構造図 |  |  |
| g | 強度に関する説明書 |  |  |
| h | 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 |  |  |
| i | 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 |  |  |


[^0]:    本資料のうち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

